

# しづかわジェンダー平等推進プラン

## 【第3次渋川市男女共同参画計画】

互いを認め合い  
誰もが自分らしく生きられるまちへ



令和8年3月

渋川市

## 「男女共同参画社会」とは

「男女共同参画社会」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」のことです。(男女共同参画社会基本法第2条)

英語では「Gender-equal society(ジェンダー平等社会)」と表現され、本計画では、男女共同参画の推進を、ジェンダー平等の実現につながる取組として整理します。

## 「ジェンダー平等」とは

生物学的な性別(Sex)とは異なり、「男らしさ」や「女らしさ」といった、社会的や文化的に形成された性別のことを「ジェンダー(Gender)」と呼びます。

ジェンダーによる、教育や収入、社会的地位などの格差は、本来の能力とは無関係に、固定的な性別役割分担意識等が影響している、と考えられます。

「ジェンダー平等」とは、「性別にかかわらず、平等に権利・責任・機会を分かち合い、社会のあらゆる場面で意思決定に参画できること」を意味しており、社会的性差による不均衡や差別、偏見の解消を目指す考え方です。

## 「日本国憲法」では

日本国憲法では、「第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定められ、男女平等が憲法上の基本原則として保障されています。

この計画を通じ、渋川市は、「互いを認め合い 誰もが自分らしく生きられるまち」を目指し、男女共同参画の取組を通じて、ジェンダー平等が着実に進展する社会の形成を進めてまいります。

## はじめに

この度、「第3次澁川市男女共同参画計画」、愛称「しぶかわジェンダー平等推進プラン」を策定いたしました。澁川市男女共同参画審議会においては大変熱心に議論いただき、また、市民意識調査や事業所実態調査などでは、市民の皆様から、多くの御回答をいただくことができました。

策定にあたり御協力くださいました皆様に、心から感謝申し上げます。



国では、「男女共同参画社会基本法」において、男女共同参画社会の実現を重要な課題と位置付け、「第5次男女共同参画基本計画」に基づく取組が進められています。現在、次期計画の策定に向けた議論も行われており、男女共同参画社会の実現に向けては、依然として解決すべき課題が多く残されています。

澁川市でも、令和6年度に実施しました「男女共同参画に関する市民意識調査」で、各分野における男女の地位の平等感の改善が確認されてきた一方、家庭における家事・育児・介護等に関する役割分担にはまだ偏りが見られます。

また、男女間の賃金や正規雇用率の格差、健康課題に起因した離職といった課題も現に存在しており、男女共同参画社会の推進はまだまだ必要です。

本市では、令和6年4月1日に「澁川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、「男」と「女」という2つだけの軸で語られがちな男女共同参画について、性別等、年齢、障害の有無、国籍、文化的な背景等といった一人ひとりの違いを尊重する視点を加え、真に男女共同参画社会の実現を目指すための取組を進めてきました。

今後も、市民の皆様、事業者の皆様と力を合わせて、「オール澁川」、「チーム澁川」で、性別にかかわらず、自分らしい考え方や生き方が選択できる、誰もが住み良いまちを実現していくため、当計画に基づいた具体的な施策を加速させ、熱意をもって取り組んでまいります。変わらぬ御支援をお願い申し上げます。

令和8年3月

澁川市長 星名建市

# 目次

<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>1</b>
1 計画の目的.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 調査の実施.....	4
5 市民意見公募の実施.....	5
6 計画の策定体制.....	5
<b>第2章 男女共同参画を取り巻く動向</b> .....	<b>6</b>
1 国の動き.....	6
2 群馬県の動き.....	9
3 社会の変化.....	10
4 渋川市の現状.....	14
5 第2次計画の成果と分析.....	35
<b>第3章 計画の内容</b> .....	<b>39</b>
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>41</b>
基本目標Ⅰ 男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくりを進めるまち.....	41
施策目標1 男女共同参画意識の醸成.....	42
施策目標2 多様性に関する市民理解の増進と学習機会の提供.....	47
基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすく、ジェンダー・ギャップのない環境づくりを進めるまち.....	51
施策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進.....	52
施策目標2 地域における方針決定過程への女性の参画推進.....	55
施策目標3 女性の就業・起業支援.....	60
施策目標4 男女がいきいきと暮らせる、多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進... ..	65
基本目標Ⅲ 誰もが安心かつ健康に暮らすことのできる地域づくりを進めるまち.....	71
施策目標1 様々な困難を抱える女性への支援の充実.....	72
施策目標2 ライフスタイルに対応した子育てや介護等への支援の充実.....	76
施策目標3 生涯を通じた市民の健康づくりの推進.....	82
基本目標Ⅳ あらゆる暴力のない、安全なまちづくりを進めるまち.....	87
施策目標1 防災における女性参画の推進.....	88
施策目標2 配偶者や交際相手からの暴力の防止と被害者支援.....	91
施策目標3 あらゆるハラスメントや暴力の根絶.....	96
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>100</b>
<b>資料編</b> .....	<b>102</b>

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画の目的

渋川市では、平成21年に第1次、平成31年に第2次の男女共同参画計画を策定し、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きられる社会の実現を目指して取り組んできました。

令和6年度に実施した市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しない人が約7割を占め、意識の変化が進んでいることが分かりました。

一方で、日本のジェンダー・ギャップ指数(GGI)(※1)は世界的に見て依然として低く、政治や経済の分野では大きな男女格差が生じています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、いわゆるコロナ禍の影響で、女性の雇用不安やDV(※2)の増加など、様々な問題も浮き彫りになりました。

こうした現状を踏まえ、本市では令和6年4月に「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を施行し、全ての人の人権を尊重する社会を目指す基本理念を定めました。

現在の計画は令和7年度で終了しますが、市は「男女共同参画社会基本法」や「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に定められた役割を今後も果たしていくため、令和8年度を始期とする「第3次渋川市男女共同参画計画」を策定することとしました。

この第3次計画では、「男だから」「女だから」といった性別に基づく無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)(※3)に左右されることなく、市民一人ひとりが自分らしい幸せな人生を選び、互いに認め合える社会の実現を目指します。

また、望む人が平等な機会や適切なサービスを受けられるよう、男女共同参画社会を真に実現するための施策を総合的かつ計画的に進め、誰もが共に生きやすい「共生社会(※4)」の実現に貢献していきます。

---

(※1) ジェンダー・ギャップ指数(GGI):スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が毎年発表する指標で、経済・教育・健康・政治の4分野における男女格差を数値化し、各国の順位を比較するものです。男女平等の進展状況を国際的に評価する基準の一つです。

(※2) DV(ドメスティック・バイオレンス):配偶者や恋人など親密な関係にあるパートナーから振るわれる暴力のことです。身体的暴力に限らず、精神的・性的・経済的な暴力も含まれ、重大な人権侵害として社会的な対策が求められています。

(※3) アンコンシャス・バイアス:無意識の思い込みや偏見のことで、性別・年齢・職業などに対する固定観念が、知らず知らずのうちに判断や行動に影響を与える心理的傾向を指します。多様性の推進の妨げとなる要因の一つです。

(※4) 共生社会:障害の有無、年齢、性別、国籍などにかかわらず、全ての人が互いに認め合い、支え合いながら安心して暮らせる社会を指します。一人ひとりが尊重され、排除されることなく参加できる環境づくりが求められています。

## 2 計画の位置付け

この計画は、渋川市が男女共同参画社会を築くために非常に重要な位置付けを持つものであり、以下の法令や上位計画に基づいて策定するものです。

### 【男女共同参画社会基本法】

「男女共同参画社会基本法」により、全ての市町村は男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることが求められています。

この計画は、同法第14条第3項に基づき、市町村が策定する男女共同参画計画(市町村男女共同参画計画)として位置付けます。

また、男女共同参画の推進は、行政だけでなく、様々な主体との連携が重要です。市民にとって分かりやすく、関心を持っていただけるよう、計画に愛称を定めるものとし、その愛称を「しぶかわジェンダー平等推進プラン」とします。

### 【渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例】

この計画は、令和6年に施行された「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」第9条第1項に基づいた、男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的な計画です。当該条例では、市が基本計画を策定し、男女共同参画と多様性を尊重する社会の実現に努めることが明記されています。

### 【第2次渋川市男女共同参画計画からの継続】

これまでの「第2次渋川市男女共同参画計画」の施策を、この新しい計画でも引き続き進めます。

### 【配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)】

この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項で定められている、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)の内容を含んでいます。

### 【女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)】

この計画は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)の内容を含んでいます。

### 【困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)】

この計画は、令和6年4月に施行された「困難女性支援法」第8条第3項に基づく、困

難を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(市町村基本計画)の内容を含んでいます。

### 【第2次渋川市総合計画後期基本計画との連携】

この計画は、市の全体的なまちづくりの指針である「第2次渋川市総合計画後期基本計画」に沿っており、他の関連計画とも連携しながら、市の様々な分野の施策を男女共同参画の視点から横断的に進めていきます。

### 【国・県の男女共同参画計画等との整合】

この計画は、国の「第6次男女共同参画基本計画」や群馬県の「第6次群馬県男女共同参画基本計画」といった上位の計画内容に加え、「地方創生2.0基本構想」や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2025(以下「重点方針2025」という。)」を勘案した上で、策定しています。

### 【SDGs(※1)への貢献】

この計画は、持続可能な開発目標(SDGs)の「誰一人取り残さない」という理念に基づき、17の目標の一つである「ジェンダー(※2)平等の実現」に貢献する計画です。

## 3 計画の期間

この計画の計画期間は、以下の視点により、令和8年4月から令和13年3月までの5年間とします。

- ① 国や県の男女共同参画計画と同様に、中長期的な視点で目標を定め、継続的かつ計画的に施策を進めるために適した期間であること
- ② 社会や法制度の変化、市民の意識の変容などを踏まえて、5年ごとに見直しを行うことで、実効性のある施策を柔軟に展開できること
- ③ 渋川市の他の関連計画(総合計画など)との整合を図り、相互に連携しやすいサイクルであること

今後も社会情勢や多様性に関する価値観の変化を注視しつつ、必要に応じて中間見直しなども行い、常に実効性の高い施策を展開していきます。

---

(※1) SDGs:「Sustainable Development Goals(サステイナブル ディベロップメント ゴールズ)」の略で、日本語では「持続可能な開発目標」を意味します。2015年の国連サミットで採択され、人類がこの地球で暮らし続けていくために、2030年までに達成すべき17の目標で構成されています。

(※2) ジェンダー:Genderは、生物学的な性別(Sex)とは異なり、「男らしさ」や「女らしさ」といった、社会的や文化的に形成された性別のことです。

## 4 調査の実施

令和6年度に、市民と市内事業所を対象に市民意識調査と事業所実態調査を実施しました。調査の方法及び調査票の回収結果は以下のとおりです。

### (1) 男女共同参画に関する市民意識調査

調査実施期間	令和6年12月25日～令和7年1月24日まで
調査対象	市内在住の満18歳以上の2,000人
抽出方法	層化2段無作為抽出法(令和6年11月30日現在、住民基本台帳による)
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネット回収
有効回収数	763件(回収率38.2%)(郵送回収556件・インターネット回収207件)

### (2) 男女共同参画に関する事業所実態調査

調査実施期間	令和6年12月23日～令和7年1月24日まで
調査対象	市内に事業所を有する企業・事業所200社
抽出方法	渋川市が所有する法人情報を基にした無作為抽出
調査方法	郵送による配布、郵送及びインターネット回収
有効回収数	70件(回収率35.0%)(郵送回収45件・インターネット回収25件)

### (3) 過去の市民意識調査との比較

	本調査	前回調査	前々回調査
調査年度	令和6年度(2024年度)	平成29年度(2017年度)	平成26年度(2014年度)
調査名	男女共同参画に関する市民意識調査		
調査対象	市内在住の満18歳以上の2,000人	市内在住の満18歳以上の男女2,000人	市内在住20歳以上70歳未満の男女2,000人
配布・有効回収数	2,000件配布 763件回収 (回収率38.2%)	2,000件配布 880件回収 (回収率44.0%)	2,000件配布 704件回収 (回収率35.2%)

### (4) 国・県の調査との比較

	本調査	県調査	国調査
調査年度	令和6年度(2024年度)	令和6年度(2024年度)	令和6年度(2024年度)
調査名	男女共同参画に関する市民意識調査	男女共同参画社会に関する県民意識調査	男女共同参画社会に関する世論調査
調査対象	市内在住の満18歳以上の2,000人	県内在住の18歳以上の男女2,000人	全国18歳以上の日本国籍を有する者5,000人
調査方法 配布・有効回収数	郵送による配布 郵送及びインターネット回収 763件回収 (回収率38.2%)	インターネットを利用した調査 2,000件回収	郵送による配布 郵送及びインターネット回収 2,673件回収 (回収率53.5%)

## 5 市民意見公募の実施

この計画は、渋川市に暮らす全ての人がかかわる内容であることから、策定に当たって、市民の皆さんの意見を広く求め、その内容を計画に生かすため、市民意見公募を実施しました。

結果は次のとおりです。

意見等の募集期間	令和7年10月1日～令和7年10月31日
意見を提出できる人	市内に在住、在勤、在学する人等
意見の提出方法	郵送、FAX、Eメール、政策戦略課(本庁舎)又は各行政センターへの持参
意見等の受付件数	0人/0件

## 6 計画の策定体制

この計画は、市の内部だけでなく、外部の有識者や市民の皆さんと協力して策定しました。

市の外部では、「渋川市男女共同参画審議会」を設置し、専門的な視点からの意見を伺いました。

また、市役所内部では、「渋川市男女共同参画庁内推進本部会議」と「渋川市男女共同参画庁内推進会議」を通じて、関係部署が連携しながら検討を進めました。

こうした体制により、計画全体の方向性が市民の実情に即したものとなるよう配慮しています。



「渋川市男女共同参画審議会」の様子

## 第2章 男女共同参画を取り巻く動向

### 1 国の動き

国は、男女がお互いの人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会を、21世紀の日本にとって最も重要な課題と位置付け、あらゆる分野で施策を進めています。

#### (1) 男女共同参画推進のための法整備と改正

##### 【働き方の改革】

長時間労働の規制、有給休暇の取得促進、フレックスタイム制(※1)の拡充など、働き方を改善するための法律(働き方改革関連法)が順次施行されています。また、正社員と非正規社員の不合理な待遇差の禁止なども定められています。

##### 【女性の活躍推進】

女性が職業生活でより活躍できるよう、「女性活躍推進法」が改正され、従業員101人以上の事業主に行動計画の策定や情報公表が義務付けられ、令和8年4月からは公表義務が更に拡大します。

##### 【ハラスメント(※2)対策の強化】

妊娠・出産に関するハラスメント防止措置義務が設けられたほか、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止対策が強化されています。

##### 【育児・介護との両立支援】

育児・介護休業法が改正され、特に男性が子どもの出生直後に育児休業を取得しやすくなるような制度が創設されました。

##### 【政治分野での男女共同参画】

衆議院、参議院、地方議会の選挙において、男女の候補者数ができる限り均等になることを目指す法律が制定・改正され、国や地方公共団体の取組が強化されています。

---

(※1) フレックスタイム制:従業員が始業・終業時刻を自身で選べる制度で、一定の時間帯(コアタイム)に勤務すれば、ほかの時間は柔軟に働けます。仕事と生活の両立を図る働き方の一つです。

(※2) ハラスメント:職場などでの嫌がらせや不快な言動を指し、パワハラ・セクハラ・マタハラなど様々な形があります。本人の意図に関係なく、相手が不快に感じればハラスメントとなることがあります。

## 【配偶者からの暴力(DV)の防止】

改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(配偶者暴力防止法、DV防止法)により、児童相談所との連携が強化されました。さらに、精神的暴力も保護命令の対象となり、保護命令違反に対する罰則が厳しくなるなど、制度が拡充されています。

## 【性をめぐる問題への対応】

アダルトビデオ出演による被害を防ぎ、被害者を救済するための法律(AV出演被害防止・救済法)が制定されました。これにより、出演契約を無条件で解除したり、撮影された映像の公開をとめたりすることが可能になりました。また、刑法が改正され、同意のない性行為が犯罪となる「不同意性交等罪」が明確化されたほか、性交同意年齢の引き上げや、性犯罪の公訴時効期間の延長などが行われています。

## 【性的マイノリティ(LGBTQ+(※1))への理解促進】

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT理解増進法)」が制定・施行され、性的指向やジェンダーアイデンティティ(SOGI)(※2)の多様性に対する国民の理解を深め、寛容な社会の実現を目指しています。

## 【困難を抱える女性への支援】

「売春防止法」に代わり、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」が制定されました。これにより、女性の意思を尊重し、多様な支援を包括的に提供する体制を整備することや、民間団体との協力が明記されました。

---

(※1) 性的マイノリティ(LGBTQ+):性的指向について、例えば、[L]レズビアン(同性を恋愛や性愛の対象とする女性)、[G]ゲイ(同性を恋愛や性愛の対象とする男性)、[B]バイセクシュアル(同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人)等の呼称、性自認については、例えば、[T]トランスジェンダー(出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人)、[Q]クエスチョニング(性的指向や性自認が定まっていない人)等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBTQ」に[+]プラス(それ以外の性的指向や性自認に当てはまるアイデンティティの人)を加えた性的少数者(セクシュアルマイノリティ)を表す総称です。

(※2) SOGI(ソジ):恋愛感情や性的な関心の対象が、どの性別に向いているかを表す「性的指向(Sexual Orientation)」と、自分がどの性別であるかの認識である「性自認(Gender Identity)」の頭文字をとった言葉で、LGBTQ+がセクシュアルマイノリティの総称の一つであるのに対して、SOGIは全ての人を持っている性のあり方を表します。

## (2) 「第6次男女共同参画基本計画」

政府においては、令和8年度以降を計画期間とする「第6次男女共同参画基本計画」の策定が進められており、その基本的な考え方の中では、次のようなポイントが示されています。

- ・ 「2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進める」ことを引き続き目指し、取組を強化する。

その水準を通過点として、2030年代には、指導的地位にある人々の性別に偏りがないうような社会となることを目指す。

- ・ 固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り等を背景に、依然として、仕事と家庭の両立のしづらさや特に女性の着実なキャリア形成が困難な状況を踏まえ、以下のとおり取り組む。

- ① あらゆる分野における意思決定に女性が参画するなど、男女共同参画・女性活躍に係る取組を推進する。

男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、更には女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ(well-being)の実現に資する。

- ② 男女共同参画の視点をテクノロジー施策に反映する。

また、テクノロジーの恩恵を誰もが享受できるよう利活用を支援する。

- ③ 地域における男女共同参画を推進し、地域社会の活力を高める。

男女共同参画機構(令和8年4月1日設立予定)や男女共同参画センターを含む地方公共団体、経済団体、NPO等の連携を図る。

## (3) 「地方創生 2.0 基本構想」

人口減少が続くことを前提に、それでも地域が元気で豊かであり続けることを目指し、それぞれの地域が持つ魅力を最大限に引き出し、若者や女性に選ばれる地域をつくること、AIやデジタル技術を活用すること、都市と地方の連携を深めることなどに重点が置かれた持続可能な地域社会を築くための取組に関する構想です。この中で、女性の地域社会への参画促進や多様な働き方の支援なども重要な柱とされています。

## (4) 「重点方針 2025(女性版骨太の方針 2025)」

女性とその能力を最大限に発揮し、社会のあらゆる分野で活躍できる環境を整備するための政府の重要な指針です。地方においては、教育・就労・起業などの機会が都市部に比べ

て限られており、若年女性の転出が課題となっています。この方針では、そうした地域間格差を是正し、女性が「地域で活躍し、安心して暮らせる環境」を整備することが重点的に示されています。

また、男女が共に家庭・地域・職場で役割を担うことを前提とした社会構造の転換を進めることが強調されています。

## 2 群馬県の動き

群馬県では、平成16年3月に制定された「群馬県男女共同参画推進条例」に基づき、県民の理解と協力を得ながら、地域社会や職場での男女共同参画社会の実現、そして女性の活躍推進に取り組んでいます。

### (1) 「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」

令和6年3月には、配偶者からの暴力の防止や被害者保護に関する計画に加え、「困難女性支援法」の施行を踏まえ、これらを一体化した「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」が新たに策定されました。これにより、DV対策と困難な状況にある女性への支援がより一体的に行われることとなりました。

### (2) 「第6次群馬県男女共同参画基本計画」

群馬県においては、令和3年3月に策定した「第5次群馬県男女共同参画基本計画」(計画期間：令和3年度～令和7年度)に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた具体的な施策を推進してきました。

現在は、次期計画となる「第6次群馬県男女共同参画基本計画」の策定が進められており、次のような視点を踏まえながら、施策の充実が図られることとされています。

- ・ 「第5次群馬県男女共同参画基本計画」を継承する。
- ・ 「第5次ぐんまDV対策推進計画及び困難な問題を抱える女性への支援計画」と統合し、一体的に推進する。
- ・ 男女共同参画社会基本法の改正、社会情勢、令和6年度実施の県民意識調査を踏まえ施策を強化する。

### 3 社会の変化

近年の日本社会では、人口構造の変化や家族観・働き方の多様化、価値観の変化、更には新型コロナウイルス感染症の影響などにより、人々の暮らしや社会の仕組みに大きな変化が起きています。

これらの変化は、社会や地域の課題を浮き彫りにするとともに、男女共同参画や多様性の尊重を前進させる契機にもなっています。

#### (1) 固定的性別役割意識の緩和と残存

「男は仕事、女は家庭」といった考え方への支持は年々減少傾向にあり、性別にかかわらず働きたい、家事・育児を分担したいという意識の広がりが見られます。

一方で、実際の家庭内分担や職場での昇進機会などには依然として差があり、固定的な役割意識が根強く残る場面もあります。

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の影響による社会の再編

新型コロナウイルス感染症は、社会に大きな影響を及ぼしましたが、その中には男女共同参画の推進につながる前向きな変化もありました。

##### 【リモートワークやオンライン会議の普及】

出社を前提としない働き方が広がったことで、子育て中の人や介護を担う人も柔軟に働ける環境が整いつつあります。

##### 【時間の使い方への意識の変化】

家庭内で過ごす時間が増えたことで、家事・育児を分担する意識が高まり、男性の家庭参画の契機となった家庭もあります。

一方で、経済的に不安定な立場にある人々への影響や、DV・虐待のリスク増加、デジタル環境へのアクセス格差など、支援を要する課題も明らかになりました。

こうした社会の変化を的確に捉え、市民一人ひとりの状況に応じた支援と、誰もが自分らしく活躍できる環境づくりが、男女共同参画のさらなる推進に求められています。

#### (3) 働き方・暮らし方の多様化と課題

非正規雇用の増加や共働き世帯の一般化、ひとり親世帯の増加など、家族の形は多様化しています。これにより、育児や介護と仕事を両立しやすい制度や支援体制の整備が求められています。

女性の就業率は上昇しているものの、非正規雇用の割合が高く、収入やキャリア形成の面で男女差は依然として大きな課題です。

厚生労働省の調査では、女性の平均賃金は男性の約 75.8% (令和6年賃金構造基本統計調査)にとどまっており、依然として賃金格差が存在しています。

また、総務省「社会生活基本調査」によると、女性は男性に比べて有償労働が短く、家事・育児・介護などの無償労働時間が長い傾向が続いており、生活時間においても男女間の格差が明らかです。

#### (4) 男女間の賃金格差や生活時間の差(我が国の現状)

内閣府男女共同参画局の公表データ「男女共同参画に関するデータ集」では、我が国の男女共同参画に関わる基本的なデータを、説明文とともに分かりやすく紹介しています。

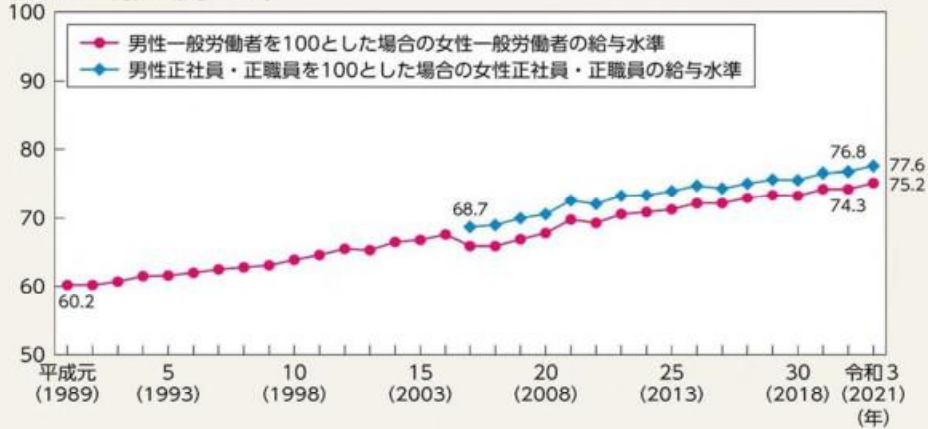
この中で、我が国の男女間賃金格差は、長期的に見ると縮小傾向にあるものの、令和3年の男性一般労働者の給与水準を100としたときの女性一般労働者の給与水準は75.2となっており【図1】、OECD(※1)の加盟国との比較では、依然として格差が大きい状況にあることが分かります【図2】。

---

(※1) OECD: 経済協力開発機構 (Organisation for Economic Co-operation and Development) の略称で、経済成長、開発援助、自由な貿易の拡大を目的とする国際機関です。

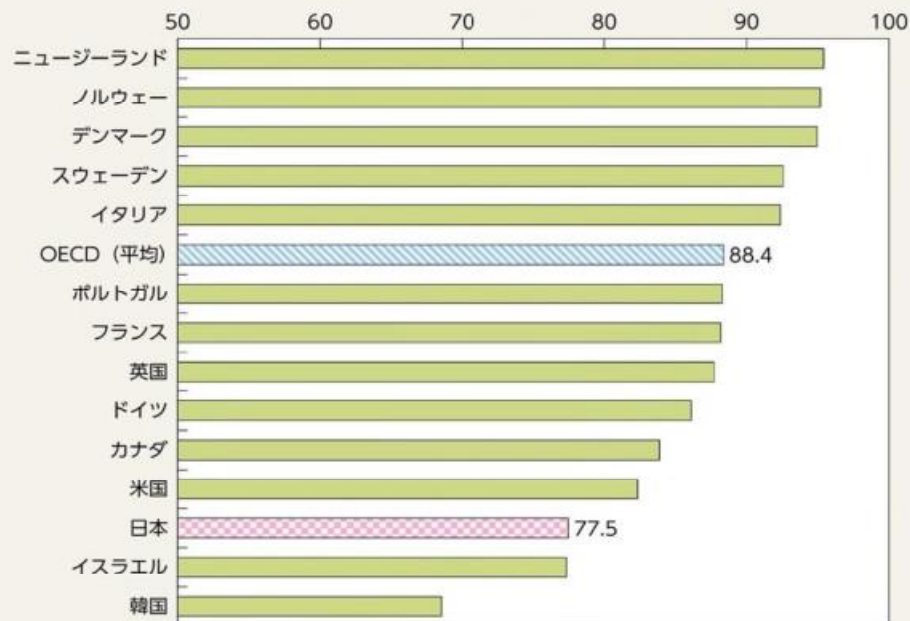
## 【図1】男女間賃金格差の推移

(基準とする男性の給与=100)



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。  
 3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。  
 4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。  
 5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。  
 6. 雇用形態(正社員・正職員、正社員・正職員以外)別の調査は平成17(2005)年以降に行っている。  
 7. 常用労働者の定義は、平成29(2017)年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30(2018)年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。  
 8. 令和2(2020)年から推計方法が変更されている。  
 9. 「賃金構造基本統計調査」は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画と異なる取り扱いをしていたところ、平成31(2019)年1月30日の総務省統計委員会において、「十分な情報提供があれば、結果数値はおおむねの妥当性を確認できる可能性は高い」との指摘がなされており、一定の留保がついていることに留意する必要がある。

## 【図2】男女間賃金格差の国際比較

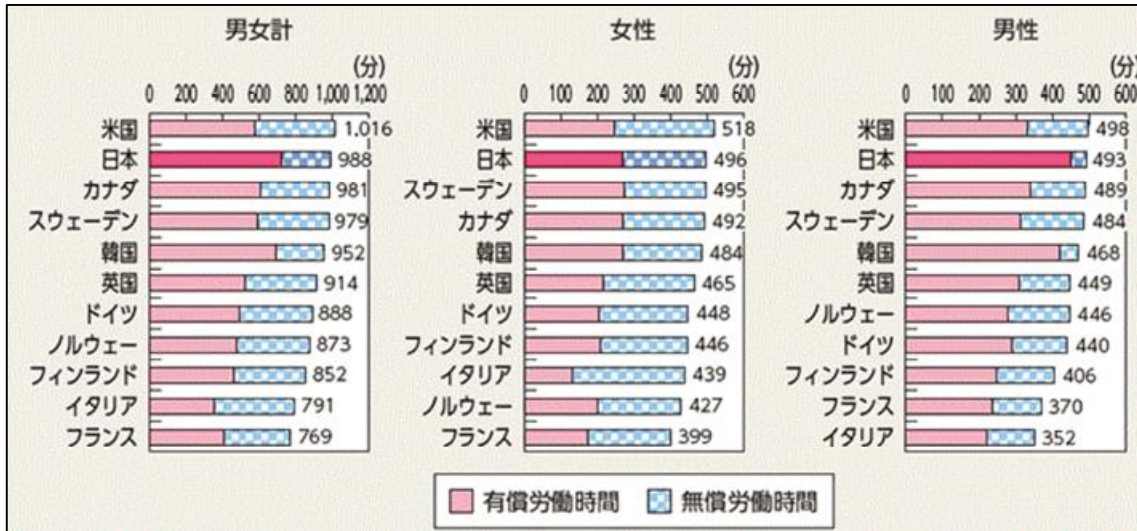


- (備考) 1. OECD "OECD. Stat" より作成。  
 2. ここでの男女間賃金格差とは、フルタイム労働者について男性賃金の中央値を100とした場合の女性賃金の中央値の水準を割合表示した数値。  
 3. イスラエル、フランスは平成30(2018)年、イタリア、デンマーク、ドイツは令和元(2019)年、それ以外の国は令和2(2020)年の数字。

(資料)内閣府男女共同参画局  
 「男女共同参画に関するデータ集」

また、令和5年度の男女共同参画白書によれば、我が国においては、無償労働時間が女性に、有償労働時間が男性に偏っており、このことが女性の社会での活躍、男性の家事・育児への参画を阻害する一因になっている可能性があります。【図3】

【図3】労働時間(有償労働時間と無償労働時間の合計)の国際比較



※「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学業関連行動」の時間の合計。「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。

有償労働時間と無償労働時間の女性の分担割合を見ると、我が国の有償労働時間の女性の分担割合は37.5%と11か国中で最も小さい一方で、無償労働時間の女性の分担割合は84.6%と11か国中で最も大きく、諸外国と比較しても、男女間での有償労働時間と無償労働時間の分担のバランスが極端であることがうかがえます。

国別に見ると、日本、韓国、イタリアでは、有償労働時間が男性、無償労働時間が女性に偏る傾向が特に強い状況であり、「世界経済フォーラム」が公表しているジェンダー・ギャップ指数(GGI)を見ると、北欧諸国は上位にいる一方で、日本、韓国、イタリアは11か国中、下位に位置しています。【図4】

【図4】有償労働時間と無償労働時間の女性の分担割合及びジェンダー・ギャップ指数



## 4 渋川市の現状

### (1) 本市の特色

渋川市は、これまで厳しい自然と共生しながら、先人たちが地域独自の文化を育んできた歴史を持つまちです。有形・無形の地域資源は、市の歴史を物語る大切な財産として今に受け継がれており、これらが渋川市の大きな魅力となっています。

#### 【豊かな自然環境】

本市は日本列島のほぼ中央、赤城山・榛名山・子持山・小野子山といった名山に囲まれ、中央には利根川と吾妻川が合流し、関東平野へとつながる自然に恵まれた地形です。

この豊かな自然が育む多様な風土により、日本の名湯・伊香保温泉や、美肌の湯として知られる小野上温泉など、泉質の異なる魅力ある温泉地が点在しています。

また、豊富な水資源を生かした工業や、山間地を生かした農業など、多様な産業の発展にもつながっています。

#### 【色濃く残された各時代の歴史・文化】

渋川市には、古墳時代の甲(よろい)を身につけた成人男性の人骨が発見された金井東裏遺跡をはじめ、国指定の黒井峯遺跡など、古代の人々の営みを伝える多くの遺跡があります。

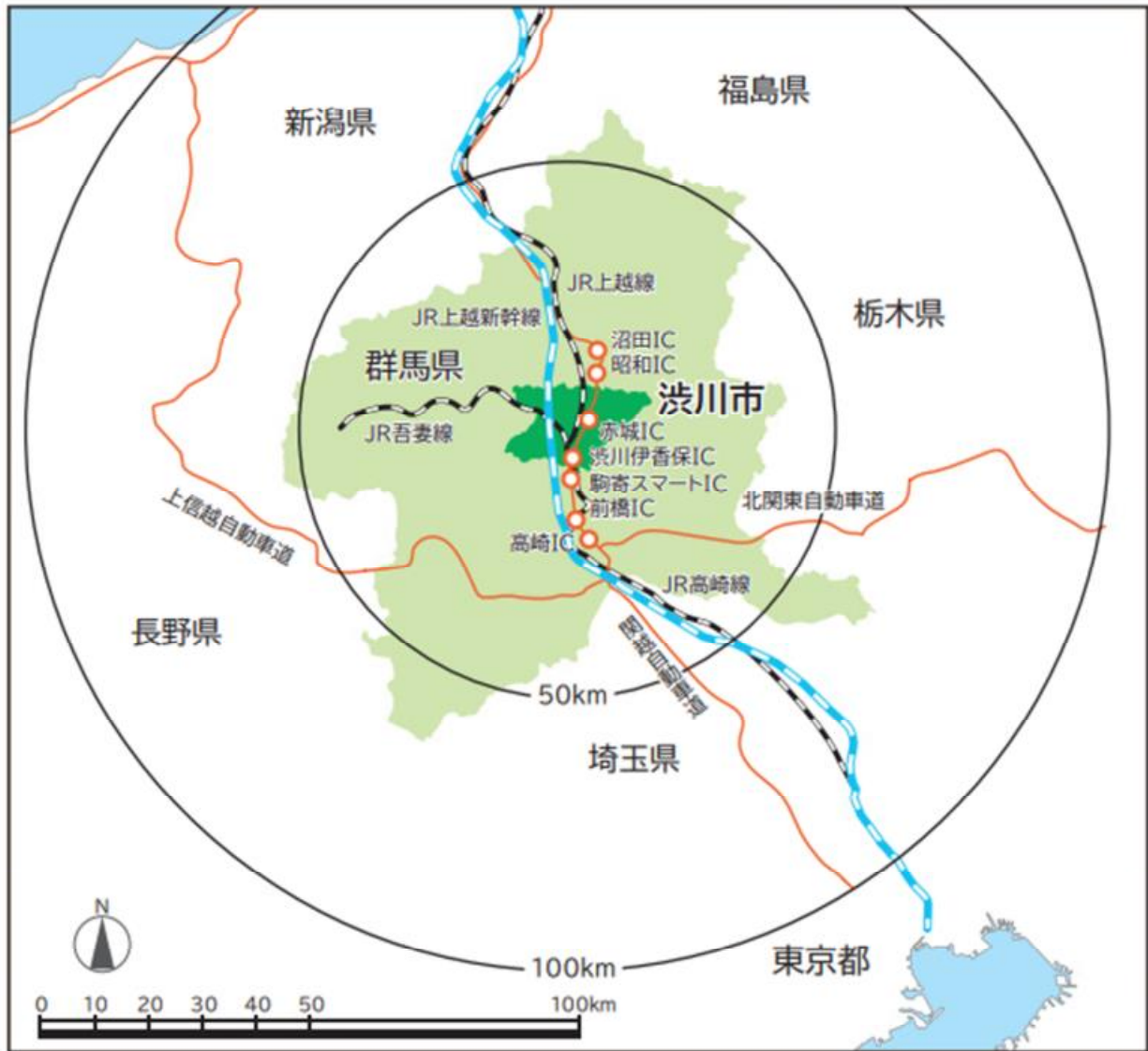
また、江戸時代に建てられた国指定重要有形民俗文化財「上三原田の歌舞伎舞台」や、渋川郷学の創始者・吉田芝溪<sup>よしだしげい</sup>の精神など、市内各地に地域の歴史や文化が今なお息づき、その足跡が守られています。

#### 【恵まれた交流拠点機能】

古くから交通の要衝として発展してきた渋川市は、江戸時代には渋川宿を中心に市場町としてにぎわい、明治以降は馬車鉄道や路面電車の導入によって北毛地域の交通の中核を担ってきました。

現在では、関越自動車道(渋川伊香保IC)を使えば東京まで約2時間、鉄道ではJR上越線や新幹線を利用して約1時間30分でアクセスできるなど、都心とつながる高い利便性があります。

市内には鉄道2路線・8駅、23路線の路線バス、高速道路のIC2か所が整備されており、交流・移動のしやすさという点でも本市は大きな優位性を持っています。



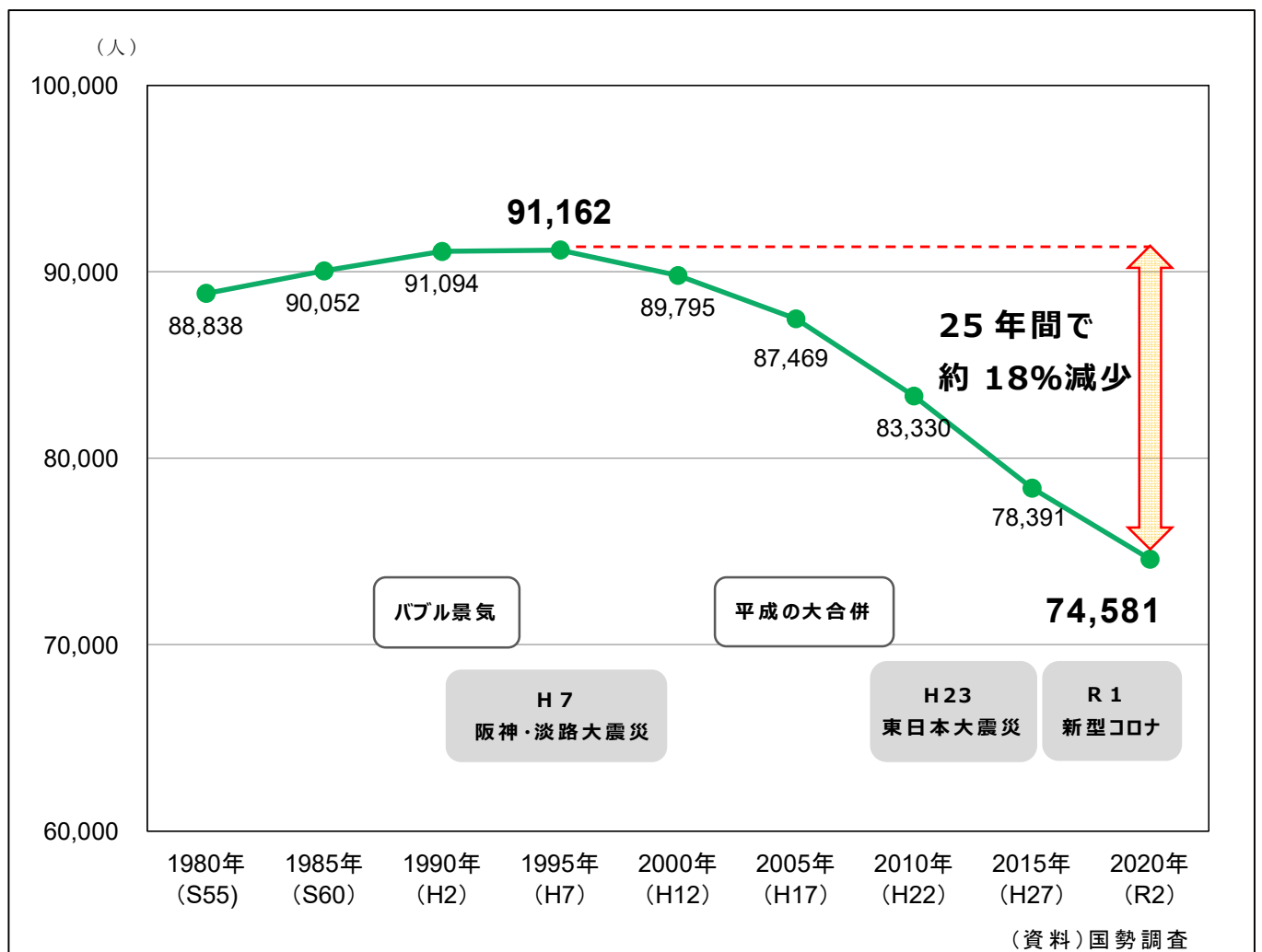
【図5】渋川市の位置

## (2) 人口動態と少子高齢化の進行

本市の人口は減少しており、少子高齢化が進んでいます。

### 【総人口】

本市の総人口は、年々減少が続いています。国勢調査の結果では、平成7(1995)年の91,162人(合併前6市町村の合計)をピークに、令和2(2020)年には74,581人と25年間で約18%減少しています。

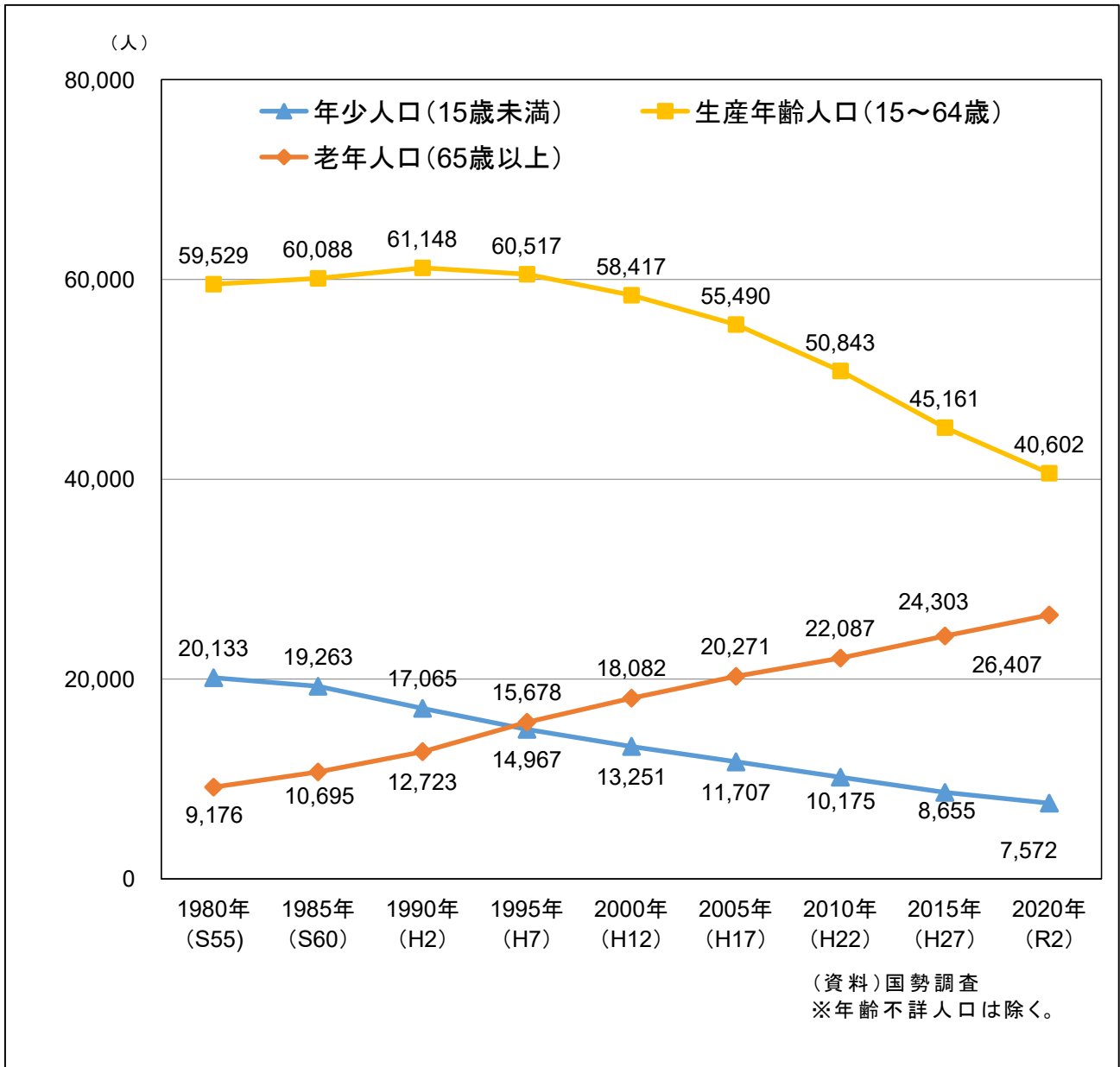


【図表1 総人口の推移】

## 【年齢別人口】

年少人口(15歳未満)及び生産年齢人口(15～64歳)は年々減少していますが、老年人口(65歳以上)は、増加し続けています。

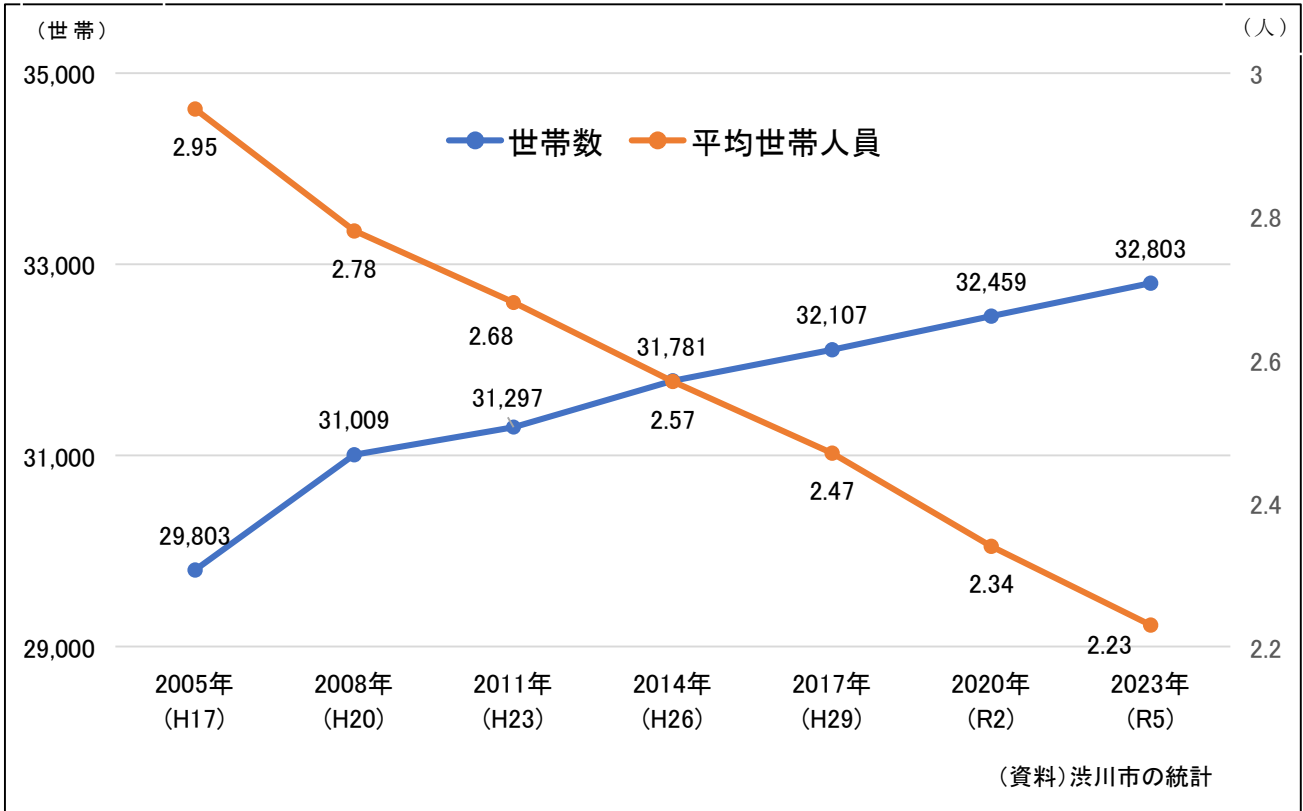
平成2(1990)年までは年少人口が老年人口を上回っていましたが、総人口がピークとなった平成7(1995)年に同程度となり、以降は老年人口が年少人口を上回っています。



【図表2 年齢3区分別人口の推移】

**【世帯数】**

本市の世帯数は増加を続け、令和5(2023)年には、32,803 世帯まで増加しました。  
 一方、平均世帯人員は減少を続け、同年には 2.23 人まで減少しました。



**【図表3 世帯数と平均世帯人員の推移】**

なお、国勢調査結果においても、「夫婦のみ」や「ひとり暮らし」の世帯が増えています。

各年 10 月 1 日現在、単位：世帯

	総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		親族世帯合計 I+II	I 核家族世帯					II その他の親族世帯		
			計	夫婦のみの世帯	夫婦と子供からなる世帯	男親と子供からなる世帯	女親と子供からなる世帯			
平成 27 年	28,711	21,602	17,196	6,300	8,109	490	2,297	4,406	237	6,846
令和 2 年	28,993	20,707	17,193	6,527	7,721	530	2,415	3,514	251	7,988

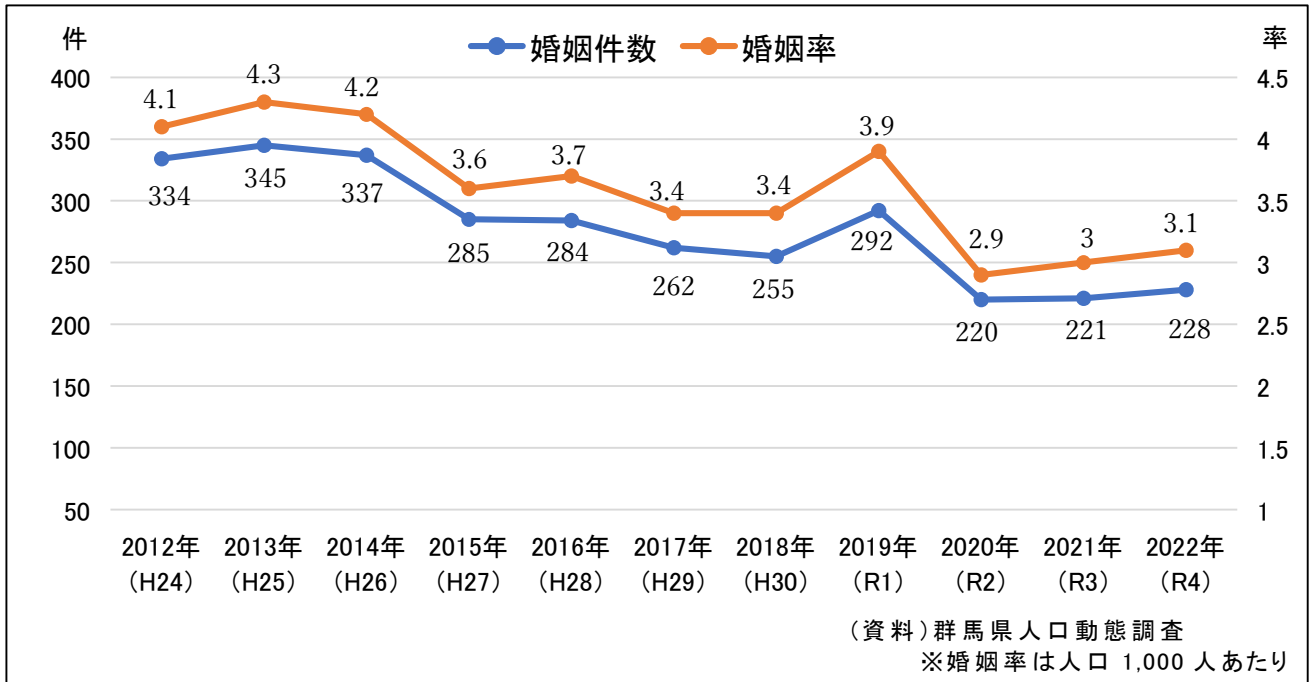
(資料) 国勢調査

**【図表4 世帯の家族類型別一般世帯】**

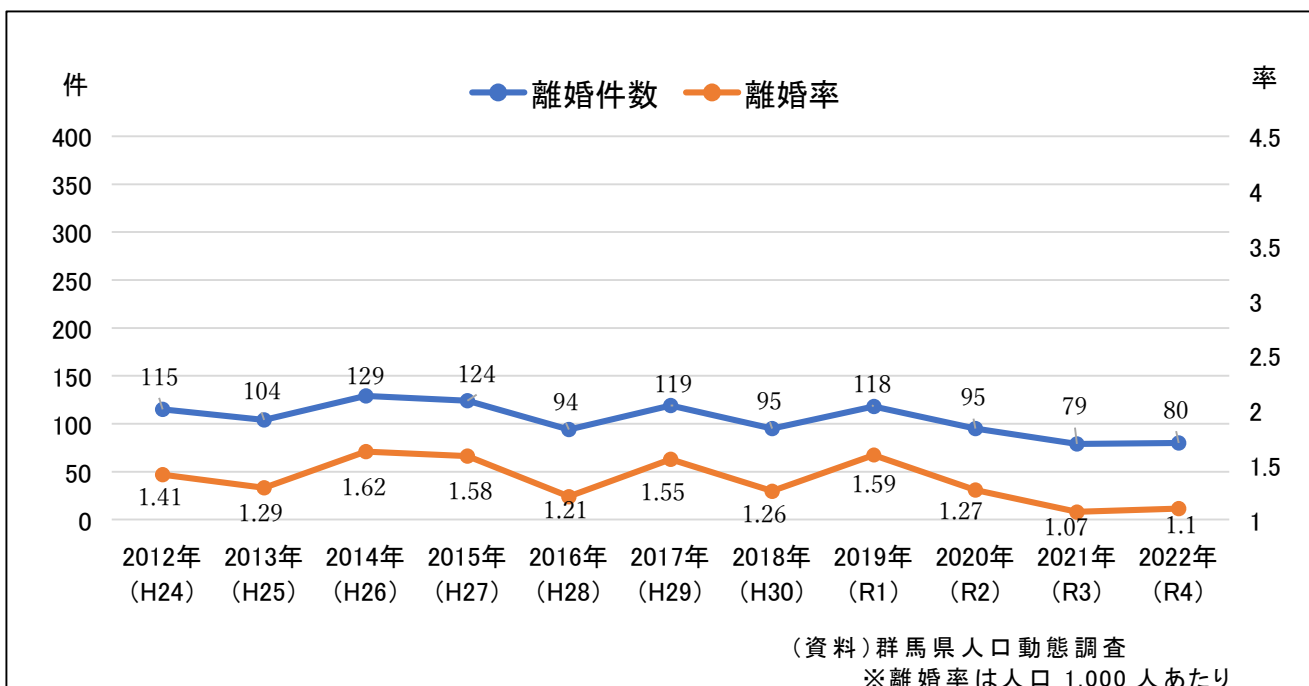
## 【婚姻と離婚】

令和2(2020)年以降、婚姻件数は200件前半で推移しており、平成26年まで4%台で推移していた婚姻率は、3%前後と減少しています。

離婚件数及び離婚率ともに、増減を繰り返しながら全体的には減少傾向にあります。



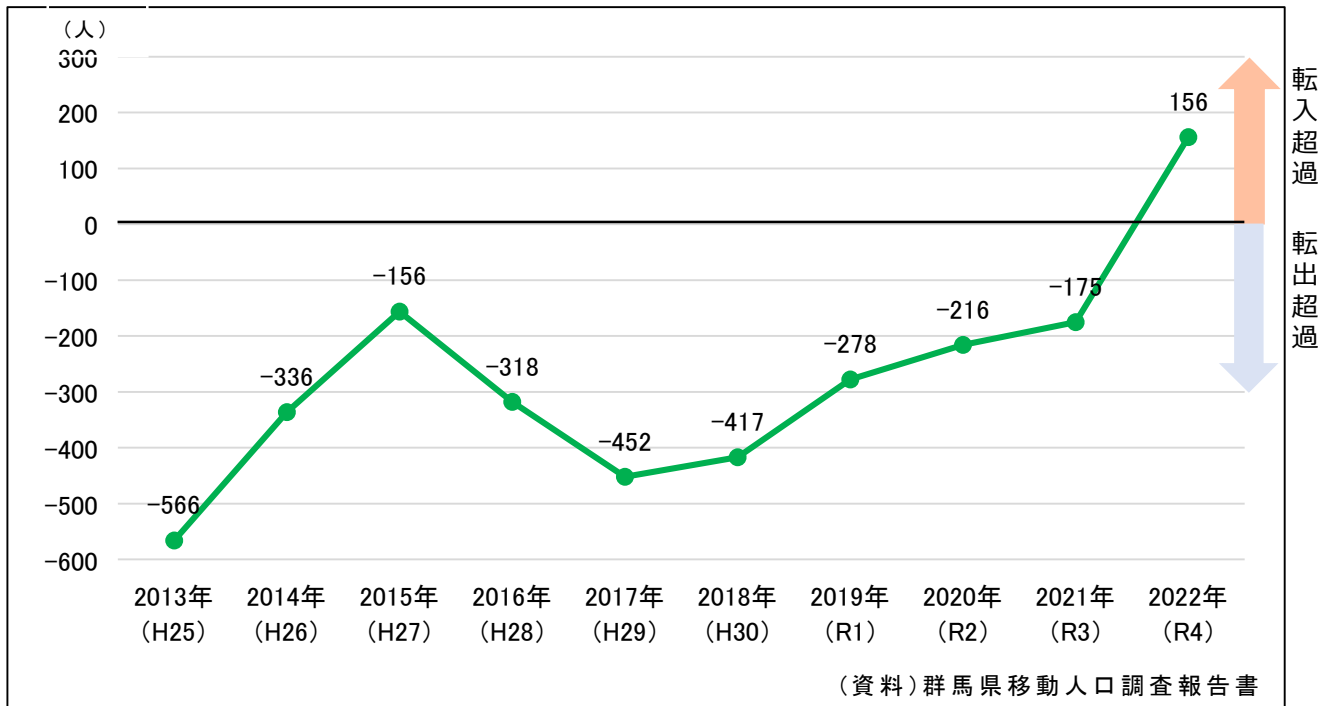
【図表5 婚姻件数と婚姻率】



【図表6 離婚件数と離婚率】

## 【社会増減の動向】

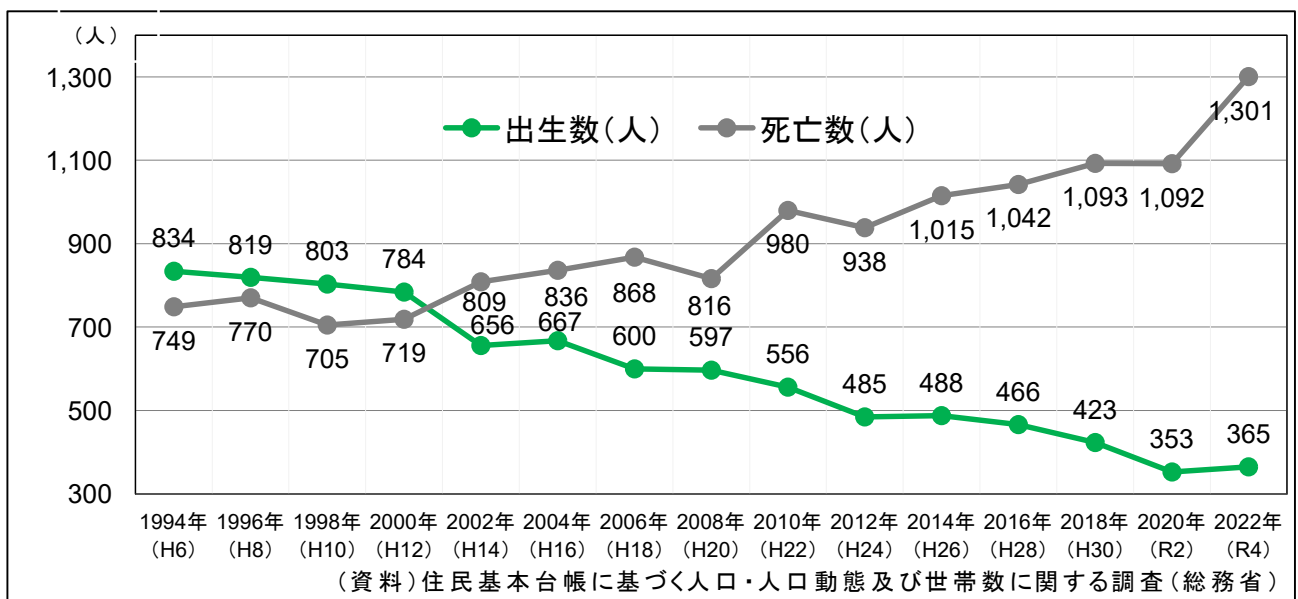
日本人と外国人を合計した転入・転出の推移は、転出超過の状況が続いていましたが、令和4(2022)年に転入超過の状況となりました。これは日本人の転出超過が縮小してきたことと、外国人が転入超過の傾向にあることが要因です。



【図表7 転入・転出(転入者数－転出者数)の推移(日本人と外国人の合計)】

## 【自然増減の動向】

平成12年以降は、出生数の減少と死亡数の増加が続いており、今後も自然減が進んでいくことが予想されます。特に、近年の出生数は、300人台が続いています。



【図表8 出生数と死亡数の推移】

## 【本市の将来の人口の推計】

本市の将来の人口について、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の研究を基に、3つの推計条件(仮定内容)で推計します。

	推計条件(仮定内容)
推計1	<b>社人研準拠推計(現状のまま推移)</b> 2020年までの人口の動向を勘案、移動率(※1)は、今後、全域的に縮小すると仮定
推計2	<b>社人研準拠推計+出生率上昇(シミュレーション1)</b> 社人研準拠推計を基に、合計特殊出生率が2020年を基準に2040年までに希望出生率1.8(※2)を実現すると仮定
推計3	<b>社人研準拠推計+出生率上昇+純移動率ゼロ(シミュレーション2)</b> 社人研準拠推計を基に、合計特殊出生率が2020年を基準に2040年までに希望出生率1.8を実現すると仮定し、さらに純移動率(※3)がゼロで推移すると仮定

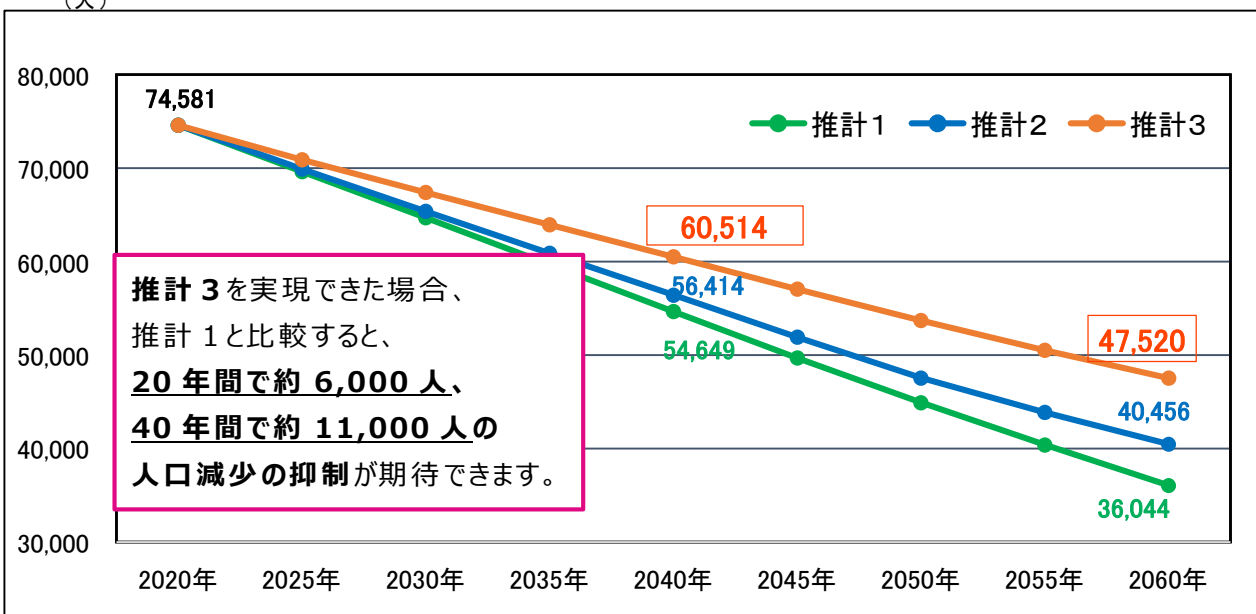
※1 移動率：全人口に占める移動人口（市外からの転入者数と転出者数の合計）の割合。

※2 希望出生率 1.8：2020年5月29日に国で策定した「少子化社会対策大綱」で目標として定められた出生率のこと。2015年12月に策定した渋川市人口ビジョン及び第1期渋川市総合戦略の策定のために実施した市民意識調査で、希望出生率が一般市民「2.05人」、若者（高校3年生世代）「1.66人」であったことも踏まえ、希望出生率1.8を推計条件とした。

※3 純移動率：全人口に占める純移動人口（市外からの転入者数と転出者数の差）の割合。純移動率ゼロは、転入・転出者数が均衡していることを示す。

推計1では、2040年に54,649人、2060年に36,044人ですが、今後、合計特殊出生率(※1)の上昇及び転入と転出の均衡を実現できた場合、2040年に6万人以上、2060年に4万7千人以上を維持できることが見込まれます。

(人)



【図表9 将来の人口推計の結果】

(※1) 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものです。1人の女性とその年次の年齢別出生率で子どもを生むと仮定したときの、一生の間に生む子どもの数に相当します。

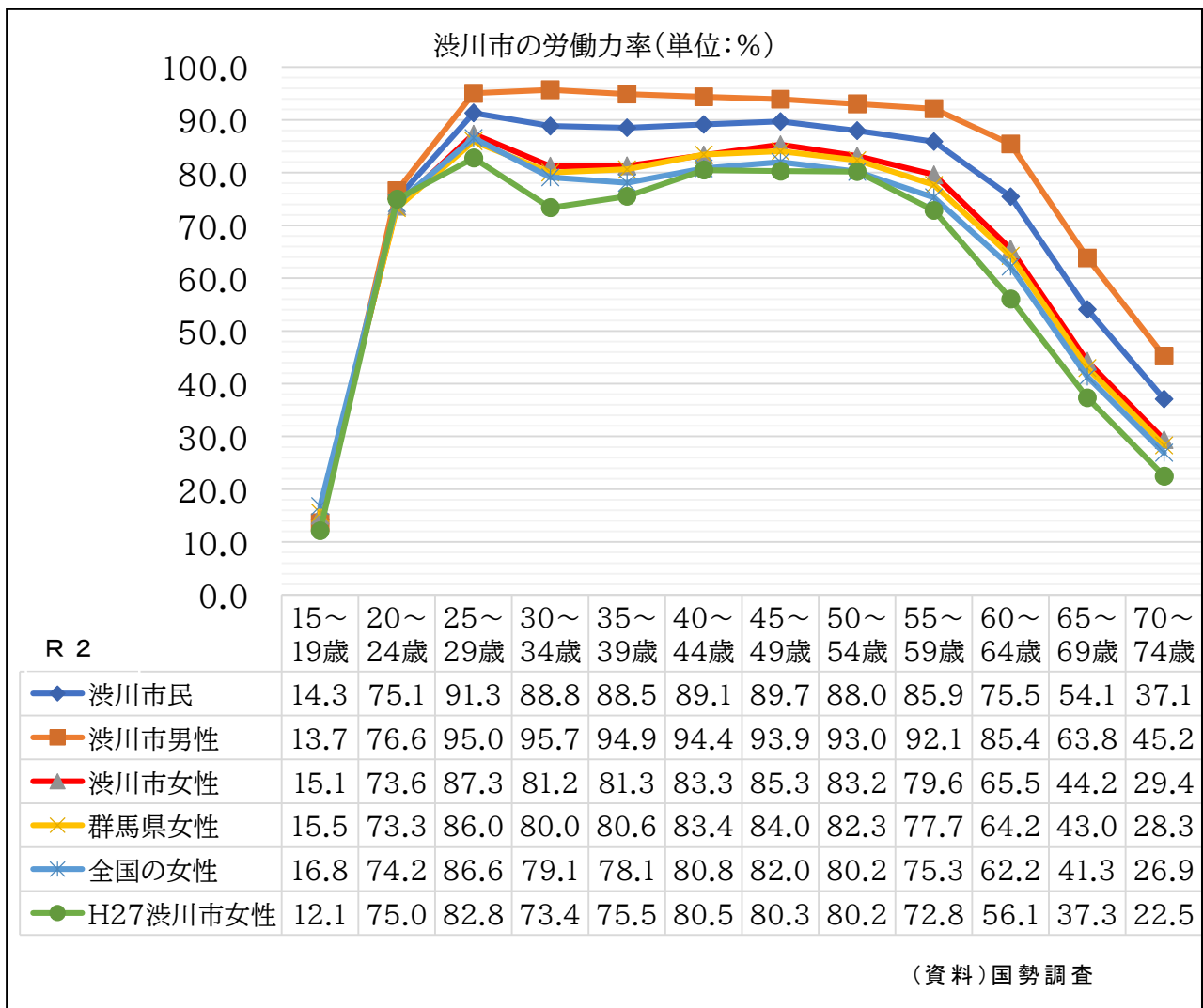
### (3) 就業構造の変化と働き方の傾向

#### 【本市の労働力】

令和2年度の国勢調査における「労働力」は、満15歳以上の就業者と完全失業者(就職活動をしている失業者)の合計であり、「労働力率」はその割合です。

本市の労働力率は約60%であり、全国平均の約62.1%、群馬県平均の約62.4%と比較すると、約2ポイントほど低い状況です。

また、年齢別に見ると、女性は就学を終えた20代前半で高くなり、結婚・出産などで30代前半に落ち込んだ後、子育てが落ち着く40代後半で再び高くなる「M字カーブ(※1)」が、全国的にも男性には見られない女性特有の特徴となっており、本市においても前回調査(平成27年度)と比べると緩やかなものの、いまだ同様の傾向が確認されます。



【図表10 本市の労働力率】

(※1) M字カーブ:女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際、20代後半から30代前半で一度低下し、その後再び上昇する形がアルファベットの「M」に似ていることから名付けられたものです。主に出産・育児による離職の影響を示しています。

## 【本市の産業分類就業人口】

令和2年度の国勢調査における「産業」は、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしてきた事業所の主な事業の種類によって分類されており、日本標準産業分類を基に再編成し、20項目の大分類があります。

同年度の本市状況は次のとおりです。

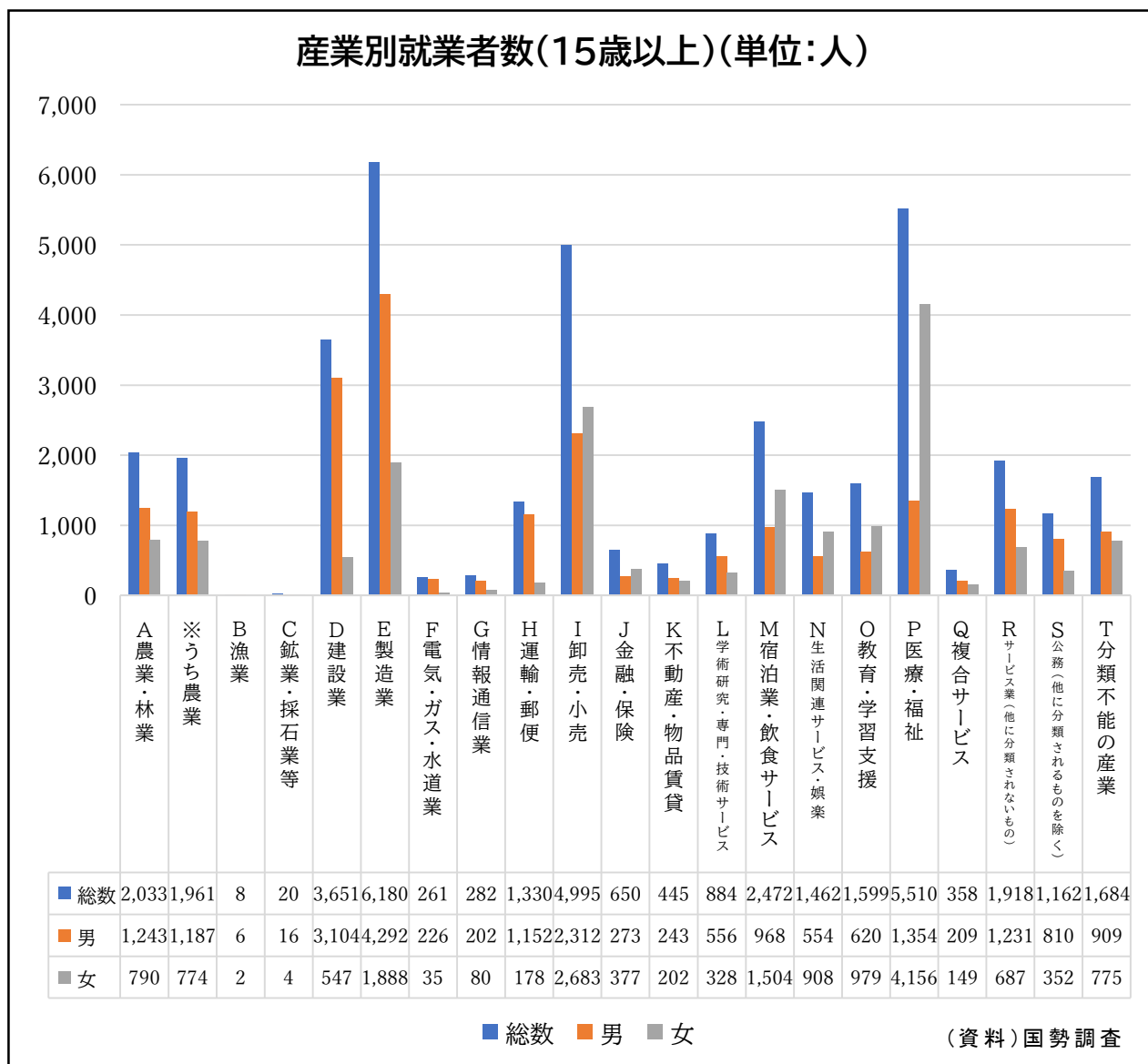
各年10月1日現在、単位：人、%

	平成27年		令和2年	
	人口	構成比	人口	構成比
総数	38,338	100.0	36,904	100.0
第1次産業	2,475	6.5	2,041	5.5
A 農業、林業	2,471	6.4	2,033	5.5
うち農業	2,403	6.3	1,961	5.3
B 漁業	4	0.0	8	0.0
第2次産業	10,546	27.5	9,851	26.7
C 鉱業、採石業、砂利採取業	26	0.1	20	0.1
D 建設業	3,923	10.2	3,651	9.9
E 製造業	6,597	17.2	6,180	16.7
第3次産業	24,053	62.7	23,328	63.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	272	0.7	261	0.7
G 情報通信業	352	0.9	282	0.8
H 運輸業、郵便業	1,392	3.6	1,330	3.6
I 卸売業、小売業	5,384	14.0	4,995	13.5
J 金融業、保険業	716	1.9	650	1.8
K 不動産業、物品賃貸業	385	1.0	445	1.2
L 学術研究、専門・技術サービス業	957	2.5	884	2.4
M 宿泊業、飲食サービス業	2,707	7.1	2,472	6.7
N 生活関連サービス業、娯楽業	1,694	4.4	1,462	4.0
O 教育、学習支援業	1,596	4.2	1,599	4.3
P 医療、福祉	5,136	13.4	5,510	14.9
Q 複合サービス事業	419	1.1	358	1.0
R サービス業（他に分類されないもの）	1,853	4.8	1,918	5.2
S 公務（他に分類されるものを除く）	1,190	3.1	1,162	3.1
T 分類不能の産業	1,264	3.3	1,684	4.6

（資料）国勢調査、渋川市の統計令和6年度版

【図表11 本市の産業分類就業人口】

また、これを男女別に分けたものが次の図ですが、本市は、製造業、次いで医療・福祉、卸売業・小売業の分類の順に就業者が多い状況であり、男性は製造業や建設業、女性は医療・福祉に就業者が多い、という傾向も読み取れます。



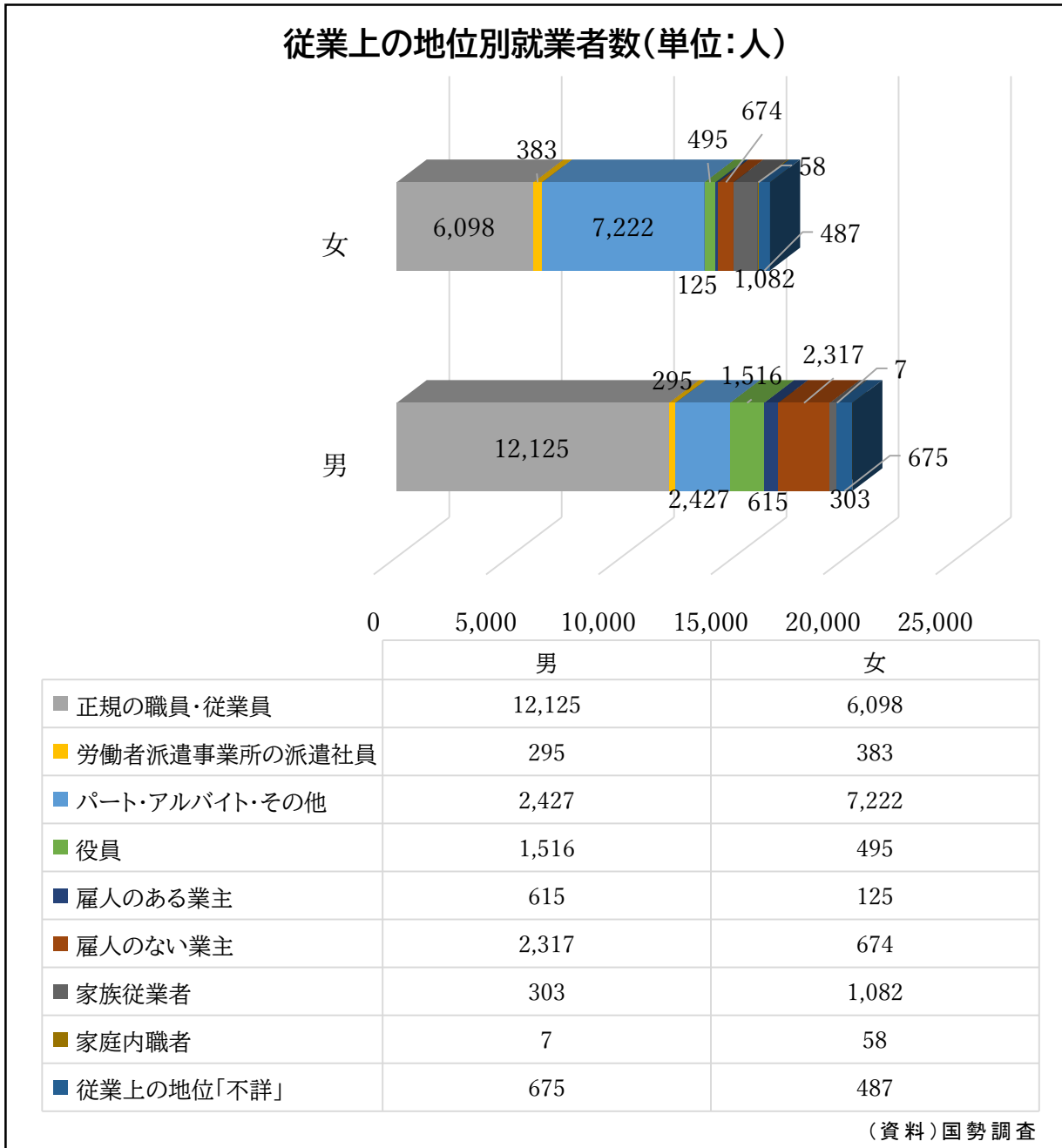
【図表12 本市の産業別就業者数(15歳以上)】

※ 国勢調査の報告書上では、第1次産業(A～B)、第2次産業(C～E)、第3次産業(F～S)の3部門に集約している場合があります。

### 【本市の従業上の地位別就業人口】

令和2年度の国勢調査では、「従業上の地位」として、就業者について、調査週間中にその人が事業を営んでいるか、雇用されているかなどによって、次のとおり区分したものをまとめています。

本市では、男性では、「正規の職員・従業員」が最も多く、女性は「パート・アルバイト・その他」が最も多くなっています。



【図表13 本市の従業上の地位別就業人口】

#### (4) 市民意識調査の結果と課題の顕在化

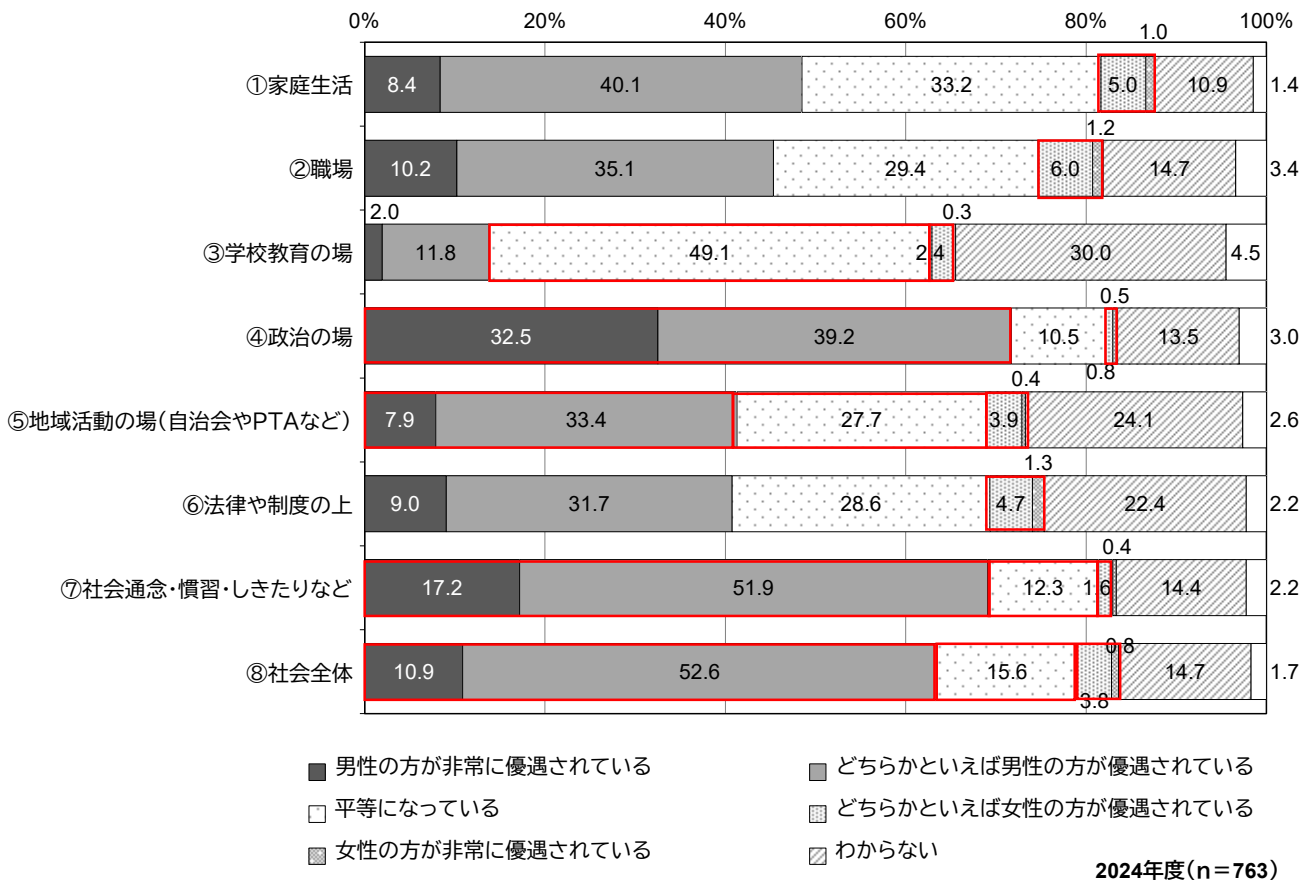
##### 【各分野における男女の地位の平等感について】

令和6年度に実施した市民意識調査結果から、今なお様々な分野で「男性が優遇されている」と感じる市民が多く存在することが読み取れます。

全体では、「③学校教育の場」を除き「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高く、「③学校教育の場」は「平等になっている」(49.1%)が約5割で最も高くなっています。

「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計値『男性優遇』は「④政治の場」(71.7%)、「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」(69.1%)が約7割、次いで「⑧社会全体」(63.5%)が6割以上となっています。

一方、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」「女性の方が非常に優遇されている」の合計値『女性優遇』はいずれも1割未満となっています。



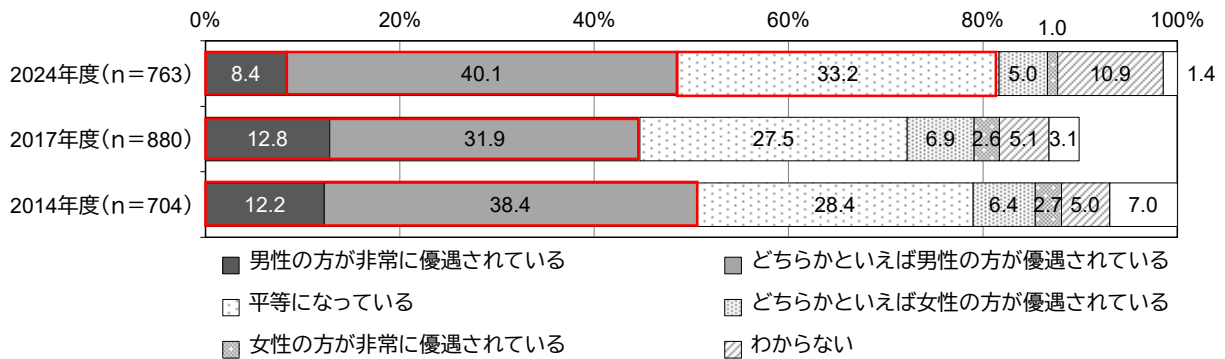
\*前回調査は「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇されている」「平等である」「どちらかといえば女性が優遇されている」「女性が優遇されている」「どちらともいえない」「わからない」の7選択肢で設定

## 【家庭生活における男女の平等感】

全体では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(40.1%)が4割以上で最も高く、次いで「平等になっている」(33.2%)が3割以上となっています。

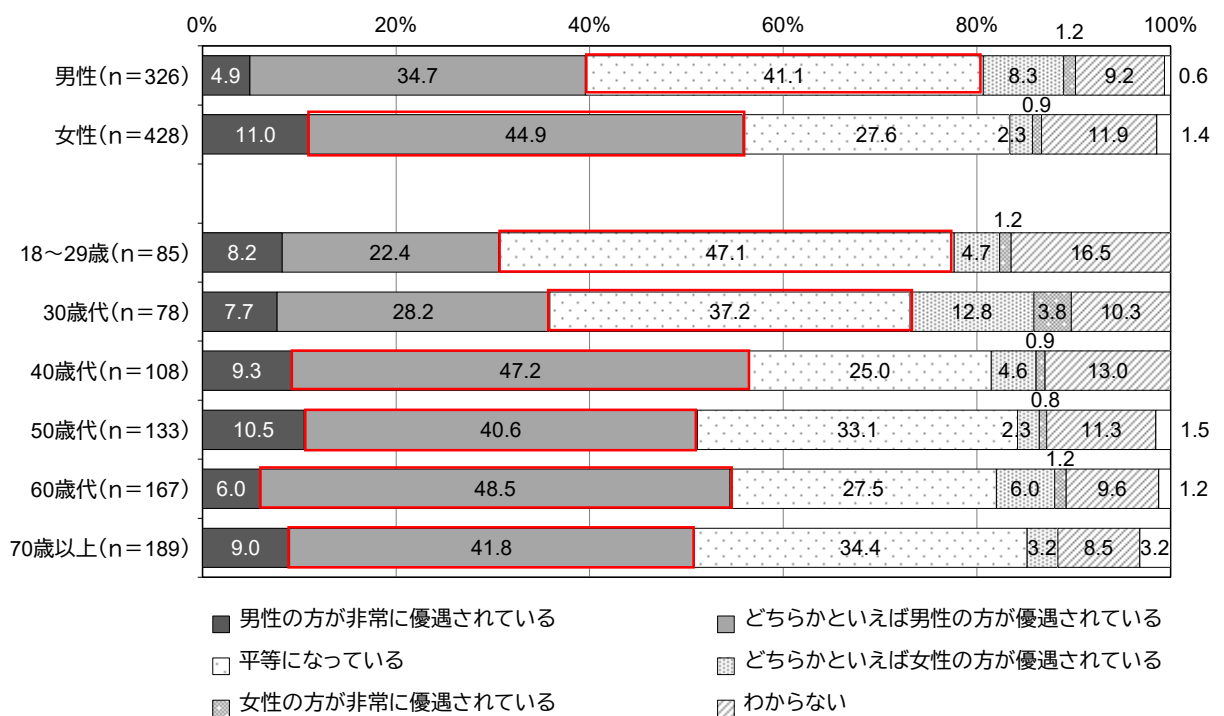
合計値『男性優遇』(48.5%)は約5割となっています。

過去2回の調査と比較すると、『男性優遇』は前回(44.7%)、前々回(50.6%)と同程度で大きな変化は見られません。



性別では、男性は「平等になっている」(41.1%)、女性は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(44.9%)がそれぞれ4割以上で最も高くなっています。

年代別では、30歳代以下は「平等になっている」(18~29歳 47.1%、30歳代 37.2%)、40歳代以上はいずれの年代も「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています。

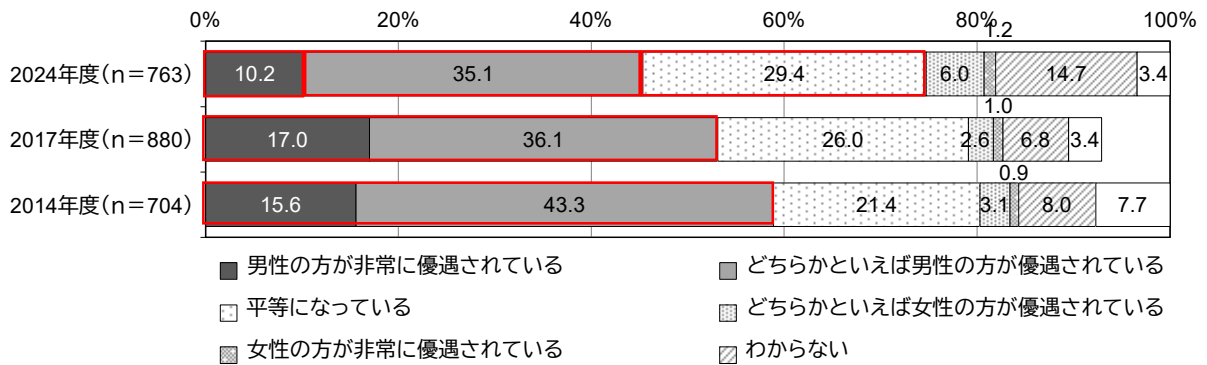


## 【職場における男女の平等感】

全体では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(35.1%)が3割以上で最も高く、次いで「平等になっている」(29.4%)が約3割となっています。

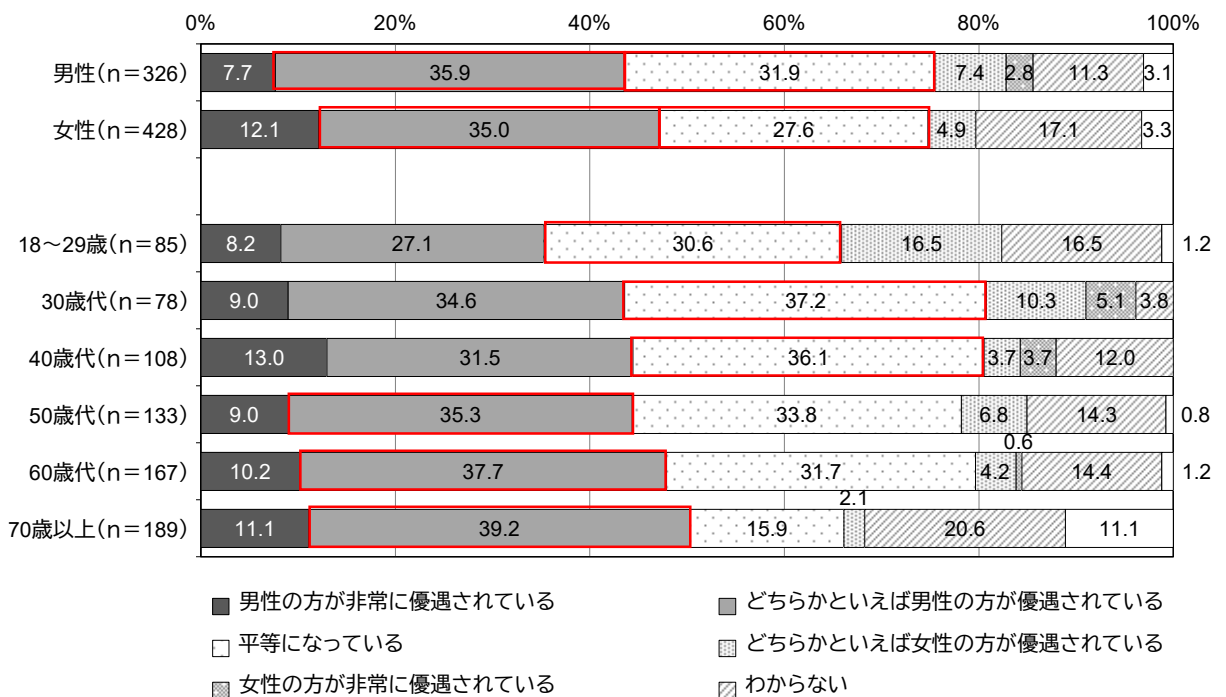
合計値『男性優遇』(45.3%)は4割以上となっています。

過去2回の調査と比較すると、『男性優遇』は前回(53.1%)や前々回(58.9%)より低くなっています。



性別では、男女とも「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(男性 35.9%、女性 35.0%)が3割以上、次いで「平等になっている」(男性 31.9%、女性 27.6%)が約3割となっています。

年代別では、40歳代以下は「平等になっている」、50歳代以上は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高くなっています。

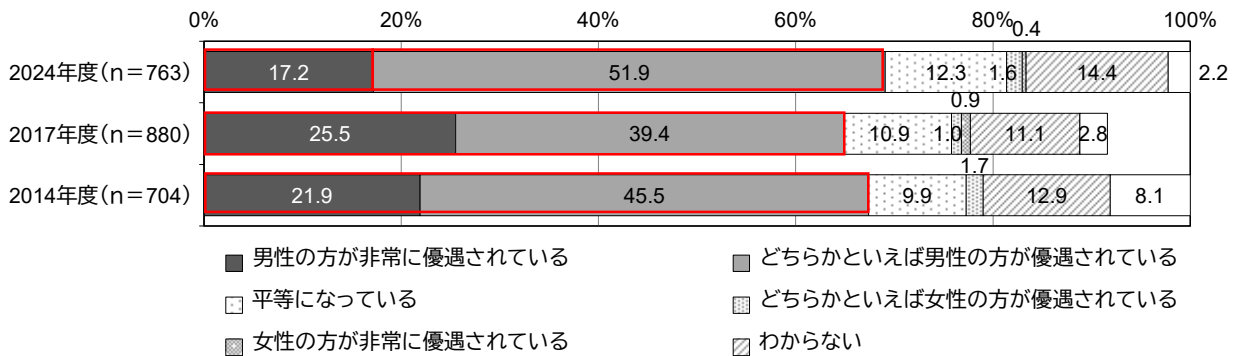


## 【社会通念・慣習・しきたりなどにおける男女の平等感】

全体では、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(51.9%)が5割以上で最も高く、次いで「男性の方が非常に優遇されている」(17.2%)が約2割となっています。

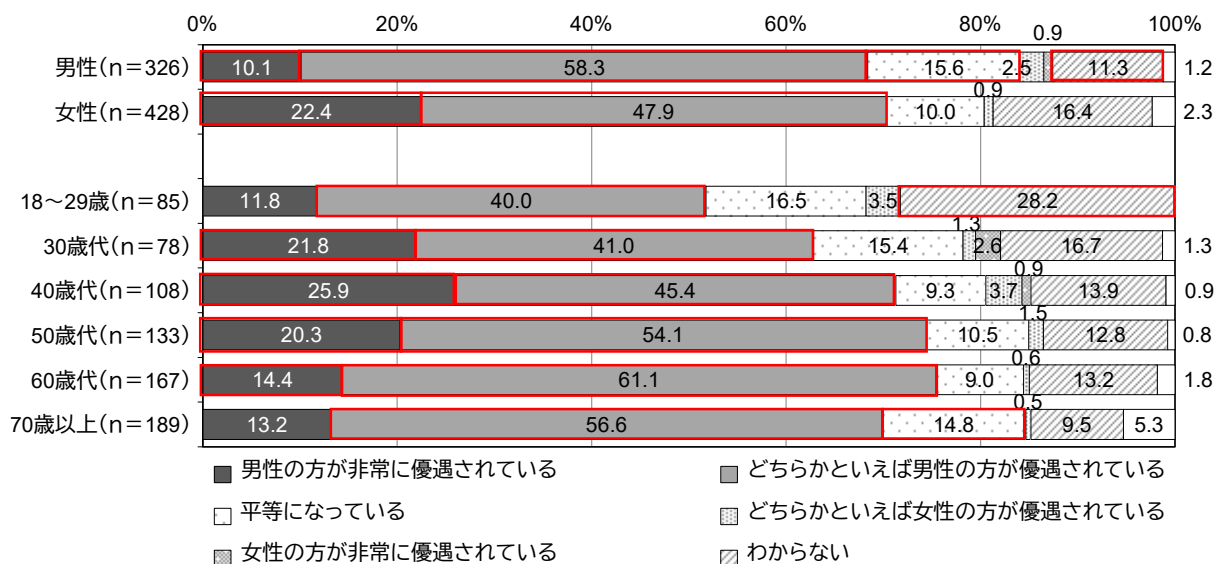
合計値『男性優遇』(69.1%)は約7割となっています。

過去2回の調査と比較すると、『男性優遇』は前回(64.9%)や前々回(67.4%)と同程度で大きな変化は見られません。



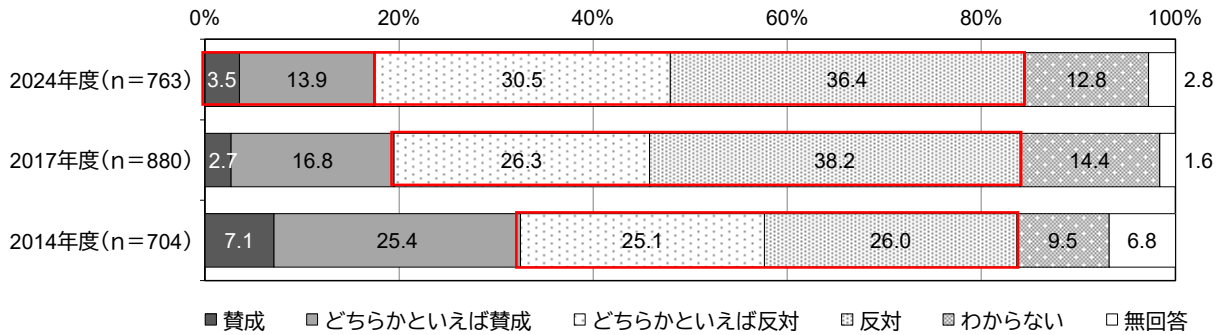
性別では、男女とも「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高く、男性(58.3%)は約6割、女性(47.9%)は約5割となっています。次いで男性は「平等になっている」(15.6%)、「わからない」(11.3%)、「男性の方が非常に優遇されている」(10.1%)の3項目が1割以上、女性は「男性の方が非常に優遇されている」(22.4%)が2割以上となっています。

年代別では、いずれの年代も「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も高く、次いで18~29歳、70歳以上を除き「男性の方が非常に優遇されている」、18~29歳は「わからない」(28.2%)、70歳以上は「平等になっている」(14.8%)が高くなっています。



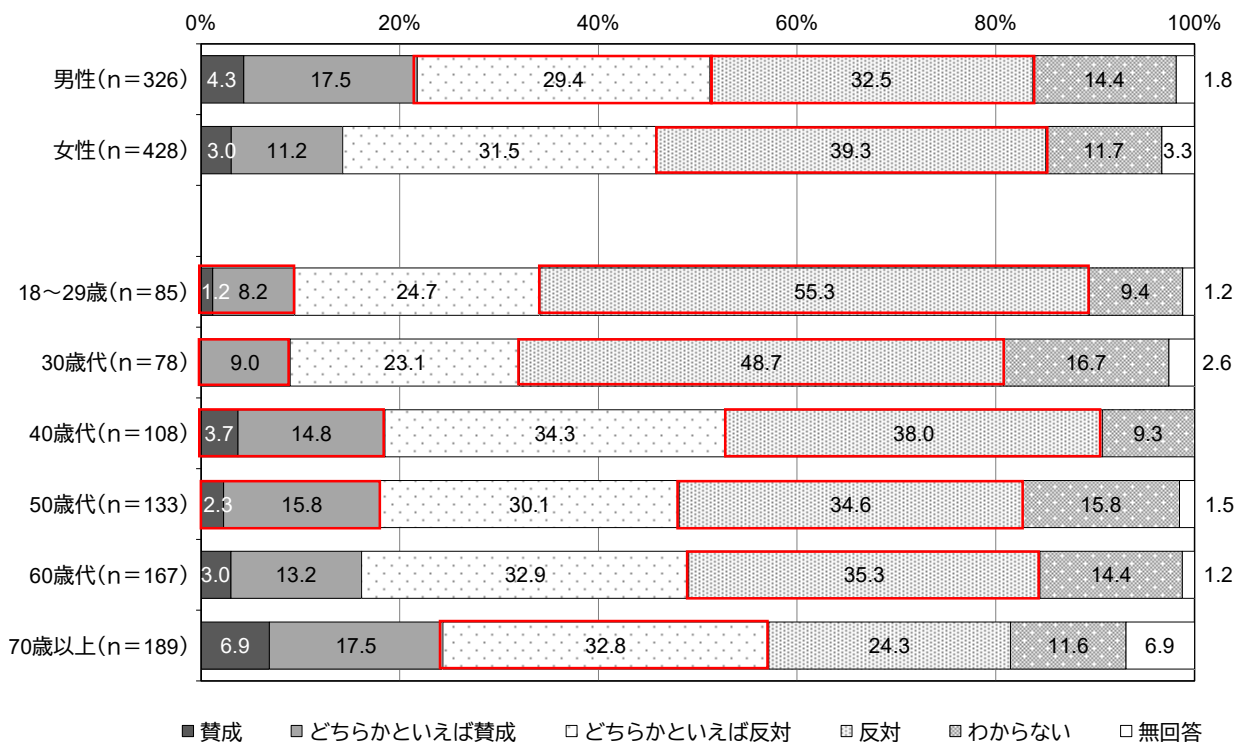
## 【「男は仕事、女は家庭」という考え方について】

全体では、「反対」(36.4%)、「どちらかといえば反対」(30.5%)が3割以上で高く、合計値『反対である』(66.9%)は約7割となっています。過去2回の調査と比較すると、『反対である』は前回(64.5%)と同程度、前々回(51.1%)より高くなっています。



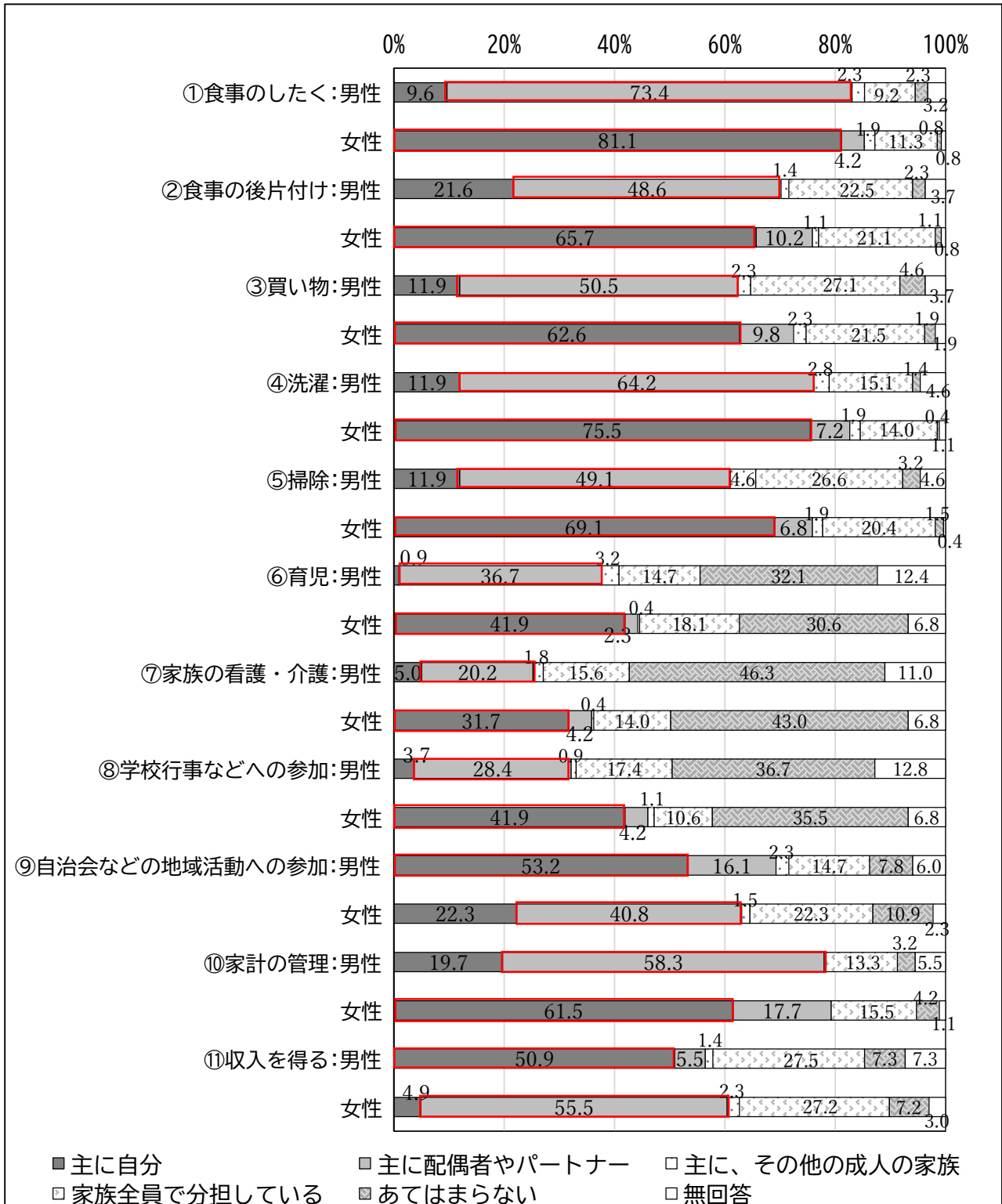
\*前回調査は「そう思う」「ややそう思う」「そう思わない」「あまりそう思わない」「どちらともいえない」「わからない」の6つの選択肢で設定しており、「どちらともいえない」(12.6%)と「わからない」(1.8%)を合わせて表示  
 \*前々回調査は「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」について設定

性別では、男性は「反対」(32.5%)、「どちらかといえば反対」(29.4%)が約3割で同程度に高く、女性は「反対」(39.3%)が約4割で最も高くなっています。年代別では、70歳以上を除き「反対」、70歳以上は「どちらかといえば反対」(32.8%)が最も高くなっており、「反対」は、おおむね若い年代ほど高くなっています。



**【結婚している場合(事実婚を含む)の家庭役割分担】**

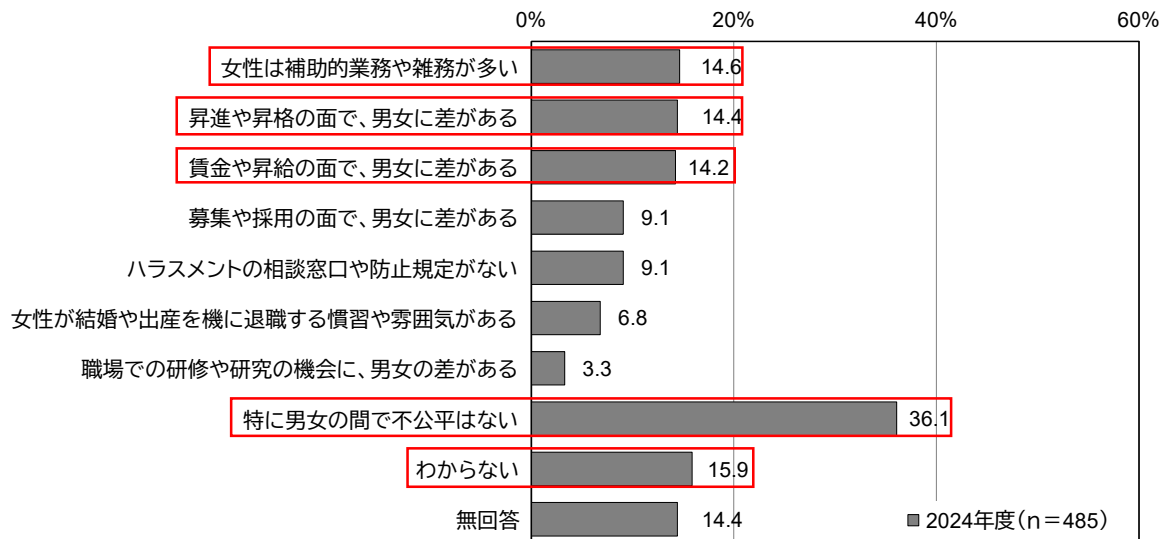
男女双方の回答結果の比較から、「①食事のしたく」、「②食事の後片付け」、「③買い物」、「④洗濯」、「⑤掃除」、「⑩家計の管理」は女性の役割として、「⑨自治会などの地域活動への参加」、「⑪収入を得る」は男性の役割として、本市においても性別によって家庭内の役割が固定化している状況が推察されます。



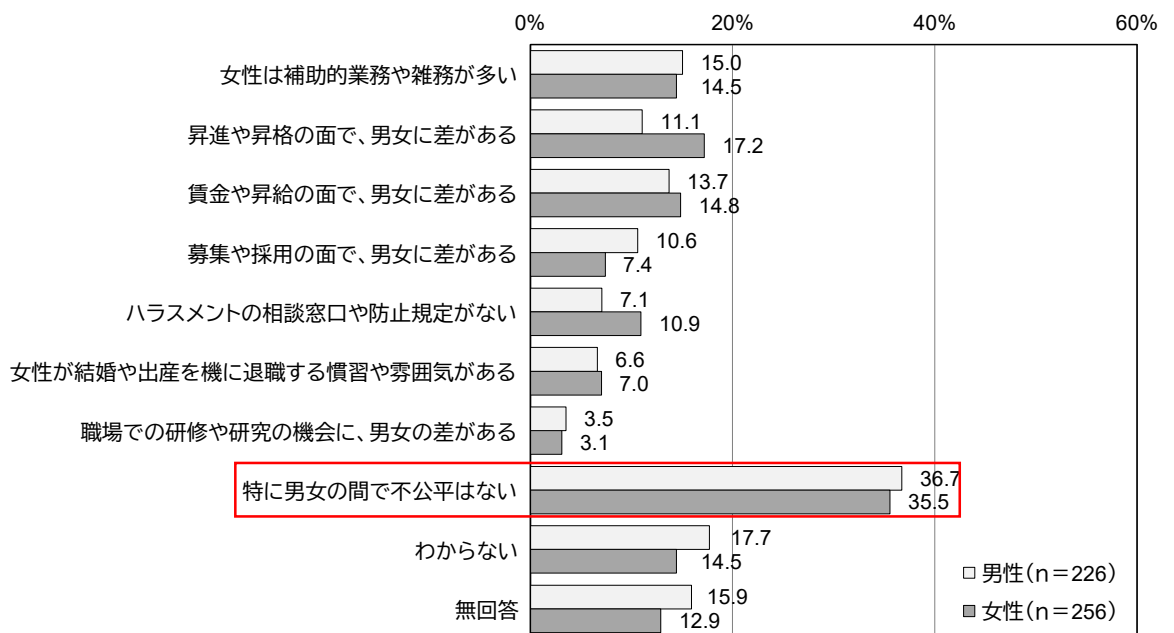
2024年度(いずれも、男性(n=218)、女性(n=265))

## 【職場での不公平】

全体では、「特に男女の間で不公平はない」(36.1%)が3割以上で最も高く、次いで「わからない」(15.9%)、「女性は補助的業務や雑務が多い」(14.6%)、「昇進や昇格の面で、男女に差がある」(14.4%)、「賃金や昇給の面で、男女に差がある」(14.2%)の4項目が1割以上となっています。

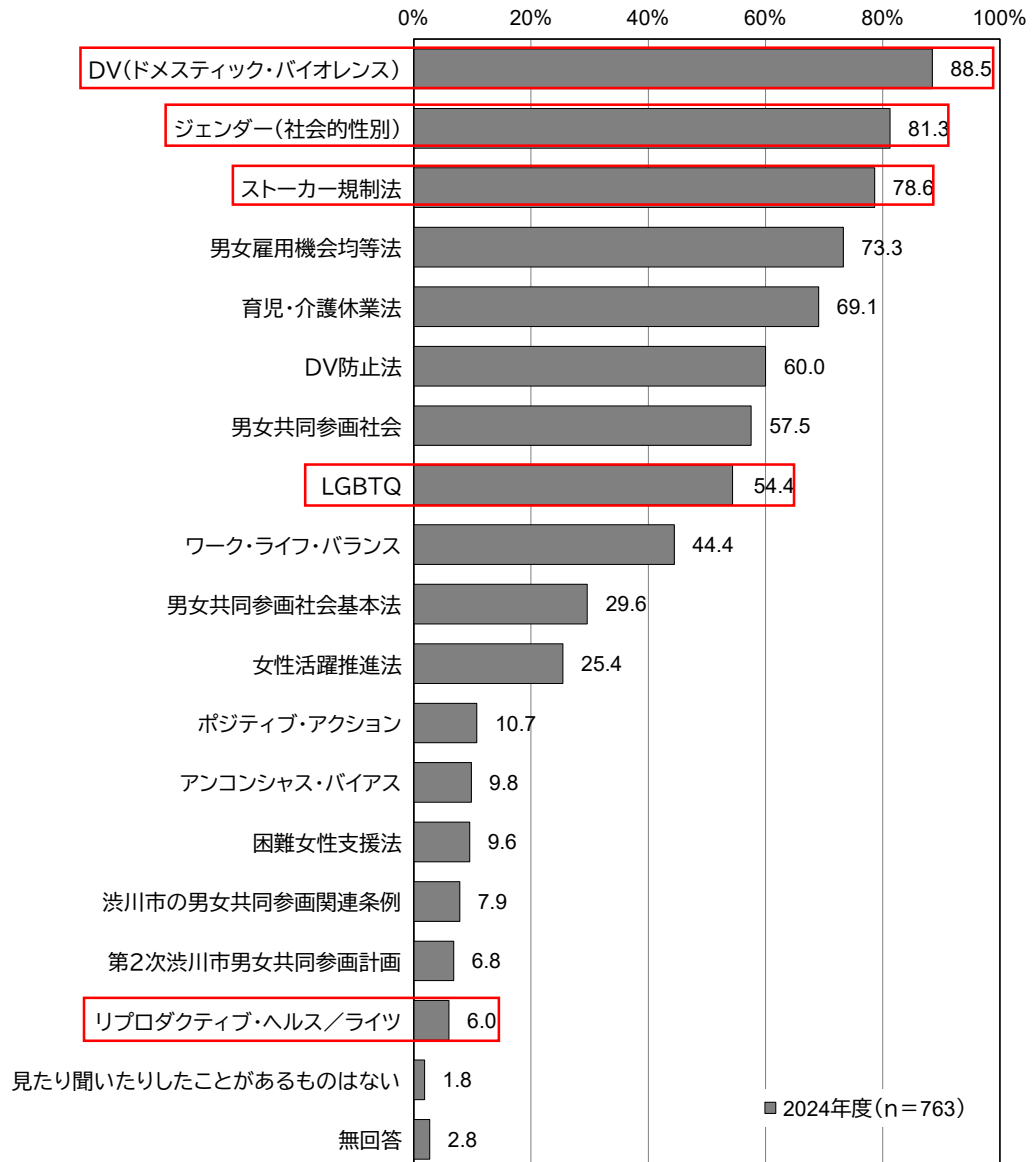


性別では、男女とも「特に男女の間で不公平はない」(男性 36.7%、女性 35.5%)が約4割で最も高く、性別による大きな差は見られません。



## 【男女共同参画に関する制度等の認知度】

全体では、「DV(ドメスティック・バイオレンス)」(88.5%)が約9割で最も高く、次いで「ジェンダー(社会的性別)」(81.3%)、「ストーカー規制法」(78.6%)が約8割となっています。



\*上図において以下の選択肢を省略して表示

ワーク・ライフ・バランス:ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

ポジティブ・アクション:ポジティブ・アクション(積極的改善措置)

アンコンシャス・バイアス:アンコンシャス・バイアス(性別等による無意識の思い込み)

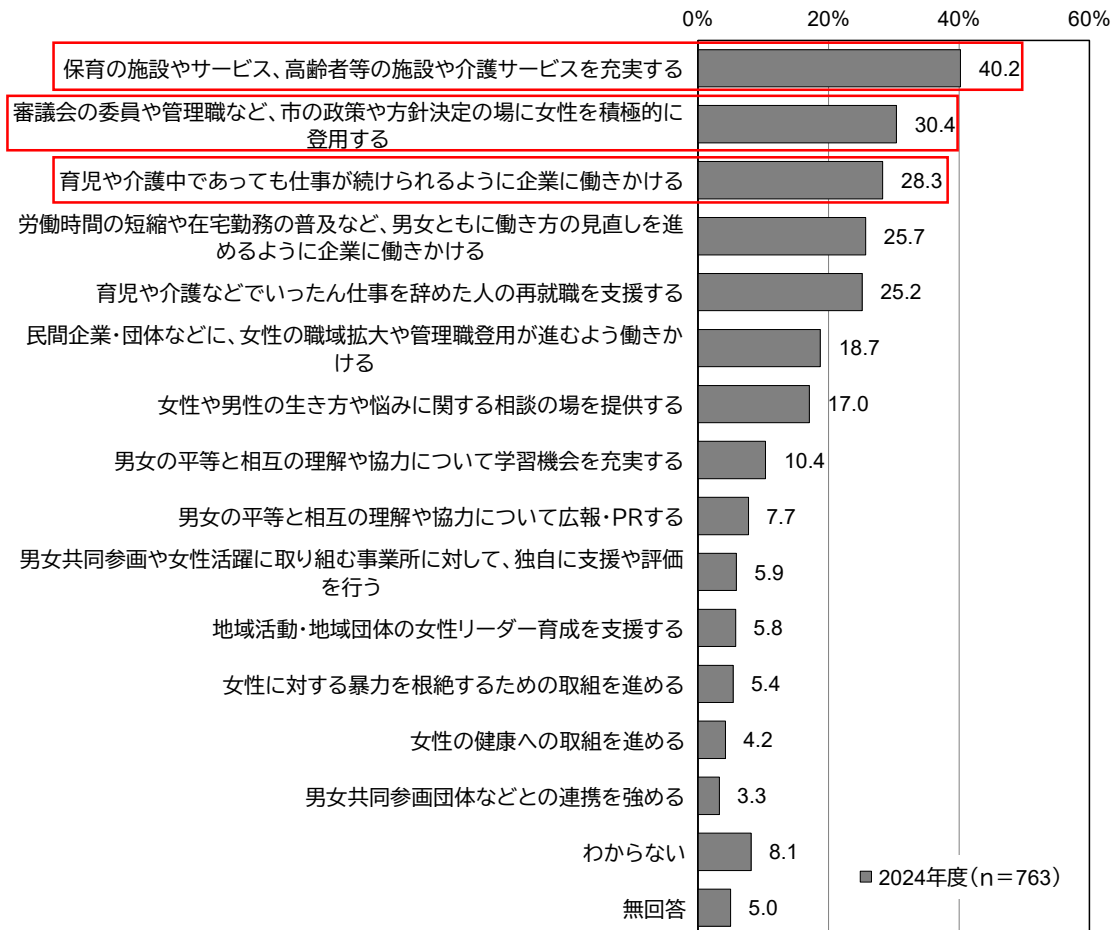
リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する女性の健康/権利、※1)

渋川市の男女共同参画関連条例:渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例

(※1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツ:「性と生殖に関する健康と権利」のことで、全ての人が自らの意思で性や生殖に関する健康を守り、子どもを持つかどうか・いつ持つかを自由に決める権利(ライツ)と、それを支える健康(ヘルス)を保障する考え方です。性教育や医療へのアクセスも含まれます。近年は、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」とも称され、「SRHR」と略されます。

## 【男女共同参画社会実現のために渋川市が力を入れるべきこと】

全体では「保育の施設やサービス、高齢者等の施設や介護サービスを充実する」(40.2%)が4割以上で最も高く、次いで「審議会の委員や管理職など、市の政策や方針決定の場に女性を積極的に登用する」(30.4%)、「育児や介護中であっても仕事が続けられるように企業に働きかける」(28.3%)が約3割となっています。



## 5 第2次計画の成果と分析

本市では、「第2次渋川市男女共同参画計画」に基づき施策を推進し、各種啓発等に取り組んできました。

また、令和6年4月に施行した「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の理念に基づき、女性の健康や性の多様性に関するセミナーを開催するなど、誰もが自分らしく活躍できる社会の実現に向けた取組を加速させています。

令和6年度までの取組の中では、啓発活動や各種分野における女性参画の促進には一定の成果を得た一方で、健康や防災分野など一部の指標が未達成となりました。

### (1) 「基本目標Ⅰ 男女共同参画の啓発と人権尊重のまちづくりの推進」について

上記目標を達成するために、市民や市職員等を対象とした各種啓発活動や研修、講座等の開催を行ってきました。

固定的な性別役割分担意識の解消は着実に進み、男女混合名簿の推進等を通じ、若年層を中心とした意識改革の進展は、市民意識調査結果などからも読み取れますが、目標値への到達に向け、更に施策を進めていく必要があります。

特に「男女共同参画関連の出前講座」については、対象となる市民への周知不足の改善、夜間・休日やオンライン形式の導入など、市民がより参加しやすくなるような仕掛けづくりが求められます。

#### 【第2次計画指標値一覧】

項目名	基準値 (平成29年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方にそうは思わない(「あまりそう思わない」も含む)と応える市民の割合(市民意識調査)	64.5%	66.9%	70.0%
社会通念、慣習・しきたりにおいて男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	10.9%	12.3%	15.0%
男女共同参画関連の出前講座開催回数	1回	0回	3回

## (2) 「基本目標Ⅱ 家庭における男女共同参画の促進」について

「家庭生活」における男女の平等感は改善傾向にあり、家事・育児における性別にかかわらず役割分担が進むほか、ファミリー・サポート・センター、障害児保育、病児・病後児保育等の各種保育サービスの充実と活用には一定の成果が見られました。

一方、健康分野における指標値として、「がん検診受診率」を掲げましたが、日程や場所の制約、費用感などが受診の向上を妨げていると考えられ、予約導線の簡略化、周知方法の改善が求められていると分析しています。

また、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の周知度についても、新たな取組は進めたものの、用語の難解さや若年層への情報到達の不足が課題となり、目標値とはいまだ大きな乖離が生じています。

今後は、学校教育やSNSを活用した広報活動を通じ、早期からの関連情報へのアクセスを通じ、ユース世代からの理解の促進を図っていきます。

### 【第2次計画指標値一覧】

項目名	基準値 (平成29年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
「家庭生活」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	27.5%	33.2%	35.0%
ファミリー・サポート・センター会員数	1,165人	1,388人	1,200人
ファミリー・サポート・センター利用件数	383件	1,012件	510件
乳がん・子宮頸がん・前立腺がん検診受診率	乳がん: 16.9% 子宮頸がん: 12.0% 前立腺がん: 12.9%	乳がん: 14.5% 子宮頸がん: 12.6% 前立腺がん: 9.9%	乳がん: 50.0% 子宮頸がん: 50.0% 前立腺がん: 50.0%
「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の言葉の周知度(市民意識調査)	4.2%	6.0%	15.0%

### (3) 「基本目標Ⅲ 地域・就業における男女共同参画の推進」について

働く女性への情報提供やセミナーの開催等各種支援策を通じ、様々な分野で女性の参画や登用が進み、各指標値は順調な改善傾向にあります。

一方で、市民の安心や安全に直結する防災の分野では、女性人材の発掘の遅れが現状値に影響しており、優先的に改善を講じていく必要があります。

今後は女性人材のデータベース化や、さらなる研修機会の提供が必要であると考えられ、国や県と連携して、着実に取り組む必要があります。

#### 【第2次計画指標値一覧】

項目名	基準値 (平成29年度)	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)
審議会等委員への女性の登用率	23.0%	30.7%	35.0%
認定エコ・リーダーの女性比率	26.7%	30.9%	
防災会議における女性委員登用率	8.9%	14.3%	
安全で安心なまちづくり協議会女性登用率	23.8%	28.6%	
農業委員の女性登用率	0%	31.5%	
女性委員のいない審議会等の数	7	2	0
農村生活アドバイザーの数	9人	8人	10人
シルバー人材センター会員登録者数	565人	558人	635人
国際交流事業への参加者数	557人	530人	650人
職場において男女平等と感じている市民の割合(市民意識調査)	26.0%	29.4%	35.0%
市職員の管理職に占める女性の割合(一般行政職)	17.1%	17.6%	25.0%
働く女性のためのセミナー等の開催	1回	3回	2回

#### (4) 主な成果や第3次計画との接続

第2次計画では、市民意識の啓発や女性参画の促進に積極的に取り組み、以下のような成果が見られました。

- ・ 「渋川市男女共同参画推進懇談会」から「渋川市男女共同参画審議会」への移行や「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の制定により、推進体制の強化や、市域における理念の明確化や共有を進めました。
- ・ 臨時保育室の開設等、子育て世代への支援を通じ、育児と社会活動の両立を進めました。
- ・ 市民意識調査や事業所実態調査を実施し、市民ニーズに基づく政策形成を進めました。
- ・ パートナーシップ宣誓制度を導入し、多様性を尊重する社会の実現に向けた取組を進めました。
- ・ 女性の健康支援セミナーや性の多様性に関する啓発活動を積極的に実施し、幅広い世代への知識の普及を進めました。
- ・ 包括連携企業との協働による展示や広報活動を通じて、女性特有の健康課題等に関して、社会全体での理解促進を進めました。

これらの取組により、男女共同参画の理念が市民生活に浸透しつつあることが確認されましたが、健康支援や防災参画などの分野での課題も残されました。

これらの成果と課題を踏まえ、第3次計画では次の視点について、重点的に推進していく必要があると分析しています。

- ・ 引き続き各種審議会等への女性登用を拡大し、成果指標の管理を徹底していく。
- ・ セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを若年層にも理解できる形で普及させるとともに、検診の受診率を高めていく。
- ・ 訓練や会議における女性参画を進め、地域横断的な人材供給を行う。
- ・ LGBTQ+の理解の促進、困難女性への支援をより実効性のあるものとする。

第2次計画で得られた成果を基盤として、課題を克服しながら、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会、共生社会の実現を目指します。

## 第3章 計画の内容

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「群馬県男女共同参画推進条例」、「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を踏まえ、また、「第2次渋川市男女共同参画計画」を継承し、次の「基本理念」と「基本目標」を定めるとともに、国や社会の動向等を踏まえた施策の展開を図り、男女共同参画社会の実現を目指します。

### 基本理念

全ての市民が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みから解放され、性別にかかわらず、自分らしい考え方や生き方を選択できることを互いに認め合い、かつ、共に責任を担うことができる、男女共同参画社会を実現するまち

### 基本目標

- 基本目標Ⅰ  
男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくりを進めるまち
- 基本目標Ⅱ  
男女が共に働きやすく、ジェンダー・ギャップのない環境づくりを進めるまち
- 基本目標Ⅲ  
誰もが安心かつ健康に暮らすことのできる地域づくりを進めるまち
- 基本目標Ⅳ  
あらゆる暴力のない、安全なまちづくりを進めるまち

### 施策の展開に向けた考え方

人口減少や東京への一極集中といった大きな課題に対応する「地方創生 2.0 基本構想」、地域の元気を取り戻す上で特に重要な「女性活躍」を推進する「重点方針 2025」を意識し、また、多様な主体との連携によって男女共同参画社会の実現を目指すものとし、施策や事業を展開していきます。

# 計画の体系

【基本理念】 全ての市民が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みから解放され、性別にかかわらず、自分らしい考え方や生き方を選択できることを互いに認め合い、かつ、共に責任を担うことができる、男女共同参画社会を実現するまち

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくりを進めるまち

### 施策目標1 男女共同参画意識の醸成

ジェンダー平等に関する広報や啓発  
学校等における啓発や教育活動の推進

庁内研修の充実・強化

### 施策目標2 多様性に関する市民理解の増進と学習機会の提供

共生社会の実現に向けた広報や啓発

多様な性への理解の促進  
多文化共生と国際理解の促進

## 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすく、ジェンダー・ギャップのない環境づくりを進めるまち

### 施策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

各種審議会等への女性の参画推進

澁川市女性活躍推進計画

### 施策目標2 地域における方針決定過程への女性の参画推進

地域活動における男女共同参画の促進

### 施策目標3 女性の就業・起業支援

就業支援と働く力の育成支援

自営業における労働環境の改善

働きやすい職場環境の整備

澁川市女性活躍推進計画

### 施策目標4 男女がいそいそと暮らせる、多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランスの推進

澁川市女性活躍推進計画

家庭生活における男女共同参画の促進

## 基本目標Ⅲ 誰もが安心かつ健康に暮らすことのできる地域づくりを進めるまち

### 施策目標1 様々な困難を抱える女性への支援の充実

支援方法の整備

澁川市困難女性支援計画

福祉サービスの充実

### 施策目標2 ライフスタイルに対応した子育てや介護等への支援の充実

子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援

介護にかかわる多様なサービスの提供と支援

### 施策目標3 生涯を通じた市民の健康づくりの推進

ライフステージごとの健康課題への支援と啓発

生涯を通じた心身の健康づくりの推進

## 基本目標Ⅳ あらゆる暴力のない、安全なまちづくりを進めるまち

### 施策目標1 防災における女性参画の推進

女性登用の促進と人材育成

防災における女性参画の推進

### 施策目標2 配偶者や交際相手からの暴力の防止と被害者支援

あらゆる暴力等の予防と根絶のための啓発

相談体制の確保

澁川市DV防止基本計画

### 施策目標3 あらゆるハラスメントや暴力の根絶

様々なハラスメントや暴力に関する周知・啓発

ハラスメント等への支援と予防体制の構築

# 第4章 施策の展開

## 基本目標 I 男女共同参画及び多様性を尊重する社会づくりを進めるまち

施策目標	施策
1 男女共同参画意識の醸成	(1) ジェンダー平等に関する広報や啓発 (2) 庁内研修の充実・強化 (3) 学校等における啓発や教育活動の推進
2 多様性に関する市民理解の増進と学習機会の提供	(1) 共生社会の実現に向けた広報や啓発 (2) 多様な性への理解の促進 (3) 多文化共生と国際理解の促進

### 成果指標

項目名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しないと回答した市民の割合(市民意識調査)	66.9%	80.0%
「社会通念・慣習・しきたりなど」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	12.3%	20.0%
「LGBTQ+」の言葉の認知度(市民意識調査)	54.4%	70.0%



市広報紙のしぶかわジェンダー平等推進表彰  
受賞者の紹介コーナー

## 施策目標1 男女共同参画意識の醸成

### ■ 現状と課題

---

#### 現状分析

渋川市では、これまでも男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発に努めてきました。

令和6年度に行った市民意識調査結果からは、本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、反対(66.9%)が賛成(17.4%)を大きく上回っており、男女共同参画の推進について一定の理解が見られました。(P30 上段参照)

しかし、年代別に見ると、賛成とする回答が20歳代では9.4%、30歳代では9.0%である一方、40歳代では18.5%、50歳代では18.1%と、年代ごとの差異が見受けられ、依然としてジェンダー・ギャップ(固定的な性別役割分担意識)や、性別に基づくアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)が根強く残っていることが示唆されました。(P30 下段参照)

なお、「男女共同参画社会基本法」第4条では、「社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担などを反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることに鑑み、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない」と規定しています。

また、同法第15条では、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たって、男女共同参画社会の形成への配慮を求めており、本市の施策の様々な場面で配慮することが重要です。

#### 課題

##### 1 固定的な性別役割分担意識の根強さ

本市では、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、反対が賛成を大きく上回っているものの、年代ごとの差異が見受けられ、依然として固定的な性別役割分担意識や、性別に基づく偏見が根強く、その解消には継続的な啓発が必要です。

## 2 多様な生き方・働き方への理解不足

既存の価値観にとらわれず、個人の多様な選択を尊重する意識の醸成が不十分であり、女性の社会進出やキャリア形成に対する否定的な意識が依然として存在しています。

## 3 情報リテラシーの向上

メディアやインターネット上の不正確な情報、偏見を助長する表現を見極めるリテラシーのさらなる向上が必要です。

### 施策の方向性

策定が進む国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「重点方針 2025」の趣旨を踏まえ、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を継続的かつ重点的に進めます。

また、「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「関係人口の量的・質的向上」や「多様な人材が活躍できる機会の創出」の実現には、性別に制約されない、多様な生き方や働き方を尊重する意識の醸成が必要なことから、「若年層」や「男性向け」等の属性に寄り添った啓発やライフステージに応じた情報提供、学習機会を充実させるほか、固定観念にとらわれず、家庭・職場・地域などで多種多様に活躍する市民や事業者の姿をロールモデルとして展開します。

また、情報リテラシー向上のための教育プログラムを開発し、偏見や差別を助長する情報への対抗力を高めることで、地域全体の持続的発展に資する強固な基盤を形成します。

### 関係当事者との連携ポイント

- 市民：意識啓発講座への積極的な参加、地域活動を通じた意見交換、SNSなどでの情報発信による意識変革の促進
- 民間団体・NPO：講演会やワークショップの共同開催、男女共同参画に関する情報発信、多様なロールモデルの紹介
- 保育園・幼稚園・学校等：学校教育における性別役割分担意識解消のための教育プログラムの共同開発・実施、情報リテラシー教育の強化、キャリア教育での多様な働き方の提示
- 事業者：従業員への男女共同参画意識啓発研修の実施、多様な働き方を許容する職場環境づくりへの協力、男性の育児・介護参加の促進

## ■ 施策

### 1-1-1 ジェンダー平等に関する広報や啓発

男女共同参画やジェンダー平等についての正しい知識を普及させるため、市民に分かりやすい啓発と情報提供に努めます。

事業	内容	関係所属
市民への周知・啓発	市広報紙及び市ホームページのほか、市公式SNSや動画など、様々な媒体で男女共同参画に関する情報発信を行います。	政策戦略課
男女共同参画に関する学習の機会の提供	市民等を対象とし、男女共同参画に関して、アンコンシャス・バイアスなど様々なテーマで講座やセミナー等を、市内・市外の関係者との協働により実施します。	
「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の周知	「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の認知度向上に向け、積極的に周知を行います。	
市職員意識調査の実施	職員の男女共同参画意識の状況を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	政策戦略課 人事課
民間の事業所に対する周知	公共機関だけでなく、市内の会社や店舗などにおいても、男女共同参画社会の実現に向けた取組が広がるよう、民間の事業所を対象とした啓発を進めます。	政策戦略課 産業政策課
NPO・ボランティア団体等への支援	視察研修・セミナー・情報交換会の開催などを通じ、NPOやボランティア団体の交流を支援することで、男女共同参画社会の実現を図ります。	市民協働推進課
人権教育講座の開催	市民を対象とした人権教育講座等において、男女共同参画に関する事業の積極的な実施を検討します。	生涯学習課 各公民館
関連図書収集・読書推進	男女共同参画の視点に立った生涯学習を推進するため、幼少期・青年期・老年期等のそれぞれのライフステージに必要な情報を勘案しながら、男女共同参画の関連図書を収集し、それらを効果的に展示・紹介することで学習機会を提供します。	渋川市立図書館

## 1-1-2 庁内研修の充実・強化

全ての市職員が男女共同参画の視点で業務に当たることができるよう、職員意識の向上を図ります。

事業	内容	関係所属
市職員研修の実施	人権尊重、ハラスメント、LGBTQ+、女性活躍推進・次世代育成支援など男女共同参画を意識した研修を実施し、市職員の意識向上を図ります。	政策戦略課 人事課
教職員研修の実施	「常時指導(※1)の充実」と「子どもたちが自己有用感(※2)を高める」ことを目的として、人権教育協議会や研修会を実施します。	学校教育課

## 1-1-3 学校等における啓発や教育活動の推進

子どもの発達段階に応じ、人権尊重や男女平等の精神を高める学習と、個性や能力を重視した教育を推進します。

事業	内容	関係所属
人権意識を高める人権教育、道徳教育の推進	各校の年間指導計画に基づき、教科・特別の教科道徳・特別活動の指導を実施します。	学校教育課
男女混合名簿の推進	男女混合名簿の意義を踏まえ、導入した名簿を各校で活用していきます。	
人権教育の充実	児童・生徒の保護者を対象に、人権教育に視点を当てた学習会や情報提供を行い、啓発を行います。	
青少年の健全育成	子どもたちを取り巻く状況をとらえながら、街頭補導やインターネットの利用方法などの啓発を通じ、地域の健全な環境を守ります。	生涯学習課
青少年や親の悩み相談の実施	青少年やその保護者を対象とし、青少年指導員が、専用電話・メール・LINEを通じ、教育研究所など関係機関や専門機関と連携しながら、対応します。	

(※1) 常時指導：望ましい人間関係の形成や規範的意識の醸成等を目的に、日常の教育活動のあらゆる場面で継続的・意識的に行う指導のことです。

(※2) 自己有用感：他者への貢献を通じて自分の価値を感じることです。

事業	内容	関係所属
若年期からの性に関する教育機会の充実	児童や生徒を対象として、発達段階に応じた内容をできるだけ早期から、学校における保健、特別の教科道徳、特別活動の学習を通じ、生殖器官や妊娠、エイズ及び性感染症予防について教育を行うほか、人権や自己決定権、ジェンダー、多様性、デートDVや性暴力の防止などに関する啓発や様々な学習機会の確保を図ります。	政策戦略課 学校教育課
キャリア教育の充実	学校において、生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度を培うとともに、性別にかかわらず多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実を図ります。	学校教育課



「アンコンシャス・バイアスセミナー」の実施

## 施策目標2 多様性に関する市民理解の増進と学習機会の提供

### ■ 現状と課題

---

#### 現状分析

渋川市では、多様性に関する理解を深めるための取組を進めていますが、性的指向やジェンダーアイデンティティ(SOGI、P7 参照)に関する市民理解はまだ十分ではありません。

令和6年度市民意識調査では、「LGBTQ」に関する認知度自体も54.4%で、いまだ市民の約半数に情報が届いていない状況であり、基本的な知識や理解がない中では、「性的指向や性自認に関するハラスメントへの対応が、知識・体制ともに十分ではない。」といえます。(P33 参照)

また、LGBTQ+などの性的マイノリティだけではなく、障害者、外国人など、様々な背景を持つ人々への理解はまだ十分ではない可能性があります。

今後子どもたちが多様性を自然に受け入れられるような教育機会の提供が不足する場合、将来的なハラスメントや偏見の発生リスクが懸念されます。

#### 課題

---

##### 1 SOGIに関する理解不足

LGBTQ+に対する正しい知識や理解が市民全体に浸透しておらず、偏見や差別が生じる可能性があります。

##### 2 学習機会の偏り

多様性に関する学習機会が十分に提供されておらず、特に子どもや若年層へのアプローチが不足しています。

##### 3 ハラスメントへの対応能力の不足

多様性に関するハラスメントへの対応について、行政職員や関係機関の知識・体制が不十分で、市民への適切な相談支援体制の構築が喫緊の課題です。

## 施策の方向性

「LGBT理解増進法」の趣旨に基づき、SOGIに関する市民理解を増進するための啓発活動を強化し、地域全体の包摂性と魅力度を高めます。

「重点方針 2025」が目指す「多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる社会の実現」に向け、多様な性のあり方に関する研修会やセミナーを継続的に実施し、正しい知識の普及に努めます。

「地方創生 2.0 基本構想」が掲げる「誰一人取り残さない地域づくり」を実現するため、教育機関と連携し、子どもたちが幼少期から性的マイノリティや障害、外国人など、様々な背景による多様性を尊重する心を育む教育プログラムを導入します。また、文化交流イベントや意見交換会を通じて、相互理解と共生意識を育みます。

ハラスメント対策の一環として、SOGIに関するハラスメントの防止に特化した啓発活動に取り組みます。

行政内部においても職員研修を徹底し、多様な性に関する相談対応能力を向上させます。

## 関係当事者との連携ポイント

- **市民**:理解増進のためのイベントへの参加、多様性に関する情報の共有、当事者の声に耳を傾ける姿勢の醸成
- **民間団体・NPO**:国際交流協会やLGBTQ+支援団体との連携による専門知識の提供、啓発イベントの共同開催、相談窓口の周知協力
- **保育園・幼稚園・学校等**:性的指向・性自認に関する教育の導入、いじめ防止対策への協力、教職員向け研修の実施
- **事業者**:従業員へのSOGIに関する研修の実施、ハラスメント防止規程の策定、多様性を尊重する職場環境づくりと差別のない採用活動の推進

## ■ 施策

### 1-2-1 共生社会の実現に向けた広報や啓発

社会にある障害、差別、偏見をなくし、全ての人々が暮らしやすい共生社会の実現へ向けて、心のバリアフリーを促進するため、様々な講座や啓発活動を行います。

事業	内容	関係所属
障害平等研修(DET研修)(※1)の実施	障害のある人自身がファシリテーター(進行役)となり、ファシリテーターとの対話やグループワーク、視覚教材を活用して学ぶ、発見型の研修である「障害平等研修(DET研修)」を、児童・生徒のほか、一般の市民向けにも開催します。	政策戦略課
ボランティアの育成と活動支援	社会福祉協議会と連携して、ボランティアの育成や活動を支援し、高齢者をはじめとする地域住民にとって、安心して住みやすい地域づくりを進めます。	地域包括ケア課

### 1-2-2 多様な性への理解の促進

LGBTQ+などの多様な性への理解を深めるための啓発に努めます。

事業	内容	関係所属
多様性に配慮した表現	市が広報紙や出版物等を作成する際に、男女共同参画及び多様性を尊重する視点に立った表現を自主的に取り入れられるよう、表現の基準(ガイドライン)の周知徹底を行います。	政策戦略課
多様な性に関する理解の促進	市民等を対象に、性の多様性に関する講座等の実施や情報発信を、市内・市外の関係者との協働により実施します。 また、「渋川市パートナーシップ宣誓制度(※2)」の普及促進に努めます。	政策戦略課 市民課 生涯学習課

(※1) 障害平等研修(DET研修):障害のある人となない人が対等な立場で共に学ぶ参加型の研修です。障害者自身がファシリテーターとなり、差別や偏見の背景にある社会的障壁について考えることで、共生社会の実現を目指します。

(※2) 渋川市パートナーシップ宣誓制度:戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして宣誓した方に対して、2人がパートナーの関係にあることを市が証明する制度で、2020年(令和2年)12月に導入しました。

### 1-2-3 多文化共生と国際理解の促進

在住外国人と日本人が互いの生活や文化を理解・尊重し、誰もが暮らしやすいまちにしていくため、相互理解を深めるための取組を進めます。

事業	内容	関係所属
国内外の新たな取組等の情報収集と提供	ジェンダー・ギャップ指数等の現状や、DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン)(※1)やSDGs(P3参照)、ミックスルーツ(※2)の住民への配慮など、世界動静のほか、男女共同参画や共生社会に関する最新の情報を収集するとともに、市民に向けて共有や発信を行います。	政策戦略課
在住外国人に対する支援	在住外国人向けに、生活情報誌等を活用し、生活に役立つ情報を多言語で発信します。	市民協働推進課
国際交流協会(市民活動)への支援	各種交流事業や日本語教室、国際理解講座など、市民レベルでの国際交流を推進するため、渋川市国際交流協会の運営や事業に対して補助を行います。	
友好都市・姉妹都市交流の推進	絵画の作品展等、文化・芸術事業を通じ、海外姉妹都市等と互いの文化を知り、国際理解や友好を深めるための交流を行います。	
公共施設案内標識への外国語併記表示の推進	在住外国人の住み良い環境づくりのため、公共施設案内板等の外国語併記を進めます。	
国際理解教育の推進	子どもたちの国際理解を推進するため、小中学校に配置されている英語指導助手(ALT)を活用し、授業内外及び外国人と触れ合える機会を設け、英語教育の充実を図るとともに、子どもたちの国際感覚の伸長を図ります。	学校教育課

(※1) DE&I(ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン):Diversity(ダイバーシティ/多様性)、Equity(エクイティ/公平性)、Inclusion(インクルージョン/受容)の頭文字を取った言葉で、組織や社会において、多様な人材を尊重し、公平な機会を提供し、それぞれがいきいきと働き、力を発揮できる環境を目指していくという考え方で。

(※2) ミックスルーツ:複数の国や地域、文化にルーツを持つ人のことで、両親のどちらか、又は両親ともに外国籍である場合や、ルーツが複数の国にまたがる人をいいます。

## 基本目標Ⅱ 男女が共に働きやすく、ジェンダー・ギャップのない環境づくりを進めるまち

施策目標	施策	
1 政策・方針決定過程への女性の参画推進	(1) 各種審議会等への女性の参画推進	渋川市女性活躍推進計画
2 地域における方針決定過程への女性の参画推進	(1) 地域活動における男女共同参画の促進	
3 女性の就業・起業支援	(1) 就業支援と働く力の育成支援 (2) 働きやすい職場環境の整備 (3) 自営業における労働環境の改善	渋川市女性活躍推進計画
4 男女がいきいきと暮らせる、多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの推進 (2) 家庭生活における男女共同参画の促進	渋川市女性活躍推進計画

### 成果指標

項目名	現状:基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
審議会等委員への女性の登用率	30.7%	40.0%以上 60.0%以下
女性委員のいない審議会等の数	2	0 ※「ゼロ」を維持する。
「職場」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	29.4%	40.0%
「家庭生活」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	33.2%	45.0%
渋川市役所における管理的地位(課長相当職以上)にある職員に占める女性職員の割合	23.7%	30.0%
「くるみん認定」や「えるぼし認定」等の取得企業数	2社	6社

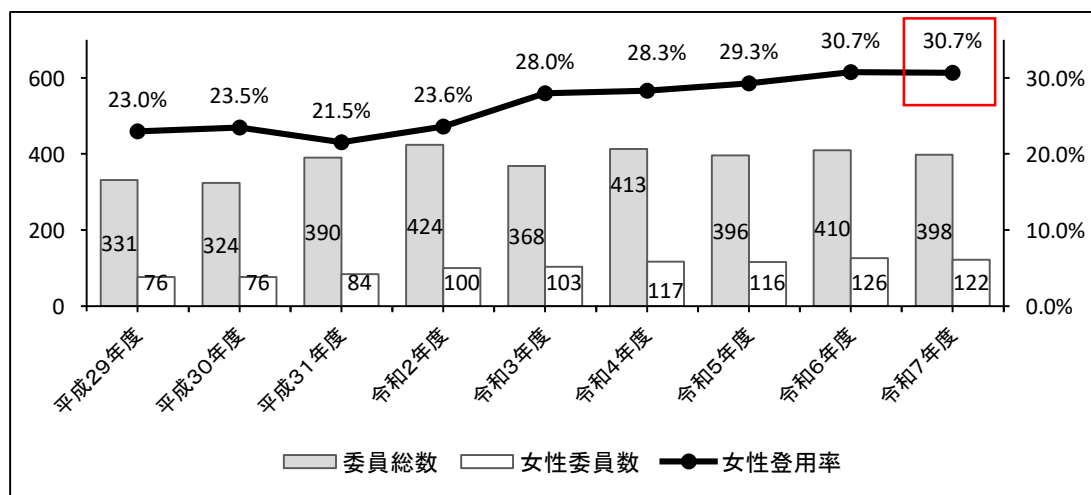
## 施策目標1 政策・方針決定過程への女性の参画推進

### ■ 現状と課題

#### 現状分析

渋川市では、審議会等における女性委員の登用や管理職への女性の登用を推進していますが、令和6年度実績は30.7%であり、第2次計画の目標値である35%に達していない審議会等が複数あり、さらなる向上が求められます。

#### 【本市の審議会等委員への女性登用率の推移】



また、令和6年度市民意識調査の結果、「社会全体における平等感」が15.6%であった一方、男性が優遇されていると感じる市民は63.5%であり、数値目標達成だけでなく、実質的な参画を強く促していく必要があります。(P26 参照)

#### 課題

##### 1 女性の参画機会の不足

審議会等への女性の登用が目標に達しておらず、また、地域における意思決定の場への女性の参画が限定的です。

##### 2 意識と制度のギャップ

女性の参画推進への意識は高まりつつあるものの、それを具体的に後押しする制度や慣行が十分に整備されておらず、女性のリーダーシップ育成プログラムも不足しています。

### 3 ロールモデルの不足

政策・方針決定過程で活躍する女性のロールモデルが少なく、次世代の女性が参画への意欲を持ちにくい状況です。

#### 施策の方向性

策定が進む国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「重点方針 2025」に基づき、市域における政策・方針決定過程への女性の参画を更に推進します。

多様な視点や経験が政策立案に反映されることで、より実効性の高い地域課題解決やイノベーション創出が可能となるため、審議会等における女性委員の登用目標値の見直しと達成に向けた積極的な取組(例:女性人材バンクの活用、公募の促進)、市の管理職への女性の登用促進のための意識改革と研修の実施を行います。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「多様な人材による地域社会の活性化」を実現するため、「女性活躍推進法」に基づき、事業所における女性の活躍を推進するための情報提供や支援を強化し、女性リーダーの育成を進め、地域の持続的な発展と活力の向上を図ります。

#### 関係当事者との連携ポイント

- **市民**:政策提言や市民活動への参加、女性リーダー育成講座への積極的な参加、地域における女性の活躍事例の発信
- **民間団体・NPO**:女性リーダー育成プログラムの共同開発・実施、女性の活躍事例の情報発信、地域での女性のネットワーク構築支援
- **事業者**:企業における女性管理職登用目標の設定と達成、女性活躍推進に関する情報交換会の開催、育児休業取得後のキャリア形成支援

## ■ 施策

### 2-1-1 各種審議会等への女性の参画推進

審議会等への女性委員登用比率に関する目標を着実に達成するための取組を強化します。

事業	内容	関係所属
各審議会等委員への女性登用率の把握・公表の実施	各種審議会等への女性登用率を調査し、その結果を市民に対し公表します。 また、男女構成比を意識した委員等の推薦・選任を呼びかけるとともに、女性人材を把握し情報提供を行うことにより、女性委員の登用推進を図ります。	政策戦略課
女性管理職登用の推進・啓発	市民等を対象とし、表彰制度やロールモデルを活用した周知・啓発をはじめ、女性管理職登用についての講座等の実施や情報発信を行います。	
保育サポーターの派遣	イベントや会議などの開催に併せて臨時保育室を開設するため、保育サポーターを派遣し、子育て世代の参画を促進します。	
女性活躍推進特定事業主行動計画の推進・実施	「特定事業主行動計画～渋川市職員ワーク・ライフ・バランス実現プラン～」に基づき、女性職員の管理職への積極的な登用を実施します。	人事課



市主催事業への保育サポーターの派遣

## 施策目標2 地域における方針決定過程への女性の参画推進

### ■ 現状と課題

---

#### 現状分析

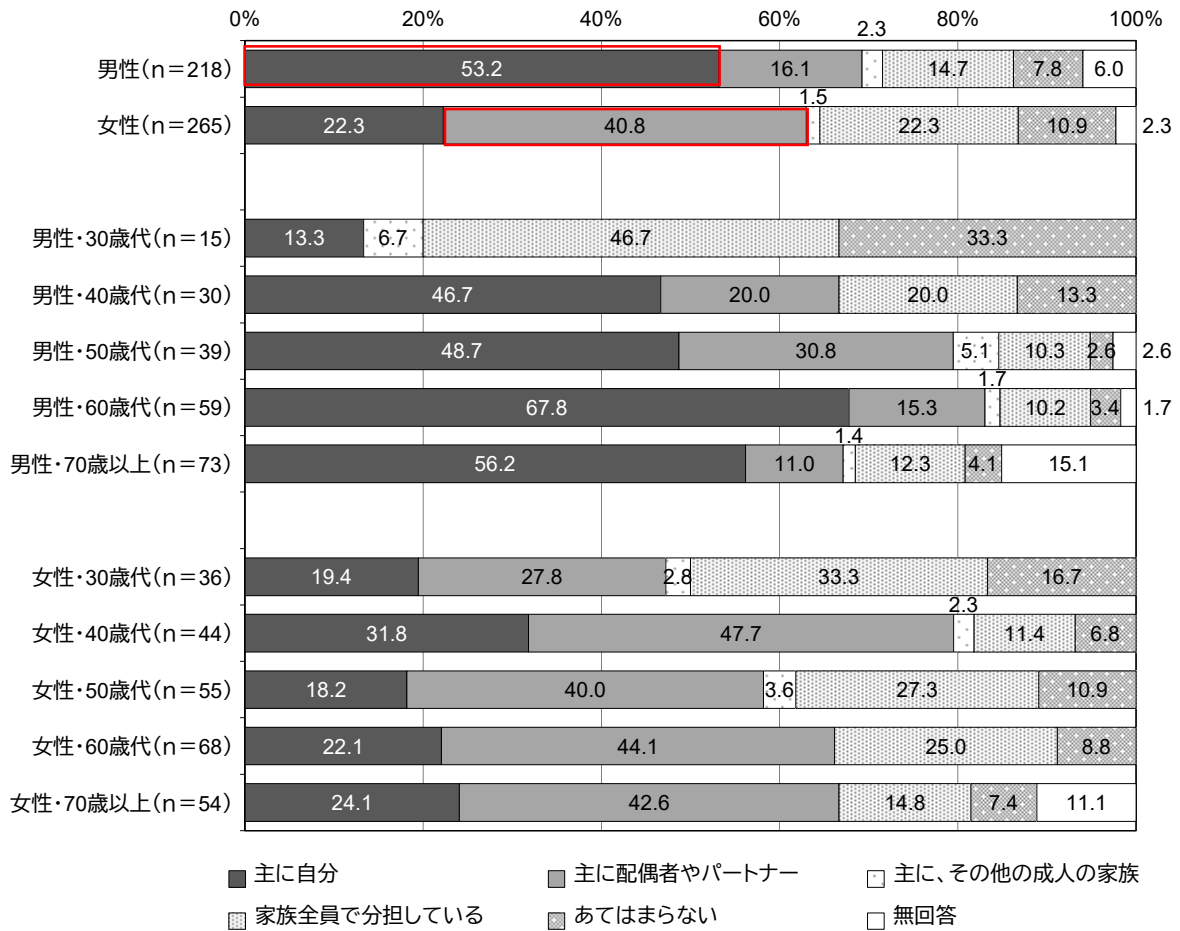
---

地域活動や自治会、PTAなどの地域における方針決定の場では、依然として男性の比率が高い傾向が見られます。

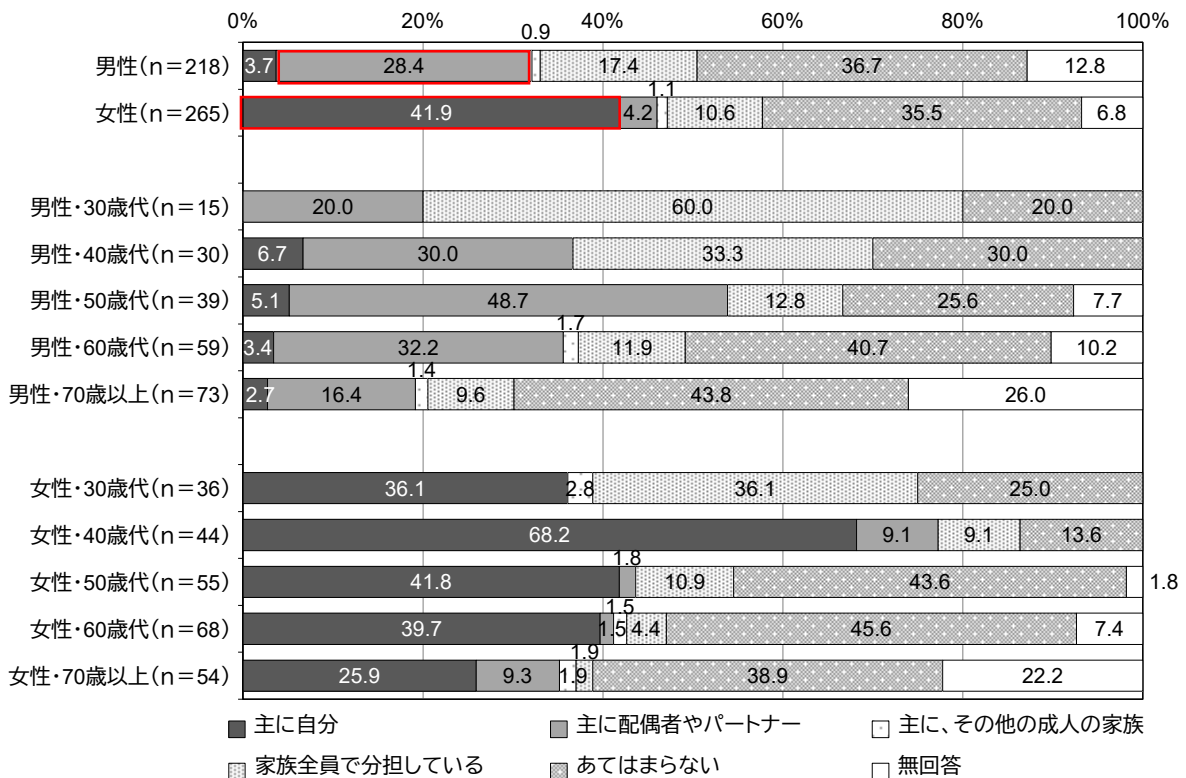
令和6年度市民意識調査の結果では、「地域活動の場」における男女の平等感は27.7%、「社会通年・慣習・しきたり」においては12.3%である一方、男性が優遇されていると感じる市民は、それぞれ41.3%、69.1%であり、強いジェンダー・ギャップがうかがえます。(P26 参照)

また、同調査において、「自治会などの地域活動への参加」は、男性は「主に自分」が5割以上、女性は「主に配偶者やパートナー」が4割以上で最も高いほか、「学校行事などへの参加」は、「あてはまらない」を除き、男性は「主に配偶者やパートナー」が約3割、女性は「主に自分」が4割以上で最も高くなっており、実態としても特に女性が地域活動へ参加しにくい現状があり、固定的な役割分担意識に加え、家事・育児との両立の難しさなどが推測されます。(P31、P56 参照)

### 【自治会などの地域活動への参加】



### 【学校行事などへの参加】



## 課題

### 1 地域活動における女性のリーダーシップ不足

家事・育児・介護の負担が女性に集中していること、地域活動に関する情報不足、参加への心理的ハードルなどが女性の地域活動参加を妨げていると考えられます。

### 2 参加障壁の存在

女性の参画推進への意識は高まりつつあるものの、それを具体的に後押しする制度や慣行が十分に整備されておらず、女性のリーダーシップ育成プログラムも不足しています。

### 3 意識改革の遅れ

地域における意思決定の場においても、女性の参画の重要性に対する認識が十分でない場合があります、男性の地域活動への参加促進も不十分。

## 施策の方向性

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「多様な人材による地域社会の活性化」及び「人や情報、資金が地域とかがかわる『関係人口』の創出」を実現するため、地域社会の活性化には多様な人材の活躍が不可欠であるという認識を共有し、地域における方針決定への女性の参画を促進します。

「重点方針 2025」が掲げる「全ての女性が輝く社会」の実現に向け、女性が地域活動に参画しやすい環境整備（例：子連れ参加可能な会議の開催、オンライン参加の導入、会議時間の見直し）を進めます。

女性の地域リーダー育成講座の開催、地域活動の魅力発信を強化することで、地域における多様な視点と活力を生み出し、持続可能な地域社会の構築を進めます。

男性の家事・育児・介護への積極的な参画を促進し、女性が地域活動に参加できる時間的・精神的余裕を確保するための啓発活動や制度支援を行います。

## 関係当事者との連携ポイント

- **市民**:地域活動への積極的な参加、地域課題解決に向けた提案、地域リーダー育成講座への参加、男性の家事・育児・介護参加の促進
- **民間団体・NPO**:地域課題解決に向けた連携、地域活動への女性の参画促進イベントの共同開催、地域団体との連携強化
- **事業者**:従業員が地域活動への参加を推奨、ボランティア休暇制度の導入、地域活動への従業員派遣



## ■ 施策

### 2-2-1 地域活動における男女共同参画の促進

性別や年齢にかかわらず、誰もが地域における様々な活動に、積極的・主体的に参画できる環境づくりを支援するとともに、地域活動における男女共同参画の推進の重要性について更に周知し、参画を促進します。

事業	内容	関係所属
「渋川まちかどトーク」の開催	幅広い年代、様々な団体から、政策的な意見・要望を聴取する場として、また、市政に対する理解を深めてもらうため、市長や市関係者とテーマに基づいて意見交換を行う場を設けます。	広報室
地域活動に関する意識改革	自治会やPTA活動などの地域活動に関するジェンダー・ギャップの解消に向けた啓発活動を行います。	政策戦略課 市民協働推進課 生涯学習課
出前講座の実施	地域活動を活性化するための男女共同参画の必要性について、啓発を行います。	政策戦略課 生涯学習課
市民団体等との連携による男女共同参画の推進	男女共同参画になじみのない団体にも働きかけながら、男女共同参画の講座を開催し、情報提供と併せて、啓発を行います。	市民協働推進課
自治会等地域活動への男女共同参画推進	自治会役員等へ、男女共同参画について啓発を行います。	

## 施策目標3 女性の就業・起業支援

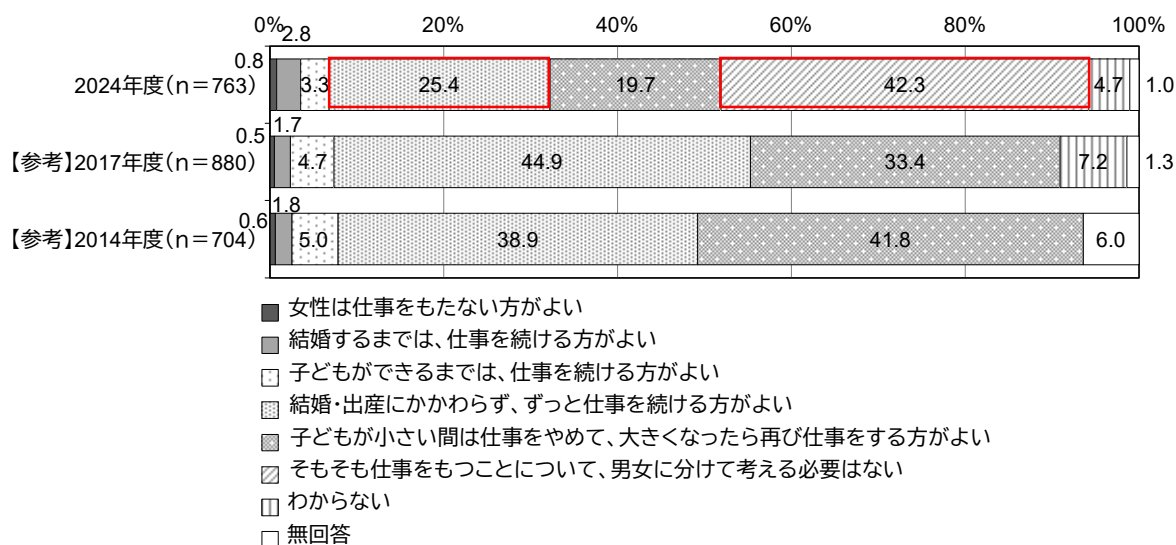
### ■ 現状と課題

#### 現状分析

渋川市では、女性の就業率は上昇傾向にありますが、非正規雇用の仕事に従事する女性が多い傾向が見られます。(P22 及びP25 参照)

令和6年度市民意識調査では、「一般的に女性が仕事をもつことについて」の問いに、男女に分けて考える必要はない、が4割以上で最も高く、次いで結婚・出産にかかわらず、ずっと仕事をする方がよい、が2割以上となっており、女性の就業に対する肯定的な意見が多い状況ですが、出産や育児による離職、再就職の困難さといった課題も依然として存在しています。

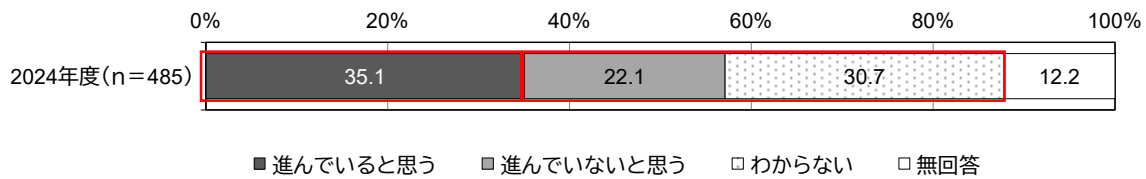
#### 【一般的に女性が仕事をもつことについて】



\*前回調査は「女性は職業をもたない方がよい」「結婚するまでは、職業をもつ方がよい」「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」「子どもができて、職業を続ける方がよい」「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」「その他」「わからない」の7選択肢で設定

また、「あなたの職場では、女性の採用や管理職への登用が進んでいると思いますか。」については、「進んでいると思う」が3割以上である一方、「わからない」と「進んでいないと思う」が合わせて5割以上となっており、市民の実感としても、まだまだ改善の余地があります。

## 【あなたの職場では、女性の採用や管理職への登用が進んでいると思いますか】



### 課題

#### 1 非正規雇用の女性の多さ

安定した雇用やキャリアアップが難しい非正規雇用の女性が多く、キャリアパスの多様化と正規雇用への転換支援が必要です。

#### 2 再就職・キャリアアップの困難さ

出産・育児後のブランクによる再就職の困難さや、キャリアアップの機会が少ないことに加え、職場におけるハラスメント防止対策が不十分な事業所が少なくありません。

#### 3 起業支援の不足

女性の起業を後押しする情報、相談体制、資金調達支援などが不十分で、具体的な成功事例の発信も不足しています。

### 施策の方向性

「女性活躍推進法」及び「重点方針 2025」に基づき、女性の経済的自立と活躍を更に推進します。

多様なキャリア選択を可能にし、ライフステージに応じた柔軟な働き方を支援することで、女性が能力を最大限に発揮できる環境を整備します。具体的には、正規雇用への転換支援、リスキリングを含む専門性の高い職業訓練の提供、キャリアアップ支援プログラムの実施を行います。

また、出産・育児後の再就職支援として、ブランクを埋めるためのスキルアップ講座や、柔軟な働き方を提案する企業とのマッチングを強化します。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「多様な人材による地域産業の創出」を実現するため、女性の起業を促進するための創業支援セミナーの開催、メンター制度の導入、資金調達に関する情報提供や相談窓口の充実を図ります。

同時に、事業所へのハラスメント防止規程の策定・周知の促進、ハラスメント防止研修の実施を働きかけ、女性が安心して働き、挑戦できる地域経済の活性化を目指します。

## 関係当事者との連携ポイント

- **ハローワーク**:女性の就職支援に関する情報共有、共同セミナーの開催、企業とのマッチング支援
- **市民**:キャリアアップ講座や起業セミナーへの参加、ハローワーク等の相談窓口の利用、自身のキャリアプランの形成
- **保育園・幼稚園・学校等**:生徒のキャリア教育における女性の多様な働き方の提示、職業訓練校との連携によるスキルアップ支援
- **事業者**:従業員へのキャリアアップ支援、柔軟な働き方の導入、女性の正規雇用・管理職登用への積極的な取り組み、ハラスメント防止対策の徹底(特にパタニティ・ハラスメント※1防止)
- **銀行等**:女性起業家への融資制度や相談体制の充実、ビジネスプラン作成支援



(※1) パタニティ・ハラスメント: Paternity(パタニティ/父性)と、嫌がらせを意味する harassment(ハラスメント/嫌がらせ)を組み合わせた和製英語であり、育児休業制度などを利用しようとする男性社員に対する嫌がらせや不当な扱いを指します。

## ■ 施策

### 2-3-1 就業支援と働く力の育成支援

結婚や出産、育児などを経て再就職を目指す女性には、働く環境の整備だけでなく、意欲を育み、生かせる機会が重要です。本市では、そうした方々が再び働く選択を前向きにできるよう、多面的なチャレンジ支援を進めていきます。

事業	内容	関係所属
働く女性のネットワーク化の推進	子育てしながら働く女性、異業種、起業者、女性従業員など、様々なロールモデルと出会う機会を創出します。 また、地域で活動する女性やスモールビジネスを立ち上げた女性などを、市広報紙や市ホームページ、市公式SNSで紹介し、女性のロールモデルを可視化します。	政策戦略課 こども政策課 産業政策課
女性活躍促進のためのインセンティブ(※1)の導入検討	ポジティブ・アクションの活性化のため、入札参加資格申請における点数加算など、女性活躍に積極的に取り組む企業へのインセンティブの導入を検討します。	契約管理課
就職相談支援の実施	就業の機会を広げ、雇用条件の向上を図るため、市民等を対象に、就業援助相談員による内職相談を実施します。	産業政策課
リスキリング(※2)支援へのアクセスの確保	希望する女性に、DX(※3)やGX(※4)など、新しい分野の職業に就くため、又は現在の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得できるよう、公的サービスの窓口の紹介や情報提供を行います。	

(※1) インセンティブ: Incentive は、特定の行動や目標を促すための、「刺激」や「報酬」、「動機付け」のことです。

(※2) リスキリング: Reskilling は、新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する/させることです。

(※3) DX: デジタル・トランスフォーメーション(Digital Transformation)の略で、IT・デジタル技術を活用して、社会や生活の形・スタイルなどを変革させていくことを表す概念です。

(※4) GX: グリーン・トランスフォーメーション(Green Transformation)の略で、産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、再生可能なクリーンエネルギーを中心としたものに移行させ、温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立に向けた社会の変革を目指す取組のことです。

## 2-3-2 働きやすい職場環境の整備

働きやすい職場環境は、就労の継続と意欲の向上にとって欠かせない要素です。行政と事業所が連携し、誰もが働きやすい職場づくりを進めることが重要であるとの認識の下、働く人の力を高める支援と併せて、職場環境の整備に向けた支援に取り組みます。

事業	内容	関係所属
認定制度の普及の推進	国の認定制度の普及拡大に向けた情報発信を行うほか、新たに「くるみん認定(※1)」や「えるぼし認定(※2)」を受けた企業に対し補助金を交付します。	産業政策課
誰もが働きやすい職場環境づくり応援事業	女性の雇用や社会進出を後押しするため、市内中小企業が実施する女性従業員専用の施設整備に係る費用等を補助します。	

## 2-3-3 自営業における労働環境の改善

商工業のほか、農業経営等の自営業で活躍する女性が、対等なパートナーとして働くことができるように環境改善に取り組むとともに、学習機会等の提供を推進します。

事業	内容	関係所属
農家女性の経済的自立及び社会参画の推進	市農村女性会議における学習機会の提供により意識改革を図るとともに、主体的に活動している女性組織の拡大と支援を行います。	農政課
家族経営協定の推進	家族一人ひとりがお互いに個性と能力を認め合い、やりがいをもって働けるよう、家族経営協定を推進します。また、家族経営において共に役割を担っている場合、収入を得ることができる職業であることを意識するよう、職場環境の整備を推進します。	農業委員会事務局

(※1) **くるみん認定**:仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組んでいる企業を認定する制度で、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けることができます。

(※2) **えるぼし認定**:女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定する制度で、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に厚生労働大臣の認定を受けることができます。

## 施策目標4 男女がいきいきと暮らせる、多様な働き方とワーク・ライフ・バランスの推進

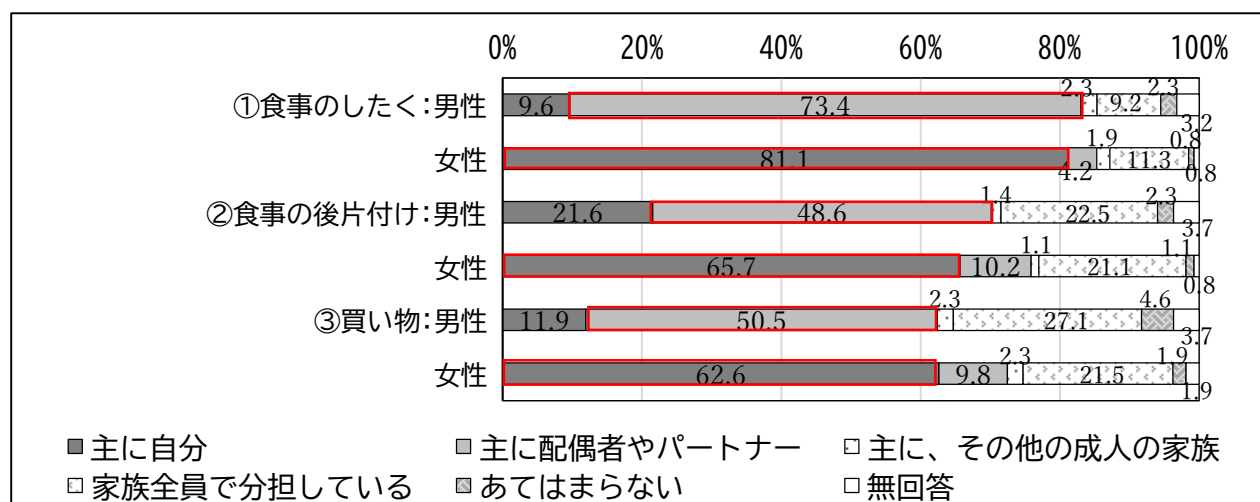
### ■ 現状と課題

#### 現状分析

渋川市では、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)(※1)の重要性が認識されつつありますが、令和6年度市民意識調査の結果では、家庭での役割分担について、家事に類する5項目(「食事のしたく」・「食事の後片付け」・「買い物」・「洗濯」・「掃除」)では、男性は「主に配偶者やパートナー」と回答した方がいずれもおおむね5割～7割以上、女性は「主に自分」がおおむね6割～8割以上が最も多く、「育児」では、男性が「主に配偶者やパートナー」が約4割、女性が「主に自分」が4割以上、「家族の看護・介護」では、「あてはまらない(約4割)」を除き、男性が「主に配偶者やパートナー」が2割以上、女性は「主に自分」が3割以上で最も高くなっています。(P31、P65 及びP66 参照)

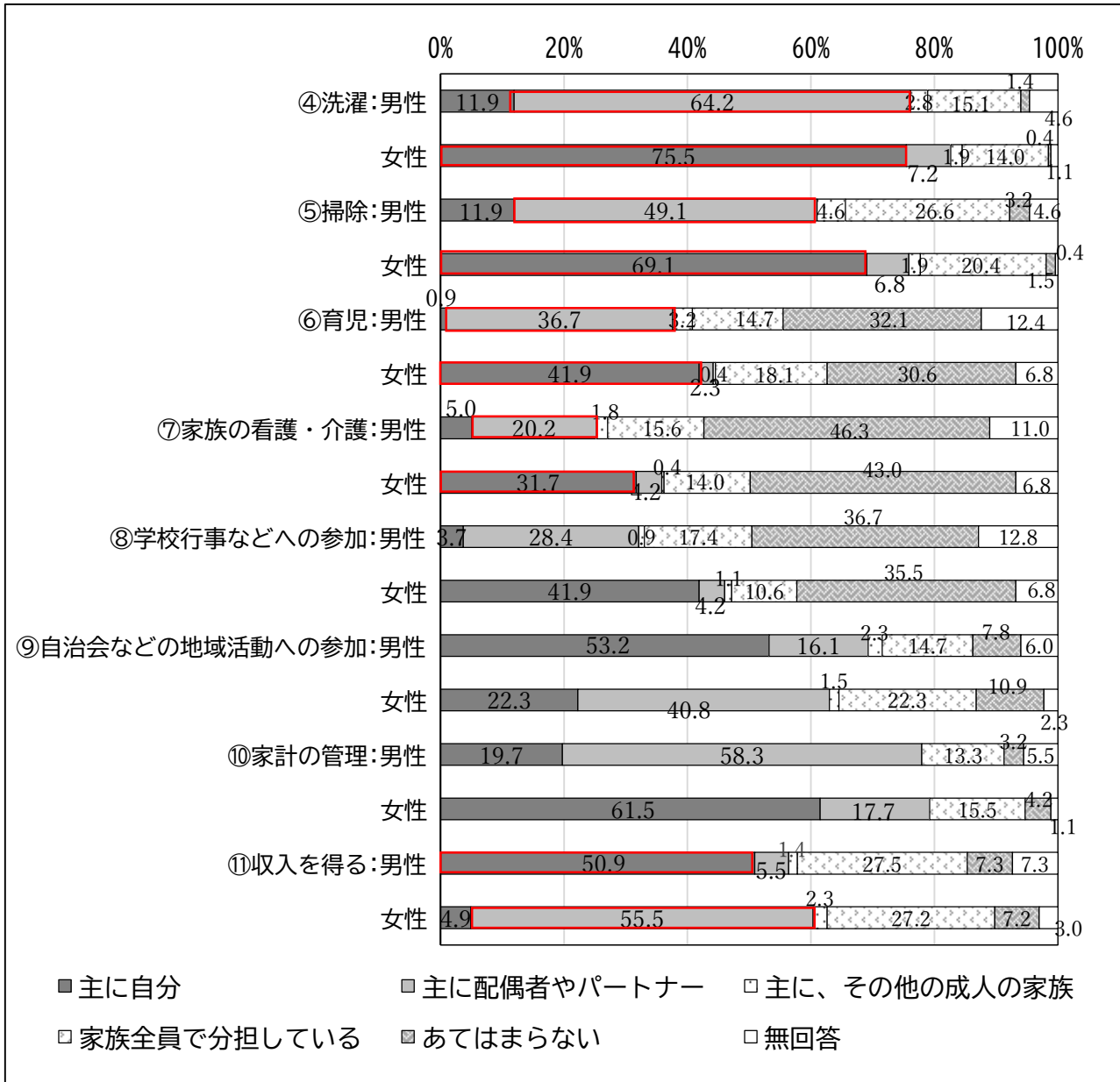
一方、「収入を得る」の項目については、男性は「主に自分」、女性は「主に配偶者やパートナー」が5割以上で最も高く、家庭での役割分担に性別が大きく影響している現状が確認されています。(P31、P65 及びP66 参照)

#### 【家庭での役割分担1】



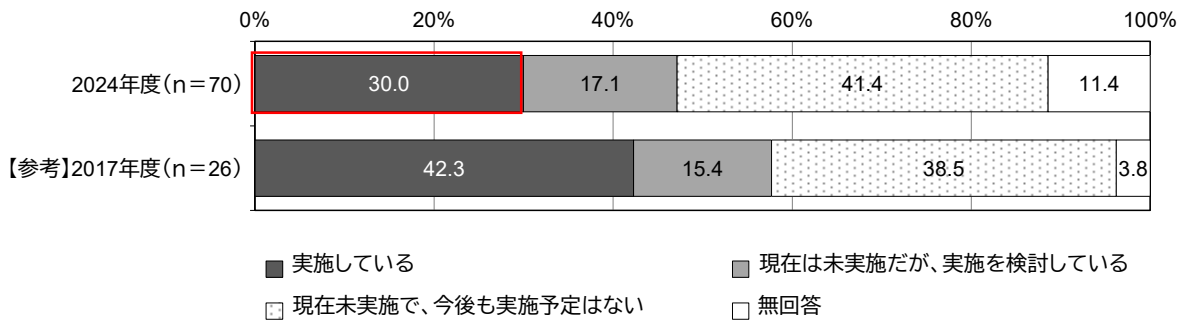
(※1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス):仕事と生活(育児・介護・趣味など)を調和させ、どちらも充実させることを目指す考え方です。働きすぎを 방지、心身の健康や家庭生活の質を高めることで、持続可能な働き方や社会づくりにつながります。

【家庭での役割分担2】



また、事業所を対象とした実態調査においても、「固定的な性別による役割分担意識や過去の経緯から、雇用の場において男女労働者に事実上の格差が生じているとき、それを解消しようと企業が行う自主的かつ積極的な取組」、いわゆる「ポジティブ・アクション」について、実施していると回答した事業者は、3割であり、多様な働き方や柔軟な労働時間制度の導入がまだまだ進まず、市民全体でのワーク・ライフ・バランス実現には課題が残っている状況です。

【男女間で生じている採用、職域、管理職登用、職場環境などの差の解消に向け、ポジティブ・アクションを実施していますか】



## 課題

### 1 男性の家事・育児・介護参加の促進

男性が家事・育児・介護により積極的に参加できるよう、意識改革と環境整備が必要であり、特に育児休業取得率の向上が喫緊の課題です。

### 2 柔軟な働き方の普及不足

テレワークやフレックスタイム制など、多様な働き方が企業や職場に十分に浸透しておらず、制度があっても利用しにくい雰囲気が存在します。

### 3 育児・介護休業取得の促進

特に男性の育児休業取得率が低い現状を改善するための意識啓発と制度利用の促進が必要であり、企業側の積極的な取組が求められます。

## 施策の方向性

「地方創生 2.0 基本構想」及び「重点方針 2025」の趣旨を踏まえ、男女がいきいきと暮らせる、仕事と生活の調和のとれた環境づくりを推進します。

柔軟な働き方を促進し、男性の家事・育児・介護への参画を強力に後押しすることで、女性のキャリア継続や再就職を支援し、少子化対策への波及を図ります。具体的には、男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促すための啓発活動（例：男性の育休取得促進キャンペーン、ロールモデルの発信）や、男性の育児休業取得を促進するための企業への情報提供と支援を強化します。

事業所におけるハラスメント防止規程の策定・周知の促進、防止対策の実施を働きかけ、誰もが安心して働ける職場環境を整備することで、地域への定住・移住を促進し、持続可能な地域社会の実現への貢献を図ります。

## 関係当事者との連携ポイント

- **市民**：男性も女性も、積極的に家事・育児・介護に参加する意識を持つ、ワーク・ライフ・バランスに関する研修やイベントへの参加、育児休業の取得推進
- **民間団体・NPO**：ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供、育児支援や介護支援に関するサービス提供、企業との連携による取組の推進
- **事業者**：柔軟な働き方（テレワーク、短時間勤務など）の導入、男性の育児休業取得促進のための社内啓発、ハラスメント対策の徹底（特にパタニティ・ハラスメント防止）、従業員へのワーク・ライフ・バランスに関する情報提供
- **労働組合**：ワーク・ライフ・バランス推進に向けた労使交渉、従業員への情報提供と権利擁護

## ■ 施策

### 2-4-1 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事・家庭生活・地域活動の調和を図ることによって、多様な生き方が選択・実現できるようワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めます。

事業	内容	関係所属
総合的なワーク・ライフ・バランスの推進	市民等を対象とし、ワーク・ライフ・バランスに関して、講座等の実施や情報発信を、庁内・庁外の関係者との協働により実施します。	政策戦略課
仕事と子育ての両立のためのワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と子育ての両立の推進を図るため、企業の働き方の見直しを推進するとともに、市のホームページ等を通して、ワーク・ライフ・バランスの推進及び意識啓発を行います。 また、関係機関と連携しながら、就労を希望する子育て中の人の就労を支援します。	政策戦略課 こども政策課 産業政策課
ワーク・ライフ・バランスや女性活躍推進に関する情報提供	国や県等が情報を基に、市広報紙や市ホームページ、市公式SNSの活用による女性の活躍の情報発信を行います。	
シルバー人材センターの充実	高齢者へ就業の機会を提供することで、社会参加を促し、生きがいを持って生活できるよう、シルバー人材センターの運営に対して補助を行います。	高齢者安心課
老人クラブ活動への支援	老人クラブ会員同士の交流を通じて、高齢者が社会参加し、住み慣れた地域で安心して生きがいを持って暮らせるよう、老人クラブの運営や事業に対して補助を行います。	
労働関係法や制度の普及啓発	雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等、就業における男女平等の確立のための法・制度の情報発信を行います。	産業政策課

## 2-4-2 家庭生活における男女共同参画の促進

男女が家事・育児や介護など家庭における対等なパートナーとして、それぞれ役割や責任を分かち合える環境を整えるため、実践的な講座も含めた啓発を行います。

事業	内容	関係所属
男性の家庭生活へのかわりを促す意識改革	男性が家事・育児・介護にかかわることへの抵抗感をなくし、周囲がかかわろうとする当事者の考え方を尊重し、社会的評価が高まるよう、啓発を行います。	政策戦略課 こども政策課 健康増進課
ライフスキルの習得支援	男性の家事・育児・介護スキルの習得に向けた意識啓発を行います。	政策戦略課 介護保険課 こども政策課 健康増進課
男女で支え合う家庭生活の基盤づくりの促進	男女で家事・育児を分かち合う必要性を理解し、コミュニケーションを深めるため、マネーシミュレーションやキャリアデザイン等将来設計を考える機会を提供します。	政策戦略課 健康増進課 学校教育課
次世代育成支援特定事業主行動計画の推進・実施	「特定事業主行動計画～渋川市職員ワーク・ライフ・バランス実現プラン～」に基づき、子どもの出生時における男性職員の特別休暇の積極的な取得、男性職員の育児休業の積極的な取得、時間外勤務の抑制、年次有給休暇の積極的な取得を推進します。	人事課
両親学級+(プラス)の開催	乳児期の子どもを持つ父母を対象に、育児に関する講話・実習を行い、安心して楽しく子育てができるよう支援します。	健康増進課

# 基本目標Ⅲ 誰もが安心かつ健康に暮らすことのできる地域づくりを進めるまち

施策目標	施策	
1 様々な困難を抱える女性への支援の充実	(1) 支援方法の整備 (2) 福祉サービスの充実	渋川市困難女性支援計画
2 ライフスタイルに対応した子育てや介護等への支援の充実	(1) 子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援 (2) 介護にかかわる多様なサービスの提供と支援	
3 生涯を通じた市民の健康づくりの推進	(1) ライフステージごとの健康課題への支援と啓発 (2) 生涯を通じた心身の健康づくりの推進	

## 成果指標

項目名	現状:基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
家庭で「育児」を分担して行っていると回答した市民の割合(市民意識調査)	16.5%	35.0%
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉の周知度(市民意識調査)	6.0%	15.0%



高校生や大学生と連携した啓発チラシ  
「ユース世代のためのリプロダクティブ・ヘルス/ライツ」

## 施策目標1 様々な困難を抱える女性への支援の充実

### ■ 現状と課題

---

#### 現状分析

渋川市において、女性が抱える困難は多様化しており、DV被害、経済的困窮、孤立、心身の不調、性的搾取など、複雑な問題を複合的に抱えるケースが増加していると考えられます。

このような困難は表面化しにくく、支援を必要としている女性が行政や支援機関につながりにくい現状があり、令和6年4月に施行された「困難女性支援法」の趣旨を踏まえ、これまで以上に総合的な支援体制の構築が喫緊の課題となっています。

#### 課題

---

##### 1 困難の多様性と潜在化

女性が抱える「困難さ」が多岐にわたり、かつ表面化しにくい性質を持つため、実態の把握と早期発見が難しい状況です。

##### 2 支援体制の連携不足

困難を抱える女性を支援する行政、医療、福祉、司法、NPOなどの機関間での情報共有や連携が不十分であり、包括的で継続的な支援につながりにくい状況です。

##### 3 相談への心理的ハードル

困難を抱える女性が自ら支援を求めることへの心理的ハードルが高く、相談窓口の存在を知っていても利用に至らないケースが多くなっています。

##### 4 専門人材の不足

困難な問題を抱える女性の特性やニーズを理解し、対応できる専門的な知識と経験を持った人材が不足しています。

## 施策の方向性

「困難女性支援法」の趣旨に基づき、様々な困難を抱える女性への包括的かつ切れ目のない支援体制を構築します。

「重点方針 2025」が掲げる「誰もが安心して生活できる社会の実現」に向け、困難を抱える女性の早期発見・早期対応を可能にするためのアウトリーチ活動(※1)を強化し、潜在化しているニーズを掘り起こします。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「誰一人取り残さない地域づくり」を実現するため、行政、医療、福祉、司法、NPO、地域住民など、多様な関係機関との連携を強化し、多機関連携による総合的な支援ネットワークを構築します。

相談窓口の周知を徹底し、相談しやすい環境を整備するとともに、専門人材の育成と配置を進めることで、女性が困難から回復し、地域社会で安心して自立した生活を送れるよう支援します。

## 関係当事者との連携ポイント

- 庁内関係部署：困難を抱える女性に関する情報共有と連携、相談窓口の設置と運営、支援計画の策定
- 警察：DV・性暴力事案への対応、被害者の安全確保、加害者への指導
- 市民：地域における見守り、早期発見、適切な相談窓口への情報提供
- 民間団体・NPO：専門的な相談支援、シェルター運営、ピアサポート、行政との連携強化
- 病院等：心身のケア、情報提供、必要に応じた専門機関への紹介、医療従事者への研修
- 社会福祉協議会・児童相談所等：生活困窮者支援、住居確保支援、就労支援、児童保護との連携

(※1) アウトリーチ活動：支援が必要でありながら自ら助けを求めにくい人々に対して、支援者が積極的に働きかけ、必要な情報やサービスを届ける活動です。福祉・医療・教育などの分野で活用され、孤立の防止や支援の充実を目的としています。

## ■ 施策

### 3-1-1 支援方法の整備

様々な困難を抱える女性が、適切な相談窓口、支援サービスへアクセスできるよう、相談に関するノウハウを蓄積しながら、関係機関との連携に取り組みます。

事業	内容	関係所属
DV相談体制の確保	DV相談窓口を市ホームページやチラシ等で周知します。 また、市役所内関係機関及び警察などとの相談窓口の連携体制の強化を図ります。	政策戦略課 危機管理室 こども支援課
女性の抱える様々な困難に対する支援サービスへのアクセスの確保	様々な悩みや複合的な困難を抱える女性が、必要な相談窓口や支援にアクセスできるよう、庁内連携や関係機関との連絡調整を進めます。	政策戦略課 地域包括ケア課 こども支援課 健康増進課
民間団体等との協働による取組	専門的で柔軟な支援を行う民間団体等とつながり、相談者の意向を勘案した支援に向けての取組を、検討し、実施します。	

### 3-1-2 福祉サービスの充実

様々な困難を抱える女性に対し、適切な福祉サービスを提供します。

事業	内容	関係所属
※再掲 多様な性に関する理解の促進	市民等を対象に、性の多様性に関する講座等の実施や情報発信を、庁内・庁外の関係者との協働により実施します。	政策戦略課 生涯学習課
孤独・孤立対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」を設置し、孤独・孤立対策として、ひきこもり状態にある人やその家族へのきめ細かな相談支援や居場所づくり、情報提供などを総合的に実施します。	地域包括ケア課
障害者相談支援の充実	障害者等への必要な情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援や障害者等の権利擁護のために設置している窓口(なんでも相談室等)において、障害者等からの様々な相談に応じます。	
高齢者に対する包括的支援の充実	地域包括支援センターに配置された専門職員が協力し、高齢者が生活する上での様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向け取り組みます。	高齢者安心課 (渋川市地域包括支援センター)
ひとり親家庭自立支援給付金の支給	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、資格取得のための受講費用の一部を補助します。	こども支援課
児童扶養手当の支給	子どもの心身の健やかな成長を図るため、ひとり親世帯等の生活の安定と経済的自立を支援します。	
ひとり親家庭等医療助成	ひとり親家庭の健康管理に係る経済的負担の軽減のため、医療費の助成を行います。	保険年金課
※再掲 就職相談支援の実施	就業の機会を広げ、雇用条件の向上を図るため、市民等を対象に、女性の就業援助相談員による内職相談を実施します。	産業政策課

## 施策目標2 ライフスタイルに対応した子育てや介護等への支援の充実

### ■ 現状と課題

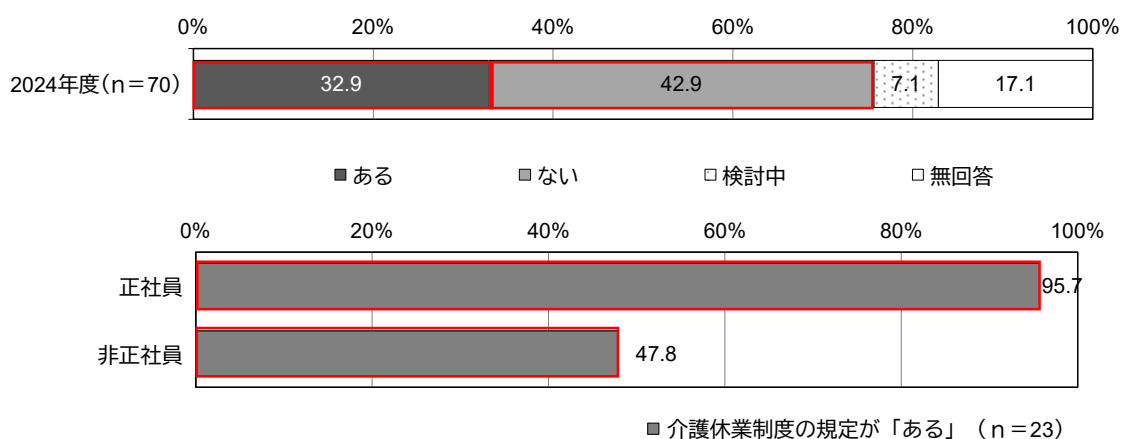
#### 現状分析

渋川市では、共働き世帯の増加、核家族化、単身高齢者の増加など、多様なライフスタイルが進展しており、子育てや介護に関するニーズも多様化しています。しかし、既存の支援制度がこれらの多様なニーズに十分に対応しきれていない面があります。

令和6年度市民意識調査の結果では、「男女共同参画社会を実現するために、今後、渋川市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか」について、「保育・高齢者等の施設やサービスの充実」が4割以上で最も高く、次いで「市の政策や方針決定の場に女性を積極的に登用」「育児や介護中であっても仕事が続けられるように企業に働きかける」が約3割となっており、福祉サービスの充実に対する強い期待がうかがえます。(P34 参照)

一方で、事業所実態調査で介護休業制度の規定について尋ねたところ、「ない」と回答した事業者は42.9%で、「ある」と回答した事業者32.9%を上回る結果となりました。また、「ある」場合の対象となる職員について、「正社員」は95.7%、「非正社員」47.8%となっており、介護休業制度とその対象者について、就業環境に大きな差があることがうかがえます。

#### 【事業所に介護休業制度の規定があるか。「ある」の場合、その対象(取得できる)職員は。】



## 課題

### 1 多様なニーズへの対応不足

多様な家族形態や個別のニーズに合わせた支援が不足しています。

### 2 家事・育児・介護の性別偏重

男性が家事・育児・介護に積極的にかかわるための意識改革や制度利用への促進が十分ではなく、依然として女性に負担が偏っています。

### 3 柔軟な支援サービスの不足

延長保育、病児保育、夜間・休日保育、短期入所サービスなど、多様な働き方や緊急時に対応できる柔軟な子育て・介護サービスが不足しています。

### 4 情報提供の不足

子育てや介護に関する制度やサービスが多岐にわたり、情報が分散しているため、市民が必要な情報にスムーズにアクセスできていません。

## 施策の方向性

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「若者や子育て世代に選ばれる魅力ある地域づくり」を実現するため、男性が育児休業をより取得しやすくなるような啓発活動や、事業所への支援強化を行います。

「重点方針 2025」が掲げる「男性の家事・育児参画の促進」と「多様な働き方への対応」の実現を図り、多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援を充実させます。

多様な家族形態や個別のニーズに対応するため、地域におけるきめ細やかな子育て・介護サービスの拡充を図ります。具体的には、既存の支援制度の周知徹底に加え、地域の子育て支援拠点や介護相談窓口の機能強化、柔軟な時間帯に対応できるサービスの導入を検討します。これにより、男女が共に責任を持って子育てや介護を担い、誰もが安心して働き、暮らし続けられる地域社会を構築します。

## 関係当事者との連携ポイント

---

- 市民：積極的な子育て・介護情報の収集、地域の子育て・介護支援活動への参加、男性の育児・介護休業取得の推進
- 民間団体・NPO：子育てサロン、居場所づくり、介護支援ボランティアなど、地域に根差した支援活動の推進
- 保育園・幼稚園・学校等：子育て支援総合センターとの連携、地域の子育て家庭への情報提供、多文化共生(※1)教育の推進
- 事業者：従業員のライフスタイルに合わせた柔軟な働き方(テレワーク、短時間勤務等)の導入、男性の育児休業取得を促進する社内制度の整備と啓発
- 病院等：産後ケア、育児相談、介護相談への連携、地域包括ケアシステムとの連携
- 介護サービス事業者：多様なニーズに対応したサービス提供、地域との連携強化

---

(※1) 多文化共生：国籍や文化的背景の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係の下で共に暮らしていく社会を目指す考え方です。言語や習慣の違いを理解し合い、多様性を尊重することが、地域社会の活力や調和につながります。

## ■ 施策

### 3-2-1 子育てにかかわる多様なサービスの提供と支援

子どもの健やかな成長に向けて安心して子育てができる環境を目指し、子育て支援を推進します。

事業	内容	関係所属
子育て支援講座の開催	児童とのかかわり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し、各分野で活躍する講師が講義を行い、助言等の必要な支援を行うことにより、子育て世代の様々な悩みや不安の解消を図ります。	こども政策課
子育て支援の情報提供	インターネットやSNSを通じて、子育て中の保護者が必要なタイミングで必要な情報を収集できるよう情報発信を進めます。	
放課後児童クラブ運営の充実	学校の余裕教室及び専門施設で家庭との連携を図りつつ、放課後児童等に対し、遊び及び生活の場を与え、児童の育成及び子育て支援を行います。	こども支援課
要保護児童対策地域協議会による連携	要保護児童の早期発見やその適切な保護並びに要保護児童及びその家庭への適切な支援を図るため、関係機関と連携しながら支援策を導き出すとともに、対策に必要な事項について協議を行います。	
家庭児童相談員による相談の実施	関係者からの通報により、児童相談所と連携を図りながら、心身障害、知能・言語の遅れ、家庭非行、学校生活関係の相談に応じます。	
こどもホームアシスト事業	ヤングケアラーなどの問題や、家事・子育てに不安を抱える家庭の負担軽減及び自立支援のため、訪問支援員を派遣し、家事・育児のサポートを実施します。	
保育体制の充実促進	保育士の配置を増強して、低年齢児(1歳児)に適した保育を実施します。	
保育士研修の実施	保育の専門性を高め質の高い人材を育成するため、保育の質を向上する研修を実施、又は参加します。	
幼稚園・保育所保護者向け子育て学習会の開催	公立幼稚園・保育所に子どもを通園させている保護者を対象に、男女共同参画の視点から見た子育てについての学習会を開催します。	
延長保育の実施	保育標準時間又は保育短時間以外の時間帯に、乳幼児の保育を実施します。	
障害児保育の充実促進	保育所における障害児の受け入れを促進します。	
病児・病後児保育の実施	病児・病後児保育の受け入れを拡充し、保護者の就労と子育ての両立を支援します。	

事業	内容	関係所属
一時預かり保育の実施	保護者の疾病や家族の介護等により家庭での保育が困難となる場合に、乳幼児の一時的保育を実施します。	こども支援課
こども誰でも通園事業	保護者の就労要件を問わず保育を実施する「こども誰でも通園」の利用ニーズの高まりに応えるため、受け入れ体制の充実を図ります。	
ファミリー・サポート・センター運営の充実	保育所、放課後児童クラブなどの送迎や一時保育に対し、地域の会員で支援を行い、仕事と子育ての両立ができる環境を充実させます。	
地域子育て支援センターの充実	渋川市子育て支援センターのほか、市内保育所、幼稚園、認定こども園で、子育てに関する情報提供のほか、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てに関する講習会、子育てサークルの支援等の事業を行います。	
産前・産後サポートの実施	産前・産後にサポーターが訪問し、安心して育児や日常生活が営めるよう、家事・育児等の必要な支援を行います。	
乳幼児健康診査の実施	3か月児健診等の各健診を通じ、子どもの病気や障害の早期発見、発育・発達の確認と育児相談を行い、保護者の育児不安の解消や子どもの健全な発育・発達の支援を行います。	健康増進課
妊産婦・新生児訪問指導の実施	全ての妊婦の体調確認、産婦・新生児・未熟児に対する保健師及び助産師の訪問により、妊娠・産褥期を健やかに過ごせるよう支援します。	
両親学級の開催	初妊婦とそのパートナー・家族を対象に、「沐浴」や「食事」、「出産準備」等の子育てに関する講話・実習を行い、父母で安心して楽しく子育てができるよう支援します。	
※再掲 両親学級+(プラス)の開催	乳児期の子どもを持つ父母を対象に、育児に関する講話・実習を行い、安心して楽しく子育てができるよう支援します。	各公民館
家庭教育学級の開催	子育て中の市民を対象に、育児に関する知識の習得や男女共同参画意識の高揚、仲間づくり等を促進するため、育児に関する講演やリズム遊び、料理等の講座等を開催します。	

### 3-2-2 介護にかかわる多様なサービスの提供と支援

ひとり暮らしや要介護となっても、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアを更に推進します。

また、障害のある人の生活支援と介助する家族への支援を充実します。

事業	内容	関係所属
障害者の訪問入浴サービスの充実	家庭において入浴が困難な在宅の重度身体障害者に、訪問入浴サービスを行い、介護者の負担軽減を図ります。	地域包括ケア課
障害者等日中一時支援の充実	事業所等の日中活動の場や登録介護者、サービスステーションでの介護を通じ、介護者の負担軽減を図ります。	
※再掲 障害者相談支援の充実	障害者等への必要な情報提供及び助言、その他の障害福祉サービスの利用支援や障害者等の権利擁護のために設置している窓口(なんでも相談室等)において、障害者等からの様々な相談に応じます。	
障害者等地域活動支援センターの運営	地域活動支援センターを設置し、障害のある方への、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むための必要な支援を行います。	
家族介護教室の開催	介護についての知識を得て適切な介護方法やサービス利用について学ぶ教室を、日常生活圏域、各地域包括支援線センター単位で開催します。	高齢者安心課 (渋川市地域包括支援センター)
在宅介護支援の充実	在宅の寝たきり高齢者等への「布団丸洗いサービス」や「理美容サービス事業」、要介護高齢者等の介護用車両の購入費補助等を行い、介護者の負担軽減を図ります。	
※再掲 高齢者に対する包括的支援の充実	地域包括支援センターに配置された専門職員が協力し、高齢者が生活する上での様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向け取り組みます。	



また、男女共同参画に係る制度等の認知度の設問では、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する認知度が6.0%でした。(P33 参照)

このことは、健康のために必要な情報・サービスへのアクセスが十分ではないことを示唆しており、若い世代における性に関する知識の不足や、相談機会の少なさも課題として考えられ、性感染症や望まない妊娠を防ぐための正しい知識の普及が求められています。

## 課題

### 1 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(P32 参照)の理解不足とアクセス不足

セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念が市民に十分に周知されておらず、性や生殖に関する自己決定権及び必要な情報やサービスへのアクセスが十分に確保されていません。

### 2 ライフステージにおける健康支援の偏り

妊娠・出産期に比べ、思春期、成人期、更年期、老年期といった他のライフステージにおける健康課題への情報提供や相談体制が不十分です。

### 3 性に関する指導の不足

学校教育における性に関する指導が十分ではなく、性に関する正しい知識の普及や、デートDVなどの問題への対応が遅れています。

### 4 予防と早期発見の意識不足

定期的な健康診断やがん検診の受診率向上に向けた啓発が引き続き必要です。

## 施策の方向性

策定が進む国の「第6次男女共同参画基本計画」及び「重点方針 2025」において重視される「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の概念の周知・理解促進に重点を置き、性や生殖に関する自己決定権と、そのために必要な情報やサービスへのアクセスを確保するための啓発活動を強化します。具体的には、セミナーやパンフレットを通じてSRHRに関する正しい知識を普及し、生涯を通じた市民のヘルスリテラシーの向上を図るほか、学校におけ

る保健、道徳、特別活動の学習を通して、デートDV啓発、エイズ教育や性に関する教育を充実させます。

市民が生涯にわたり心身ともに健康でいられる環境を整備することで、その社会参加や自己実現を支え、地域の活力に繋がります。

市内の医療機関と連携し、市民のライフステージに応じた健康相談体制の充実を図ります。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「誰もが安心して暮らせる地域づくり」の観点から、女性の健康増進を通じて地域全体のウェルビーイング(※1)の向上を図ります。

## 関係当事者との連携ポイント

- **市民**:健康に関する正しい知識の習得、定期的な健康診断やがん検診の受診、相談窓口の積極的な利用
- **民間団体・NPO**:性に関する相談支援、性暴力被害者支援、啓発活動の共同実施、若年層へのアウトリーチ活動
- **保育園・幼稚園・学校等**:学校における性教育の充実、デートDV啓発を含む性に関する指導の実施、教職員向け研修、専門教諭との連携強化
- **事業者**:従業員の健康管理支援、定期的な健康診断やがん検診等の受診奨励、健康経営の推進
- **病院等**:性に関する専門的な情報提供、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する相談対応、ライフステージに応じた健康課題に関する診療体制の充実、地域連携パス(※2)の構築

(※1) **ウェルビーイング**:Well-beingは、well(良い)とbeing(状態)からなる言葉で、世界保健機関(WHO)では、「個人や社会の良い状態。健康と同じように日常生活の一要素であり、社会的、経済的、環境的な状況によって決定される」としており、SDGs に続く国際社会の共通目標とされています。

(※2) **地域連携パス**:病気ごとに作成される「治療計画書」で、専門的な治療を行う拠点病院や地域の医療機関が、病院の機能に応じて、治療・診察・投薬・検査等の役割分担や情報共有を行い、患者さんに切れ目なく医療が提供できるよう支えていく仕組みです

## ■ 施策

### 3-3-1 ライフステージごとの健康課題への支援と啓発

市民のそれぞれのライフステージに寄り添いながら、健康課題への支援を行うとともに、周囲の理解まで深まるような啓発を進めます。

事業	内容	関係所属
市民の健康支援と啓発	市民のヘルスリテラシーの向上や、組織内における相談支援体制の構築に関する、市民向けの講座や情報発信等を行います。	政策戦略課
更年期に関する啓発	男女それぞれの更年期の心と身体の変化について情報提供を行うとともに、更年期障害や更年期以降に発生しやすい生活習慣病等に関する啓発を行います。	
「プレコンセプションケア(※1)」の普及・啓発	市民一人ひとりが健康で自分らしい生き方や人生を選択できるよう、適切な時期に、健康に関する正しい知識を持ち、自ら健康管理が行えるよう、各種媒体を活用し、「プレコンセプションケア」に関する普及啓発を推進します。	政策戦略課 健康増進課
妊婦健康診査への助成	妊娠届者に受診券を交付し、医療機関で健診を受ける際の費用の一部を助成します。	健康増進課
不妊治療対策事業への助成	不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部助成を行います。	

(※1) プレコンセプションケア: プレコンセプションケアは元来、周産期死亡率の低下や新生児予後の改善を目的とした、健康な妊娠・出産を目指す「妊娠前のケア」という概念でしたが、現在はそれにとどまらず、生涯にわたり、身体的・精神的・社会的に健康な状態であるための取組として、「性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン(将来設計)や将来の健康を考えて健康管理を行う」概念として推進されています。これらは、国の「成育医療等基本方針」や「プレコンセプションケア推進5か年計画」等に明記されているほか、自治体においても相談支援体制の整備が求められています。

### 3-3-2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

生活習慣病の発症予防・重症化予防をはじめ、心の健康づくりなど、市民の生涯を通じた心身の健康づくりを支援します。

事業	内容	関係所属
セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の周知・理解促進	性や生殖に関する自己決定権と、そのために必要な情報やサービスへのアクセスの確保や、生涯を通じた女性の健康支援に向けたヘルスリテラシーの向上のため、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関する啓発を行います。	政策戦略課
※再掲 更年期に関する啓発	男女それぞれの更年期の心と身体の変化について情報提供を行うとともに、更年期障害や更年期以降に発生しやすい生活習慣病等に関する啓発を行います。	
※再掲 若年期からの性に関する教育機会の充実	児童や生徒を対象として、発達段階に応じた内容をできるだけ早期から、学校における保健、特別の教科道徳、特別活動の学習を通じ、生殖器官や妊娠、エイズ及び性感染症予防について教育を行うほか、人権や自己決定権、ジェンダー、多様性、デートDVや性暴力の防止などに関する啓発や様々な学習機会の確保を図ります。	政策戦略課 学校教育課
健診・各種がん検診等の推進	健診や各種がん検診を通じ、疾患の早期発見や早期治療に繋げ、市民の健康づくりを推進します。	健康増進課
食生活改善推進員の育成	食生活改善を中心とした健康づくりと食育を推進する「食生活改善推進員」の養成講座を開催します。	
生涯を通じたスポーツの普及	しづかわスポーツクラブを拠点とした、スポーツ教室の実施等、子どもや女性など様々な世代が参加しやすいスポーツイベントを実施します。	スポーツ課

## 基本目標Ⅳ あらゆる暴力のない、安全なまちづくりを進めるまち

施策目標	施策
1 防災における女性参画の推進	(1) 女性登用の促進と人材育成 (2) 防災における女性参画の推進
2 配偶者や交際相手からの暴力の防止と被害者支援	(1) あらゆる暴力等の予防と根絶のための啓発 (2) 相談体制の確保
3 あらゆるハラスメントや暴力の根絶	(1) 様々なハラスメントや暴力に関する周知・啓発 (2) ハラスメント等への支援と予防体制の整備

茨川市DV防止  
基本計画

### 成果指標

項目名	現状:基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
防災会議における女性委員の登用率	14.3%	40.0%以上 60.0%以下
過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の割合(市民意識調査)	3.6%	2.0%
職場にハラスメントの相談窓口や防止規定がないと回答した市民の割合(市民意識調査)	9.1%	4.5%



## 施策目標1 防災における女性参画の推進

### ■ 現状と課題

#### 現状分析

災害発生時には、避難所の運営、物資の配給、情報伝達等の対応において、多様なニーズに配慮することが求められます。特に、女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人など、災害時に脆弱性が高まる人々に対する配慮が不十分であると、実際の避難生活に支障が生じる可能性が指摘されています。

国の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の推進（内閣府）」では、平常時から女性の視点を計画に反映すること、また、意思決定の場への女性参画が不可欠であるとされており、東日本大震災や熊本地震でも、避難所のプライバシー不足や物資の男女別ニーズの見落としなどが課題となった事例があります。

令和6年度市民意識調査において、前述のとおり、「自治会などの地域活動への参加」は、男性は「主に自分」が5割以上、女性は「主に配偶者やパートナー」が4割以上で最も高かったことは、防災活動への市民参加において、女性参画や女性の防災リーダーの育成の必要性の高さが推測されます。（P31 参照）

#### 課題

##### 1 防災計画への視点不足

地域防災計画や各種マニュアルの策定過程において、女性の視点やニーズが十分に反映されていません。

##### 2 防災活動への女性参画の限定性

防災訓練や避難所運営、地域での防災組織など、防災活動への女性の参画が限定的であり、女性リーダーの育成が不足しています。

##### 3 多様なニーズへの対応不足

災害時における女性特有のニーズ（生理用品の確保、更衣室、授乳スペース、性暴力防止など）や、多様な背景を持つ人々のニーズへの対応が不十分です。

## 施策の方向性

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「安全・安心で持続可能な地域社会」の実現に向け、防災対策に男女共同参画の視点を積極的に反映させます。

災害時における多様な市民のニーズに対応できる、きめ細やかな体制を構築することで、地域のレジリエンス(強靱性)を高めます。具体的には、防災会議や関係協議会など、計画策定の場に女性委員の参画を促進します。

避難所運営マニュアルに女性の視点を取り入れ、生理用品の備蓄、プライベート空間の確保、性暴力防止対策など、多様なニーズに対応できる体制を整備します。

「重点方針 2025」が示す「あらゆる分野における女性の活躍」を推進するため、地域住民による防災訓練や避難所運営訓練への女性の参加を促すための啓発活動や、参加しやすい環境づくりを進め、女性の防災リーダー育成を強化します。

## 関係当事者との連携ポイント

- **警察・消防**: 防災に関する情報共有、避難所運営における連携(特に女性や要配慮者への配慮)、防災訓練への協力
- **市民**: 防災訓練や避難所運営訓練への積極的な参加、地域における防災に関する意見の提言、女性の視点からのニーズの共有
- **地域団体・自治会**: 防災活動への女性の参画促進、避難所運営における男女共同参画の視点導入、女性防災リーダーの登用
- **民間団体・NPO**: 災害支援団体との連携、女性の防災リーダー育成プログラムの共同開発、避難所支援への協力

## ■ 施策

### 4-1-1 女性登用の促進と人材育成

防災分野において女性の意見を反映させ、より実効的な施策の立案を行うため、女性登用や人材育成を進めます。

事業	内容	関係所属
防災に関する会議や組織への女性の参画推進	防災会議等における女性委員の登用推進に取り組み、防災計画の検証に女性の意見を反映させます。	危機管理室
自主防災組織への女性の参画推進	非常時において、男女が共に役割を担えるよう、自主防災組織への女性の参画を促します。	
女性消防団員の入団促進	地域での防災意識の向上を図るため、女性消防隊や、女性消防団員の加入を促進します。	

### 4-1-2 防災における女性参画の推進

安心して暮らせる地域づくりに向け、男女共同参画の視点を積極的に取り入れた防災や地域防犯に取り組みます。

事業	内容	関係所属
安全安心まちづくり推進(地域防犯)	協議会における女性委員の登用推進に取り組み、地域の安全安心なまちづくりに女性の意見を反映させます。	危機管理室
避難所運営における男女共同参画の推進	避難所運営マニュアルなどに、災害時における男女のニーズの違いへの配慮を盛り込み、周知を図ります。	

## 施策目標2 配偶者や交際相手からの暴力の防止と被害者支援

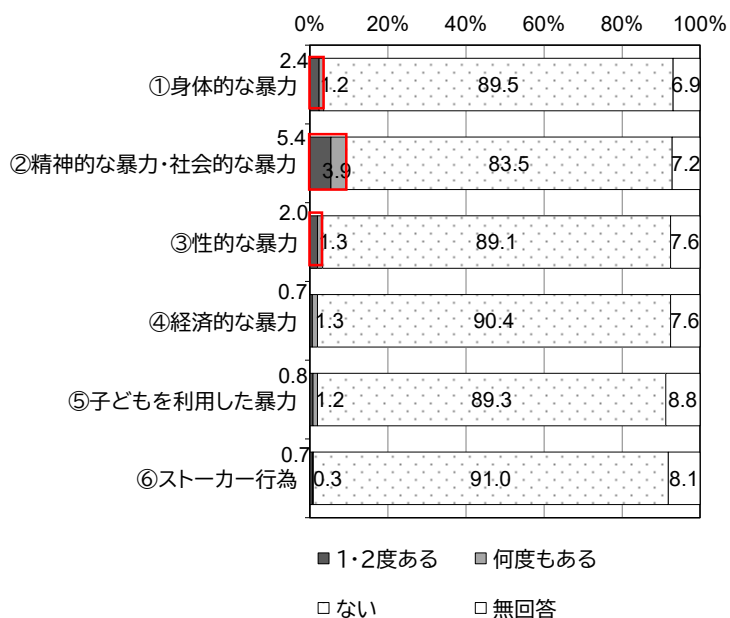
### ■ 現状と課題

#### 現状分析

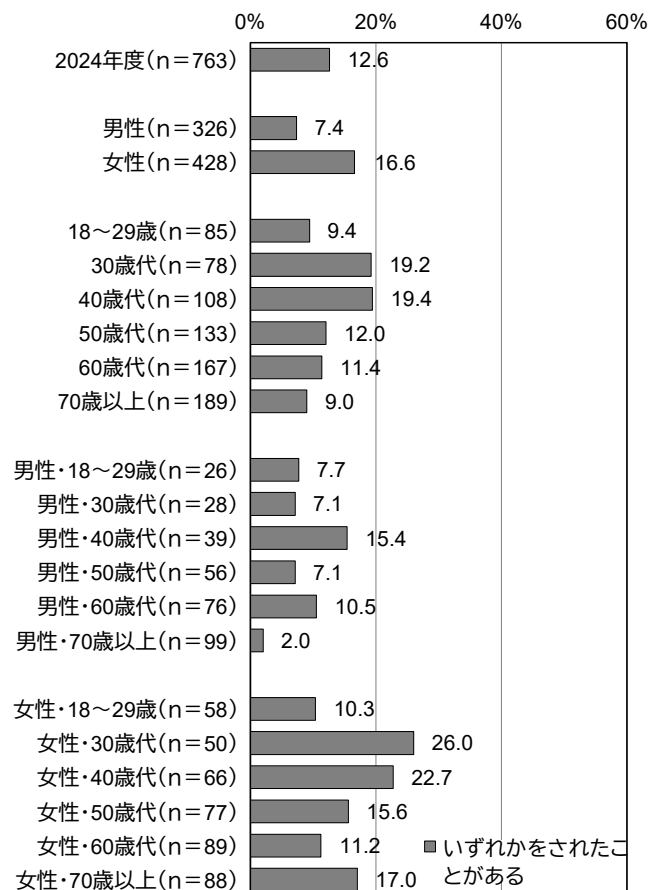
渋川市では、DV(配偶者や交際相手からの暴力)の防止と被害者支援に関して、以前から取組を進めていますが、いまだにDV被害は続いています。

令和6年度市民意識調査で、「あなたは過去5年以内に、恋人や配偶者等のパートナーから次のようなことをされたこと、またはしたことがありますか。」の設問には、配偶者等からの暴力を受けたことがあると回答した市民が、身体的な暴力については3.6%、性的暴力については3.3%、また、精神的暴力については、9.3%と、少なくない人数の被害が報告されており、引き続き、緊急避難場所の確保、経済的自立支援、心理的ケアなど、被害者が安心して生活を再建するための包括的な支援体制が必要です。

#### 【されたこと】



#### 【いずれかをされたことがある】



## 課題

### 1 潜在化するDV被害

DV被害は家庭内で発生することが多く、表面化しにくいいため、早期発見と介入が困難です。

### 2 相談への心理的ハードルと窓口の周知不足

被害者が声を上げにくい状況に加え、相談窓口の存在や機能が十分に周知されておらず、適切な支援につながりにくい状況です。

### 3 総合的な支援体制の不足

緊急一時保護から、居住、就労、医療、心理的ケア、子どもの支援に至るまで、被害者の自立を支える多岐にわたる支援が連携不足により十分に提供できていません。

## 施策の方向性

「DV防止法」及び「困難女性支援法」の趣旨を踏まえ、配偶者や交際相手からの暴力を未然に防ぎ、ジェンダーを問わず、被害者を確実に保護し、自立を支援します。

「重点方針 2025」が掲げる「DV・性暴力対策の強化」を徹底し、被害者が安心して声を上げ、自立できる社会の実現を目指します。具体的には、DVに関する正しい知識の普及啓発を強化し、市民の意識を高めます。

DV相談窓口の周知を徹底し、市ホームページやチラシ等で積極的に情報発信するとともに、匿名性やプライバシー保護を強調し、相談への心理的ハードルを下げます。

市役所内関係機関及び警察、医療機関、NPOなどとの相談窓口の連携体制を強化し、緊急一時保護から自立支援までの切れ目のない支援を確保します。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「安全・安心で持続可能な地域社会」の実現に貢献するため、地域全体でDV根絶に向けた意識を共有し、被害者支援を社会全体で支えます。

## 関係当事者との連携ポイント

- 警察：DV事案への迅速な対応、被害者の保護、相談、加害者への指導・検挙
- 配偶者暴力相談支援センター：被害者の保護、相談、一時保護、自立生活の促進
- 市民：DVに関する正しい知識の習得、被害に遭った際の相談、地域における見守り、被害者支援への理解
- 民間団体・NPO：DV被害者支援専門団体との連携、シェルター運営、相談窓口の設置、自立支援プログラムの提供
- 保育園・幼稚園・学校等：デートDV啓発、若年層への正しい関係性の教育
- 病院等：DV被害者の心身のケア、連携機関への情報提供、性暴力被害者支援
- 裁判所、弁護士会等：専門的な法律相談の提供、被害者の法的保護、加害者への法的措置



## ■ 施策

### 4-2-1 あらゆる暴力等の予防と根絶のための啓発

DV防止に関する情報提供と、DV防止講座などにより、パートナーに対する暴力の予防と根絶に向けた啓発に努めます。

事業	内容	関係所属
デートDVの防止・啓発	若者に対して、デートDV防止啓発リーフレット等を作成し、配付します。	政策戦略課
女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	「女性に対する暴力をなくす運動」(毎年 11 月 12 日～25 日)を周知します。 また、パンフレット・HP等を活用し、相談窓口を周知します。	
※再掲 セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念の周知・理解促進	性や生殖に関する自己決定権と、そのために必要な情報やサービスへのアクセスの確保や、生涯を通じた女性の健康支援に向けたヘルスリテラシーの向上のため、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する啓発を行います。	
DV防止対策の推進	市民等を対象とし、DV及びあらゆる暴力の防止について正しい理解を深められるように、講座等の実施や情報発信を行います。 また、被害者支援に当たっては、支援機関と迅速に連携できるよう体制の充実を図ります。	政策戦略課 こども支援課
※再掲 若年期からの性に関する教育機会の充実	児童や生徒を対象として、発達段階に応じた内容をできるだけ早期から、学校における保健、特別の教科道徳、特別活動の学習を通じ、生殖器官や妊娠、エイズ及び性感染症予防について教育を行うほか、人権や自己決定権、ジェンダー、多様性、デートDVや性暴力の防止などに関する啓発や様々な学習機会の確保を図ります。	政策戦略課 学校教育課

#### 4-2-2 相談体制の確保

相談窓口の周知を図るとともに、暴力に遭った市民が相談しやすい体制をつくります。

また、本市の実情に合わせ、DV防止、被害者の保護から自立支援に至るまでの施策を総合的に講じるため、関係機関と連携のとれた支援体制を確保します。

事業	内容	関係所属
※再掲 DV相談体制の確保	DV相談窓口を市ホームページやチラシ等で周知します。 また、市役所内関係機関及び警察などとの相談窓口の連携体制の強化を図ります。	政策戦略課 危機管理室 こども支援課

## 施策目標3 あらゆるハラスメントや暴力の根絶

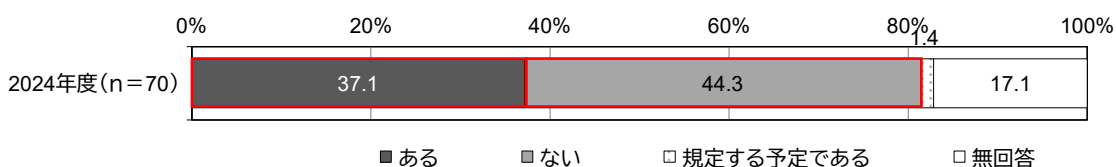
### ■ 現状と課題

#### 現状分析

配偶者や交際相手からの暴力(DV)だけでなく、職場、学校、地域、オンライン空間など、様々な場所で多様なハラスメントや暴力が問題となっています。

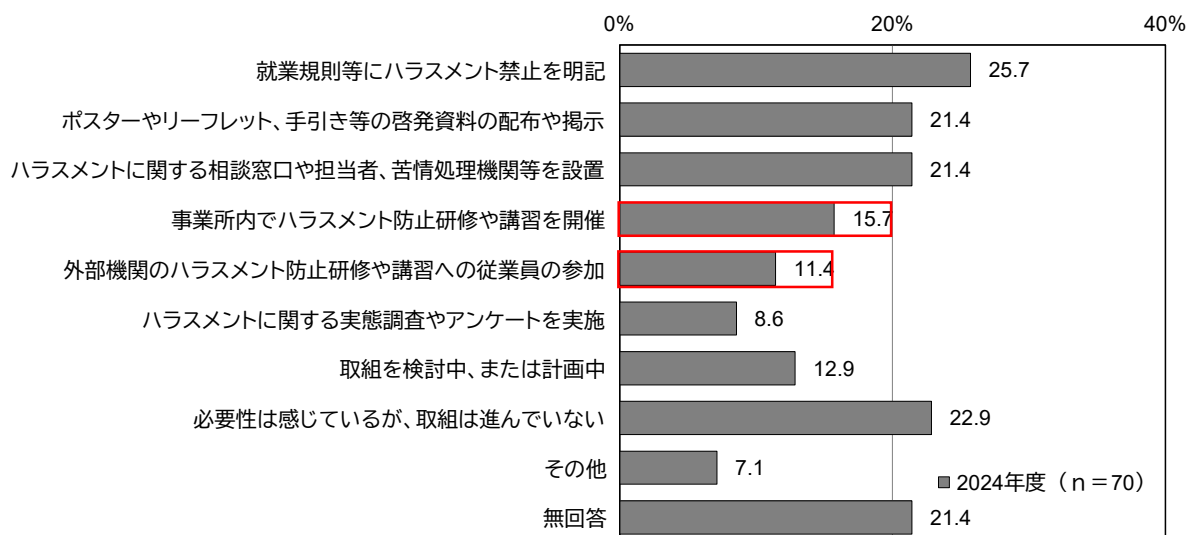
令和6年度事業所実態調査では、職場におけるハラスメント防止のための規定が「ある」と回答した事業所は37.1%に留まり、44.3%の事業所には規定がないことが明らかになっています。

#### 【貴事業所には、ハラスメント防止のための規定はありますか】



また、ハラスメント防止研修の実施状況についても、事業所においては15.7%、従業員が外部研修に参加している事業所も11.4%という状況です。これらの結果から、市民がハラスメントについて学ぶ機会や、事業所におけるハラスメント防止の取組が不足していることがうかがえます。

#### 【貴事業所において、職場のハラスメントを防止するために行っていることはありますか。】



さらに、インターネット上の誹謗中傷やSNSを通じたハラスメントが増加しており、特に若年層におけるインターネットリテラシーの向上が喫緊の課題となっています。

セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、インターネットにおける誹謗中傷、ストーカー行為、SOGIハラスメントなど、その種類は多様化・複雑化しており、ハラスメントの種類によって相談窓口が異なったり、専門的な知識を持った相談員が不足していたりするため、被害者が適切な支援につながりにくいという課題も挙げられています。

## 課題

### 1 ハラスメントの多様化と認識不足

ハラスメントの種類が多岐にわたり、事業所にその全体像や具体例が十分に認識されていません。

### 2 予防対策の不徹底

特に事業所において、ハラスメント防止規程の策定や研修の実施が不十分であり、未然防止のための対策が不足しています。

### 3 相談窓口の機能不全

相談窓口が明確でなかったり、専門性を持った相談員が不足していたりするため、被害者が安心して相談できず、適切な支援につながりにくい状況です。

### 4 加害者へのアプローチと再発防止の困難さ

加害者への指導や再発防止のためのプログラムが十分ではなく、同じ行為を繰り返すリスクがあります。

### 5 インターネット上のハラスメントへの対応

匿名性の高いオンライン空間での誹謗中傷など、新たな形のハラスメントへの対応が困難です。

## 施策の方向性

「重点方針 2025」が掲げる「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」を徹底します。

誰もが安心して働き、学び、活動できる安全な環境を地域全体で構築します。具体的には、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント、インターネットにおける誹謗中傷、ストーカー行為、SOGIハラスメントなど、あらゆるハラスメントや暴力に関する正しい知識を普及させ、その行為が個人の尊厳を侵害するものであり、許されない行為であるという認識を市民全体で共有します。

企業に対しては、ハラスメント防止規程の策定・周知、防止研修の実施を働きかけ、その実効性を高めます。

総合的な相談窓口の整備を進め、専門性を持った相談員を配置し、被害者が安心して相談できる体制を強化します。

「地方創生 2.0 基本構想」が目指す「安全・安心で持続可能な地域社会」を実現するため、ハラスメントのない健全なコミュニティの形成を推進し、地域全体の魅力を高めます。

## 関係当事者との連携ポイント

- **警察**: ストーカー行為やインターネット上の誹謗中傷など、犯罪にかかわるハラスメントへの対応
- **市民**: あらゆるハラスメントに関する正しい知識の習得、被害に遭った際の相談、加害者にならないための意識改革、インターネット利用におけるモラル・リテラシーの向上
- **民間団体・NPO**: 各種ハラスメントに関する専門相談、啓発活動の共同実施、被害者支援
- **保育園・幼稚園・学校等**: いじめ防止教育、ハラスメントに関する教育の充実、児童生徒・学生からの相談体制の強化、教職員への研修
- **事業者**: 職場におけるハラスメント防止規程の策定と周知徹底、従業員へのハラスメント防止研修の実施、ハラスメント相談窓口の設置と機能強化
- **労働局・労働基準監督署・法務局・弁護士会・司法書士会等**: 専門的な法律相談の提供、被害者の法的保護、法的措置に関する情報提供

## ■ 施策

### 4-3-1 様々なハラスメントや暴力に関する周知・啓発

セクハラ、パワハラ、インターネットにおける誹謗中傷等、ハラスメントや暴力に関する正しい知識を普及させ、その発生を防ぐため、市民に分かりやすい啓発と情報提供に努めます。

事業	内容	関係所属
あらゆるハラスメント防止に関する周知・啓発	あらゆるハラスメント等の防止に関する資料を収集の上、市民・市内事業者等に提供するとともに、国や県の事業と連携しながら、ハラスメント防止に関する意識の啓発を図ります。	全庁対応

### 4-3-2 ハラスメント等への支援と予防体制の整備

ハラスメントや暴力に対する支援とともに、相談窓口の周知のほか、官民が協調して、その防止に努めます。

事業	内容	関係所属
市役所におけるカスタマーハラスメント対策の推進	カスタマーハラスメントの実態を把握し、ハラスメント防止に関する取組を進め、より働きやすく、風通しの良い職場づくりを目指します。	政策戦略課 人事課
市役所におけるハラスメント防止環境の整備の充実	市役所におけるハラスメントに対する相談員を配置して、健全に働くことのできる環境づくりを進めます。	人事課
犯罪被害者等への支援	市民、事業者、関係機関等との連携の下、広報や啓発活動を通じて犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、相談や支援を行います。	危機管理室

## 第5章 計画の推進

### 1 成果指標一覧

項目名	現状:基準値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「男は仕事、女は家庭」という考え方に賛同しないと回答した市民の割合(市民意識調査)	66.9%	80.0%
「社会通念・慣習・しきたりなど」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	12.3%	20.0%
「LGBTQ+」の言葉の周知度(市民意識調査)	54.4%	70.0%
審議会等委員への女性の登用率	30.7%	40.0%以上 60.0%以下
女性委員のいない審議会等の数	2	0 ※「ゼロ」を維持する。
「職場」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	29.4%	40.0%
「家庭生活」において男女平等であると感じている市民の割合(市民意識調査)	33.2%	45.0%
渋川市役所における管理的地位(課長相当職以上)にある職員に占める女性職員の割合	23.7%	30.0%
「くるみん認定」や「えるぼし認定」等の取得企業数	2社	6社
家庭で「育児」を分担して行っていると回答した市民の割合(市民意識調査)	16.5%	35.0%
「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉の周知度(市民意識調査)	6.0%	15.0%
防災会議における女性委員の登用率	14.3%	40.0%以上 60.0%以下
過去5年に配偶者等から身体的暴力を受けた人の割合(市民意識調査)	3.6%	2.0%
職場にハラスメントの相談窓口や防止規定がないと回答した市民の割合(市民意識調査)	9.1%	4.5%

## 2 推進体制

### (1) 市民・企業・団体等との連携

男女共同参画は、家庭や地域社会、学校、職場など市民生活のあらゆる場面にかかわります。そのため、多くの個人や組織が連携して推進することが必要です。

「渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」に基づいて設置され、市民や学識経験者、事業者、関係団体などで構成されている「渋川市男女共同参画審議会」において、引き続き男女共同参画計画や施策の推進について、調査や審議を行います。

### (2) 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策は、行政のあらゆる分野に及びます。職員一人ひとりの男女共同参画意識を向上させるとともに、関係部局が緊密に連携、協力し、男女共同参画の視点から各種施策を推進していくことが必要です。

市の部長や課長などで構成される「渋川市男女共同参画庁内推進本部会議」と「庁内推進会議」により、本計画の総合的かつ効果的な推進を図ります。

### (3) 計画の進行管理

計画の着実な推進を図るためには、進捗状況や成果の把握を行い、施策の見直しを行う必要があります。毎年度、事業の実施状況などについて報告書として取りまとめたものを上記会議体で協議し、進行管理を行います。

## 資料編

### 渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例

令和6年3月7日

条例第3号

#### (目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画及び多様性を尊重する社会を総合的かつ計画的に推進し、もって共生社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が個人の能力に応じて均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 多様性を尊重する社会 性別等、年齢、障害の有無、国籍、文化的な背景等の違いにかかわらず、全ての人が個人として尊重され、その個性と能力を發揮し、それぞれの違い及び共通点を認め合う調和のある社会をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(4) 性別等 生物学的な性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等をいう。

(5) 性的指向 恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

(6) ジェンダーアイデンティティ 自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

#### (基本理念)

第3条 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、次に掲げる事項を

基本理念として行わなければならない。

- (1) 個人としての尊厳を重んぜられ、性別等による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行によって個人の活動が制限されることなく、自らの意思により多様な生き方を選択できること。
- (3) 個人が、社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する人が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、他者に対する暴力的行為（身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。）を行ってはならない。

3 何人も、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与える行為をいう。）を行ってはならない。

4 何人も、他者の性的指向又はジェンダーアイデンティティに関して、公表を強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

（年次報告書の公表）

第8条 市長は、毎年、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進状況並びに男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する市の施策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

（基本計画の策定）

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとし、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市民等及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第12条に規定する渋川市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（学習の機会の提供）

第10条 市は、市民等及び事業者が男女共同参画及び多様性を尊重する社会に関する理解を深めるため、男女共同参画及び多様性を尊重する社会に関する学習の機会の提供に努めるものとする。

（施策に対する意見の申出）

第11条 市民等及び事業者は、市が実施する男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する施策又は男女共同参画及び多様性を尊重する社会に影響を及ぼすと認められる施策について、市に意見を申し出ることができるものとする。

2 市は、前項の規定による意見の申出を処理するに当たって特に必要があると認めるときは、次条に規定する渋川市男女共同参画審議会に意見を聴くものとする。

（審議会の設置）

第 1 2 条 基本計画その他男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、渋川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第 1 3 条 審議会は、委員 1 2 人以内で組織する。

2 委員は、男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委任）

第 1 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に定められている基本計画は、この条例に規定する手続により定められた基本計画とみなす。

（渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 渋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年渋川市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表の 3 の表総合計画審議会委員の項の次に次のように加える。

男女共同参画審議会委員	6, 1 0 0
-------------	----------

# 渋川市男女共同参画審議会規則

令和6年7月26日

規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、渋川市男女共同参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（令和6年渋川市条例第3号）第12条に規定する渋川市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し見識を有する者
- (4) 公募による市民

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、会長がその議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第5条 審議会において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総合戦略部政策戦略課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和6年8月1日から施行する。

渋川市男女共同参画審議会委員名簿（敬称略）

令和7年度

選出区分	肩書き等	氏名	役職
(1)	群馬大学ダイバーシティ推進センター 副センター長	林 はるみ	会長
(2)	渋川市立金島中学校 校長	新井 佐知子	
	群馬県立渋川青翠高等学校 養護教諭	水出 里美	
(3)	一般社団法人ハレルワ 代表理事	間々田 久渚	副会長
	NPO法人シーヤクラブ 代表	池田 久子	
	いかほ秀水園 女将 伊香保温泉旅館協同組合 理事	高尾 由希子	
	渋川公共職業安定所 所長	阿部 勝良	
	SWEET BOX 代表	芝田 麻衣子	
	デンカ株式会社 渋川工場 管理部長	白岩 秀明	
(4)	公募	大津 豊美	
	公募	佐藤 美幸	
	公募	小林 恵美	

【任期】令和6年10月1日～令和8年9月30日

渋川市男女共同参画審議会規則に基づく選出区分

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 男女共同参画及び多様性を尊重する社会の推進に関し見識を有する者
- (4) 公募による市民

第3次澁川市男女共同参画計画の策定経過について

年月日	会議名等	内容	
令和6年	8月26日	令和6年8月第4回庁議	・第3次澁川市男女共同参画計画の策定方針について
	9月6日	市議会9月定例会 総務市民常任委員会協議会	
	10月28日 ～11月1日 (電子会議室)	令和6年度第1回澁川市男女共同参画庁内推進会議	・第2次澁川市男女共同参画計画の二次評価の検討について ・第3次澁川市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査及び事業所アンケートの設問案の検討について等
	11月5日	令和6年度第1回澁川市男女共同参画庁内推進本部会議	
	11月12日	令和6年度第1回澁川市男女共同参画審議会	
	12月23日～ 令和7年 1月24日	男女共同参画に関する事業所実態調査	市内に事業所を有する企業・事業所200社が対象 70件(回収率35.0%)
12月25日～ 令和7年 1月24日	男女共同参画に関する市民意識調査	市内在住の満18歳以上の2,000人が対象 763件(回収率38.2%)	
令和7年	2月3日	令和6年度第2回澁川市男女共同参画庁内推進本部会議	・第3次澁川市男女共同参画計画の骨子案について等
	2月18日	令和6年度第2回澁川市男女共同参画審議会	
	6月11日	令和7年度第1回澁川市男女共同参画庁内推進会議	・第3次澁川市男女共同参画計画策定に係る市民意識調査及び事業所アンケートの結果について ・(仮称)第3次澁川市男女共同参画計画(案)について等
	6月24日	令和7年度第1回澁川市男女共同参画庁内推進本部会議	
	7月2日	令和7年度第1回澁川市男女共同参画審議会	
	7月22日～ 28日(電子会議室)	令和7年度第2回澁川市男女共同参画庁内推進会議	・(仮称)第3次澁川市男女共同参画計画(案)について等
	8月4日	令和7年度第2回澁川市男女共同参画庁内推進本部会議	
	8月19日	令和7年度第2回澁川市男女共同参画審議会	

	年月日	会議名等	内容
令和7年	8月25日	令和7年8月第4回庁議	・第3次澁川市男女共同参画計画（案）について
	9月26日	市議会9月定例会 総務市民常任委員会協議会	・（仮称）第3次澁川市男女共同参画計画（案）について
	10月1日～31日	市民意見公募	提出された意見0人／0件
令和8年	1月5日～9日（電子会議室）	令和7年度第3回澁川市男女共同参画庁内推進会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次澁川市男女共同参画計画策定に係る市民意見公募結果について</li> <li>・（仮称）第3次澁川市男女共同参画計画（案）について</li> </ul> 等
	1月16日	令和7年度第3回澁川市男女共同参画庁内推進本部会議	
	1月28日	令和7年度第3回澁川市男女共同参画審議会	
	2月16日	令和8年2月第3回庁議	・第3次澁川市男女共同参画計画の策定について



# しぶかわジェンダー平等推進プラン

## 【第3次渋川市男女共同参画計画】

---

令和8年3月

発行：渋川市 総合戦略部 政策戦略課  
〒377-8501 群馬県渋川市石原 80 番地  
電話：0279-22-2111(代)